平成30年（第３回）山鹿市議会９月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
1	８月30日	木	開会・提案理由説明	
2	８月31日	金	休会（発言通告締切午後５時まで）	
3	９月１日	（土）	休　　会	
4	９月２日	（日）		
5	９月３日	月		
6	９月４日	火		
7	９月５日	水	質疑・一般質問	
8	９月６日	木	質疑・一般質問・委員会付託	
9	９月７日	金	休　　会	建設経済
１０	９月８日	（土）		
１１	９月９日	（日）		
１２	９月10日	月		市民福祉
１３	９月11日	火		総務文教
１４	９月12日	水		
１５	９月13日	木		議会運営
１６	９月14日	金	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成30年（第３回）山鹿市議会９月定例会

目　　次

第１号（８月30日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 5

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7

７．日程第２　会期の決定 …… 7

８．日程第３　議案第66号～議案第78号
認定第１号～認定第12号
報告第５号～報告第12号 …… 7

９．提案理由の説明 …… 7

（１）議案第66号（阿蘇品総務部長） …… 8

（２）議案第67号（宮崎市民部長） …… 8

（３）議案第68号（白田建設部長） …… 9

（４）議案第69号（大森教育部長） …… 9

（５）議案第70号（大森教育部長） …… 9

（６）議案第71号（大森教育部長） …… 9

（７）議案第72号（阿蘇品総務部長） …… 10

（８）議案第73号（野田福祉部長） …… 12

（９）議案第74号（野田福祉部長） …… 12

（10）議案第75号（永田市民医療センター事務部長） …… 13

（11）議案第76号（宮崎市民部長） …… 14

（12）議案第77号（中山消防本部消防長） …… 14

（13）議案第78号（野田福祉部長） …… 14

（14）認定第１号（阿蘇品総務部長） …… 15

（15）認定第２号（佐藤福祉部次長） …… 16

（16）認定第３号（佐藤福祉部次長） …… 16

（17）認定第４号（古江建設部次長） …… 17

（18）認定第５号（佐藤福祉部次長） …… 17

（19）認定第６号（冨田水道局長）　…… 18
（20）認定第７号（才田経済部次長）　…… 19
（21）認定第８号（才田経済部次長）　…… 19
（22）認定第９号（才田経済部次長）　…… 19
（23）認定第10号（冨田水道局長）　…… 20
（24）認定第11号（永田市民医療センター事務部長）　…… 20
（25）認定第12号（古江建設部次長）　…… 21
（26）報告第５号（阿蘇品総務部長）　…… 22
（27）報告第６号（白田建設部長）　…… 23
（28）報告第７号（白田建設部長）　…… 23
（29）報告第８号（白田建設部長）　…… 23
（30）報告第９号（中山消防本部消防長）　…… 24
（31）報告第10号（大林総務部次長）　…… 24
（32）報告第11号（早田経済部長）　…… 25
（33）報告第12号（早田経済部長）　…… 26
10．散　会　…… 27

第２号（９月５日）

１．議事日程　…… 31
２．本日の会議に付した事件　…… 32
３．出席議員　…… 32
４．説明のため出席した者　…… 33
５．事務局職員出席者　…… 33
６．日程第１　質疑・一般質問　…… 35
（１）服部　香代君一般質問　…… 35
○藤島教育部首席教育審議員答弁　…… 36
（２）服部　香代君一般質問　…… 36
○藤島教育部首席教育審議員答弁　…… 38
（３）服部　香代君一般質問　…… 39
○藤島教育部首席教育審議員答弁　…… 40
（４）服部　香代君一般質問　…… 41
○野田福祉部長答弁　…… 42
（５）服部　香代君一般質問　…… 43
○野田福祉部長答弁　…… 44

（６）服部　香代君一般質問 …… 45
○中嶋市長答弁 …… 47
（７）服部　香代君一般質問 …… 47
（８）冨田　弘海君一般質問 …… 48
○大森教育部長答弁 …… 49
（９）冨田　弘海君一般質問 …… 49
○大森教育部長答弁 …… 50
（10）冨田　弘海君一般質問 …… 51
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 51
（11）冨田　弘海君一般質問 …… 52
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 53
（12）冨田　弘海君一般質問 …… 53
○堀田教育長答弁 …… 54
（13）北原　昭三君一般質問 …… 55
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 56
（14）北原　昭三君一般質問 …… 56
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 56
（15）北原　昭三君一般質問 …… 57
○野田福祉部長答弁 …… 58
（16）北原　昭三君一般質問 …… 58
○阿蘇品総務部長答弁 …… 59
（17）北原　昭三君一般質問 …… 59
○阿蘇品総務部長答弁 …… 60
（18）北原　昭三君一般質問 …… 60
○阿蘇品総務部長答弁 …… 61
（19）北原　昭三君一般質問 …… 62
○阿蘇品総務部長答弁 …… 62
（20）北原　昭三君一般質問 …… 62
○大森教育部長答弁 …… 63
（21）北原　昭三君一般質問 …… 64
○大森教育部長答弁 …… 64
（22）北原　昭三君一般質問 …… 64
○阿蘇品総務部長答弁 …… 65
（23）北原　昭三君一般質問 …… 66

○阿蘇品総務部長答弁 …… 66
(24) 北原　昭三君一般質問 …… 67
○白田建設部長答弁 …… 67
(25) 北原　昭三君一般質問 …… 68
○白田建設部長答弁 …… 68
(26) 北原　昭三君一般質問 …… 69
○白田建設部長答弁 …… 69
(27) 勢田　昭一君一般質問 …… 70
○阿蘇品総務部長答弁 …… 71
(28) 勢田　昭一君一般質問 …… 71
○阿蘇品総務部長答弁 …… 73
(29) 勢田　昭一君一般質問 …… 74
○阿蘇品総務部長答弁 …… 74
(30) 勢田　昭一君一般質問 …… 75
○早田経済部長答弁 …… 75
(31) 勢田　昭一君一般質問 …… 76
○中嶋市長答弁 …… 77
(32) 勢田　昭一君一般質問 …… 78
(33) 芋生　よしや君一般質問 …… 78
○阿蘇品総務部長答弁 …… 80
(34) 芋生　よしや君一般質問 …… 81
○白田建設部長答弁 …… 83
(35) 芋生　よしや君一般質問 …… 83
○野田福祉部長答弁 …… 84
(36) 芋生　よしや君一般質問 …… 84
○野田福祉部長答弁 …… 86
(37) 芋生　よしや君一般質問 …… 86
○野田福祉部長答弁 …… 87
(38) 芋生　よしや君一般質問 …… 88
○野田福祉部長答弁 …… 89
(39) 芋生　よしや君一般質問 …… 89
○中嶋市長答弁 …… 90
(40) 芋生　よしや君一般質問 …… 90
○阿蘇品総務部長答弁 …… 90

（41）芋生　よしや君一般質問 …… 91
○中嶋市長答弁 …… 92
（42）芋生　よしや君一般質問 …… 92
○永田市民医療センター事務部長答弁 …… 93
（43）芋生　よしや君一般質問 …… 94
○大森教育部長答弁 …… 94
（44）芋生　よしや君一般質問 …… 95
７．散　会 …… 95

第３号（９月６日）

１．議事日程 …… 99
２．本日の会議に付した事件 …… 99
３．出席議員 …… 100
４．説明のため出席した者 …… 100
５．事務局職員出席者 …… 101
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 102
（１）有働　辰喜君一般質問 …… 102
○大森教育部長答弁 …… 103
（２）有働　辰喜君一般質問 …… 104
○大森教育部長答弁 …… 105
（３）有働　辰喜君一般質問 …… 105
○大森教育部長答弁 …… 108
（４）有働　辰喜君一般質問 …… 109
○大森教育部長答弁 …… 111
（５）有働　辰喜君一般質問 …… 112
○早田経済部長答弁 …… 113
（６）有働　辰喜君一般質問 …… 114
○大森教育部長答弁 …… 115
（７）有働　辰喜君一般質問 …… 116
○大森教育部長答弁 …… 117
（８）有働　辰喜君一般質問 …… 117
（９）小川　榮二君一般質問 …… 118
○早田経済部長答弁 …… 119
（10）小川　榮二君一般質問 …… 119

○早田経済部長答弁 …… 120
(11) 小川　榮二君一般質問 …… 120
○早田経済部長答弁 …… 121
(12) 小川　榮二君一般質問 …… 122
○早田経済部長答弁 …… 122
(13) 小川　榮二君一般質問 …… 123
○早田経済部長答弁 …… 123
(14) 小川　榮二君一般質問 …… 124
(15) 立山　大二朗君一般質問 …… 124
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 126
(16) 立山　大二朗君一般質問 …… 126
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 128
(17) 立山　大二朗君一般質問 …… 129
○早田経済部長答弁 …… 133
(18) 立山　大二朗君一般質問 …… 134
○早田経済部長答弁 …… 135
(19) 立山　大二朗君一般質問 …… 136
○早田経済部長答弁 …… 137
(20) 立山　大二朗君一般質問 …… 137
(21) 永田　紘二君質疑 …… 139
○大森教育部長答弁 …… 140
(22) 永田　紘二君一般質問 …… 141
○佐藤福祉部次長答弁 …… 141
(23) 永田　紘二君一般質問 …… 142
○佐藤福祉部次長答弁 …… 142
(24) 永田　紘二君一般質問 …… 143
○佐藤福祉部次長答弁 …… 143
(25) 永田　紘二君一般質問 …… 144
○大森教育部長答弁 …… 145
(26) 永田　紘二君一般質問 …… 145
○大森教育部長答弁 …… 145
(27) 永田　紘二君一般質問 …… 146
○大森教育部長答弁 …… 147
(28) 永田　紘二君一般質問 …… 148

○堀田教育長答弁 …… 150
７．日程第２　委員会付託 …… 150
８．散　会 …… 151

第４号（９月14日）

１．議事日程 …… 151
２．本日の会議に付した事件 …… 156
３．出席議員 …… 156
４．説明のため出席した者 …… 156
５．事務局職員出席者 …… 157
６．日程第１　議案第66号～議案第78号
認定第１号～認定第12号
陳情第５号 …… 158
７．各常任委員長の報告 …… 158
（１）建設経済常任委員長報告 …… 158
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 161
（３）総務文教常任委員長報告 …… 163
８．質　疑 …… 166
９．討　論 …… 166
（１）芋生　よしや君討論 …… 166
10．採　決 …… 169
11．閉　会 …… 171

８月３０日(木曜日)

平成30年（第３回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成30年８月30日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第66号　専決処分の承認を求めることについて
（平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第67号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号　山鹿市営住宅条例等の一部を改正する条例

議案第69号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例

議案第70号　山鹿市立認定こども園条例

議案第71号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第72号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

議案第73号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第74号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第75号　平成30年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第76号　財産の取得について

議案第77号　財産の取得について

議案第78号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

認定第１号　平成29年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成29年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　平成29年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　平成29年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成29年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第11号　平成29年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第12号　平成29年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第５号　平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第６号　専決処分の報告について
報告第７号　専決処分の報告について
報告第８号　専決処分の報告について
報告第９号　専決処分の報告について
報告第10号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第11号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第12号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗	君
２番	小　川　榮　二	君
３番	芋　生　よしや	君
４番	勢　田　昭　一	君
５番	有　働　辰　喜	君
６番	服　部　香　代	君
７番	冨　田　弘　海	君
８番	永　田　　健	君
９番	冨　丸　洋一郎	君
10番	藤　本　峰　秀	君
11番	北　原　昭　三	君
12番	芹　川　正　美	君
13番	藤　原　　豊	君
14番	平　井　邦　廣	君
15番	吉　本　政　幸	君
16番	池　田　誠　一	君

17番	堀　茂幸	君
18番	永田紘二	君
19番	横手啓介	君
20番	寺崎勇児	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	池田永実	君
教育長	堀田浩一郎	君
総務部長	阿蘇品貴司	君
消防本部消防長	中山恒弘	君
市民部長	宮崎錦也	君
福祉部長	野田勝年	君
経済部長	早田順二	君
建設部長	白田俊輔	君
教育部長	大森健司	君
市民医療センター事務部長	永田臣司	君
総務部次長	大林秀樹	君
市民部次長	梅崎康二	君
福祉部次長	佐藤アキ	君
経済部次長	才田豊昭	君
建設部次長	古江光拡	君
水道局長	冨田龍也	君
秘書政策課長	森田英美	君
環境課長	樺　浩介	君
福祉課長	山下　陽	君
教育総務課長	瀬口慎哉	君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠	君
局長補佐兼議事係長	中村武志	君
書記	高木善彦	君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

ただいまから平成30年（第３回）山鹿市議会９月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成30年９月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まずは、西日本を中心に北海道や中部地方など全国的に広い範囲で記録された平成30年７月豪雨は、記録的な大雨となり、多くのとうとい人命が失われ、いまだに行方不明の方がおられるなど、甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様方に衷心よりお見舞いを申し上げます。

本市では、人命を失うような被害はございませんでしたが、友好都市であります岡山県高梁市からは、川が氾濫し、水道が断水したとのことで、救援要請がございました。災害時の相互応援協定により、直ちに水道局の給水車と４名の職員を現地に向かわせ、避難所での給水活動を行いました。また、愛媛県宇和島市には、チーム熊本の一員として、罹災証明書の発行に伴う現場調査のため、職員１名を派遣いたしました。今もなお、被災地は堆積する大量の土砂や流木に阻まれ、復旧が進まない状況にあると思われますが、１日も早い復旧と生活再建を心からお祈り申し上げる次第でございます。

さて、本市におきましては、夏のイベント、鹿本招魂祭、山鹿灯籠まつりが、連日記録的な猛暑が続く中、開催されました。多くの皆様のご協力により、ともに盛会のうちに終えることができまして、私自身も心地よい達成感を感じております。中でも山鹿灯籠まつりにつきましては、メーンであります千人灯籠踊りを、２部制から本年度は１部制に変更するとともに、上がり灯籠を今まで以上にクローズアップした演出とし、ストーリー性のある祭りへと大きくさま変わりさせたところでございます。観客もスタッフもともに楽しめ、かつ祭りの本質を示しながら、将来に向けた持続可能な祭りとするための挑戦でございましたが、今後多くの皆様からのご意見をもとに祭り全体を検証し、来年度へ反映させてまいりたいと考えております。

また、官民一体となり着々と進めてまいりました菊鹿ワイナリーがいよいよ11月９日に開業の運びとなりました。今後は地域資源を活用した６次産業化や市内観光事業者と連携した誘客、町なかの回遊、情報発信に取り組み、山鹿市全体の活性化につなげてまいりますので、これからも議員各位を初め、市民の皆様の力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

本定例会において、ご審議いただきます議案は、条例５件、予算５件、財産の取得２件、その他１件の計13件と、認定12件、報告８件であります。これら諸議案につきましては、担当職員がご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永田　健君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、永田　紘二君、堀　茂幸君を指名いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（永田　健君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月14日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第３　議案第66号～議案第78号
認定第１号～認定第12号
報告第５号～報告第12号

○議長（永田　健君）

日程第３、議案第66号から報告第12号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、本年６月中旬から７月上旬にかけての集中豪雨により被害を受けました施設の災害復旧に係る経費につきまして、地方自治法第179条第１項の規定により、平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）として、７月17日に専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に１億1510万円を追加し、総額を315億2608万7000円とするものです。

10ページをお願いします。

補正予算につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費から、次のページの（目）現年発生公園施設災害復旧費にかけましては、集中豪雨により被害を受けた農地、農業用施設、林業施設、公共土木施設及び公園施設に係る測量設計及び応急対策に要する経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

議案第67号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、一般廃棄物の焼却施設の稼働に伴い、自己搬入する場合における一般廃棄物の処理手数料を新たに定めるため、所要の規定の整備を行うものです。

主な改正内容は、処理手数料を定めております別表第１に「自己搬入によるもの」の区分を追加し、一般家庭等から生ずる燃やすごみを持ち込み、処分する際の手数料に関する規定を設けるとともに、所要の条文の整備を行うものです。

なお、附則といたしまして、この条例は平成31年４月１日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

議案第68号　山鹿市営住宅条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、公営住宅法等の改正に伴い条例を改正する必要があり、提案するものです。

第１条、山鹿市営住宅条例の一部改正につきましては、公営住宅法等の改正に伴い、引用する条項等を改め、第16条第１項にただし書きとしまして、市営住宅入居者が家賃算定のために提出が義務づけられている収入申告についての緩和要件を加えるとともに、条文の整備を行うものです。

第２条から第４条までの３条例につきましても引用する条項等を改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

議案第69号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市カルチャースポーツセンターに、第３多目的グラウンド及びテニスコートを新たに設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、別表に新たに設置する施設の利用期間及び利用時間並びに使用料の額を加えるものです。

附則といたしまして、この条例は平成31年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第70号　山鹿市立認定こども園条例について、ご説明申し上げます。

本案は、鹿本地区にございます幼慈園と鹿本幼稚園の２つの市立保育園と幼稚園を統合し、新たに市立の認定こども園「鹿本こども園」を開設することに伴い、認定こども園の設置に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

主な内容は、名称を山鹿市立鹿本こども園、位置を現在の鹿本幼稚園の住所地とし、その他認定こども園の事業内容や入園の資格等を規定するものです。

附則といたしまして、この条例は平成31年４月１日から施行するものとし、あわせて関係条例の改正を行うものです。

続きまして、議案第71号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに

伴い条例を改正するものです。

改正の内容は、家庭的保育事業者等の職員が病気等の際に代替保育を提供する保育園等の連携施設にかわる小規模保育事業者による連携協力を行うものを規定するとともに、給食の提供等についての要件を緩和するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第72号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に８億4515万7000円を追加し、総額を323億7124万4000円とするものです。

４ページをお願いします。

第２表、債務負担行為補正です。鹿本小学校整備事業について追加するものです。

５ページをお願いします。

第３表、地方債補正です。義務教育施設整備事業の変更を行うものです。

続きまして、６ページをお願いします。

災害復旧事業に係る追加を行うものです。

14ページをお願いします。

まず、今回の補正予算につきましては、本年６月の大阪北部地震を受け、公共施設に係るブロック塀の緊急点検を実施し、危険度の高いブロック塀の撤去、フェンスの設置等の安全対策を行うための必要経費を計上しております。また、平成28年度及び平成29年度に交付されました国県支出金に係る精算返納金を計上しております。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、歳出よりご説明申し上げます。

（款）総務費、（目）財産管理費の補正額380万円は、市長部局において所管する普通財産に係るブロック塀の安全対策に要する経費です。

15ページをお願いします。

（款）民生費、（目）児童福祉総務費の中の子育て活動支援事業49万5000円は、保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に一定期間の保護を行う子育て短期支援事業の利用件数の増加によるもので

す。次の放課後児童健全育成事業413万5000円は、放課後児童クラブで利用する施設に係るブロック塀の安全対策に要する経費です。

次の（目）児童福祉施設の補正額35万7000円は、つどいの広場事業で利用する施設に係るブロック塀の安全対策に要する経費です。

16ページをお願いします。

（款）衛生費、（目）環境衛生総務費の補正額327万円は、市営墓地に係るブロック塀の安全対策に要する経費です。

17ページをお願いします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業864万1000円は、熊本県のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業を活用し、地域営農組織の規模拡大やコスト削減に係る設備投資を支援するものです。次の農産物生産振興事業313万7000円は、熊本県の産地パワーアップ事業を活用し、果樹生産に係る設備投資を支援するものです。

次の（目）農地費の補正額362万7000円は、土地改良施設維持管理適正化事業の採択に伴う負担金の確定によるものです。

次の（款）土木費、（目）都市計画総務費の補正額2000万円は、豊前街道かいわいにおけるにぎわいの創出を図るため、豊前街道歴史的まちなみ再生事業を推進するものです。

18ページをお願いします。

（目）住宅管理費の補正額340万円は、山鹿ビルの区分所有の土地及び建物の評価並びに補償費の算定に係る鑑定評価を行うものです。

次の（款）消防費、（目）災害対策費の補正額160万円は、特定空家等除却促進事業の利用件数の増加によるものです。

次の（款）教育費、（目）教育委員会費の補正額1066万8000円のうち、委託料166万8000円は、県立特別支援学校の整備に向け、平成32年３月限りで閉校予定の稲田小学校の敷地について測量等を行うものです。また、次のページにかけましての工事請負費900万円は、教育委員会で所管する学校跡地に係るブロック塀の安全対策に要する経費です。

次の（目）小学校の学校管理費の中の学校運営費25万4000円は、市内小学校各部の全国大会等への競技出場を支援するものです。次の学校施設環境改善事業860万円は、本年度取り組んでおります三玉小学校のエレベーター設置工事について、詳細設計の結果、地盤を強化する必要が生じたため、杭打設による基礎工事を行うものです。

次の（目）小学校の学校建設費の補正額206万2000円は、平成32年４月に開校予

定の鹿本小学校の屋内運動場に係る施設整備費です。屋内運動場の整備につきましては、平成32年度までの債務負担行為を設定しており、総額は３億8087万5000円です。

20ページをお願いします。

（目）中学校の学校管理費の中の学校運営費166万円は、市内中学校各部の全国大会等への競技出場を支援するものです。次の施設管理経費250万円は、中学校施設に係るブロック塀の安全対策に要する経費です。

次の（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費の補正額２億3766万円、次の（目）現年発生林業施設災害復旧費の補正額１億1000万円、次のページの（目）現年発生土木施設災害復旧費の補正額２億6013万円、次の（目）現年発生公園施設災害復旧費の補正額250万円は、本年６月中旬から７月上旬にかけての集中豪雨により被害を受けた農地、農業用施設、林業施設、公共土木施設及び公園施設に係る災害復旧に要する経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

議案第73号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に5298万1000円を追加し、総額を71億3734万5000円とするものです。

６ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

（款）諸支出金、（目）償還金の補正額5298万1000円は、平成29年度の保険給付費等の確定に伴う国県支出金及び支払基金交付金等の超過交付に係る精算返納金です。

続きまして、議案第74号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に１億4257万2000円を追加し、総額を63億4491万円とするものです。

６ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

（款）総務費、（目）介護基盤緊急整備特別対策事業の補正額480万円は、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金等の補助単価が改正されたために補正するものです。

次の（款）諸支出金、（目）償還金の補正額１億3777万2000円は、平成29年度の介護給付費及び地域支援事業費等の確定に伴う国県支出金及び支払基金交付金の超過交付に係る精算返納金です。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

永田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　永田　臣司君　登壇］

○市民医療センター事務部長（永田　臣司君）

議案第75号　平成30年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、医療機器の整備費及びその財源並びに平成29年度の医療機器整備事業に伴う起債の発行の後、交付金の交付を受けたため、繰上償還をする必要があり、補正をお願いするものでございます。

１ページをお願いいたします。

第２条、資本的収入及び支出でございます。収入の（第１款）資本的収入の既決予定額に1450万円を追加し、総額を１億4372万円とするものでございます。

次に、支出の（第１款）資本的支出の既決予定額に3040万4000円を追加し、総額を６億2928万5000円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第３条は、企業債でございます。医療機器整備事業費の増額に伴い、起債の限度額を補正するものです。

補正予算の内容につきましては、実施計画によりご説明いたします。

５ページをお願いいたします。

収入の（款）資本的収入、（項）企業債、（目）病院事業債の補正予定額1450万円は、医療機器整備事業に係る企業債を増額するものです。

次に、支出の（款）資本的支出、（項）の１建設改良費、（目）器械備品費の補正予定額1450万円は、医療機器の更新整備等に要する経費でございます。（項）の２企業債償還金、（目）企業債償還金の補正予定額1590万4000円は、企業債元金の繰上償還でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

議案第76号　財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、焼却灰等搬出天蓋付き20トンダンプ車の取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、焼却灰等搬出天蓋付き20トンダンプ車１台です。一般廃棄物の焼却施設の稼働に伴い、焼却灰を安全かつ効率的に運搬するため、取得するものです。

契約の方法は指名競争入札で、取得金額は1458万円です。契約の相手方は玉名郡和水町原口793番地、三菱ふそうトラック・バス株式会社九州ふそう熊本支店、支店長　松﨑　孝美氏です。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

議案第77号　財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、高規格救急自動車の取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるため提案するものです。

取得する財産は、高規格救急自動車１台です。

更新の理由としましては、現在、山鹿消防署に配備している高規格救急自動車は、配備から10年が経過しており、更新基準に基づき取得するものです。

契約方法は指名競争入札で、取得金額は3183万8400円です。契約の相手方は、山鹿市南島1262番地１、熊本トヨタ自動車株式会社山鹿店、店長　中島　健氏です。

以上、ご説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

議案第78号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、ご説明申

し上げます。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の議員の定数及び議員の選挙に係る広域連合規約の一部を変更するもので、議員定数32名を45名に変更するものです。これまで県内の市長、町村長、市議会議員、町村議会議員、それぞれの団体より８名ずつ選出する方法から、県内45市町村ごとに首長及び議員の中から各議会で１名を選出する方法へと変更するものです。

なお、本案の規約の変更手続につきましては、地方自治法第291条の３第１項の規定に基づく協議が必要であり、また同法第291条の11の規定により、全ての構成市町村の議会の議決を経る必要があり、提案するものでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第291条の３第１項の規定による熊本県知事の許可があった日から施行することとし、経過措置としまして、現定数及び現在在職する広域連合の議員の任期を平成31年２月13日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

認定第１号　平成29年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

２ページをお願いいたします。

歳入から申し上げます。

予算総額294億1327万2991円、調定額315億395万2966円に対しまして、収入済額は308億8489万1610円です。不納欠損額は2087万7510円、収入未済額は５億9818万3846円です。

３ページをお願いします。

歳出でございます。

予算現額294億1327万2991円に対しまして、支出済額は278億1295万2545円、翌年度繰越額が２億7228万7373円、不用額が13億2803万3073円です。執行率は94.6％です。

11ページをお願いします。

歳入歳出に係る差引残額は30億7193万9065円です。

65ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額30億7193万9000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は6620万6000円であり、結果、実質収支額は30億573万

3000円です。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の２の規定により、11億円を基金に編入しております。その内訳は、財政調整基金に４億円、減債基金に７億円です。なお、決算に係る附属資料としまして、主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する資料を作成しておりますので、あわせてご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

佐藤福祉部次長。

［福祉部次長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部次長（佐藤　アキ君）

認定第２号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄によりご説明いたします。

予算現額91億8372万5000円、調定額91億4727万8911円に対しまして、収入済額88億8727万9570円、不納欠損額1549万4018円、収入未済額２億4450万5323円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして、ご説明いたします。

予算現額91億8372万5000円に対しまして、支出済額86億1494万3585円、不用額５億6878万1415円でございます。

続いて、８ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、２億7233万5985円です。

次に、22ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに２億7233万6000円でございます。このうち地方自治法第233条の２及び山鹿市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例第２条第２項の規定に基づきまして、１億円を国民健康保険事業特別会計財政調整基金へ編入いたしております。

続きまして、認定第３号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄によりご説明いたします。

予算現額７億2058万2000円、調定額７億2876万4337円に対しまして、収入済額７億2482万537円、不納欠損額68万5500円、収入未済額325万8300円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして、ご説明いたします。

予算現額７億2058万2000円に対しまして、支出済額７億849万4926円、不用額1208万7074円でございます。

次に、５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、1632万5611円です。

次に、10ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1632万6000円でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

古江建設部次長。

［建設部次長　古江　光拡君　登壇］

○建設部次長（古江　光拡君）

認定第４号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入総計表の歳入合計欄により、ご説明いたします。

予算現額９億5371万9000円、調定額９億2782万3605円に対しまして、収入済額９億681万9805円、不納欠損額は46万7480円、収入未済額は2053万6320円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出総計表の歳出合計欄により、ご説明いたします。

予算現額９億5371万9000円に対しまして、支出済額９億681万9805円でございます。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

佐藤福祉部次長。

［福祉部次長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部次長（佐藤　アキ君）

認定第５号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄によりご説明いたします。

予算現額64億９万円、調定額62億8088万552円に対しまして、収入済額62億5790万9809円、不納欠損額470万6641円、収入未済額1826万4102円でございます。

次に、２ページをお願いいたします。

歳出につきまして、合計欄によりご説明いたします。

予算現額64億９万円に対しまして、支出済額60億822万7201円、不用額３億9186万2799円でございます。

７ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、２億4968万2608円でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに２億4968万3000円でございます。このうち、地方自治法第233条の２及び山鹿市介護給付費準備基金条例第２条第２項の規定に基づきまして、5000万円を介護給付費準備基金へ編入いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

冨田水道局長。

［水道局長　冨田　龍也君　登壇］

○水道局長（冨田　龍也君）

認定第６号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入合計欄で説明いたします。

予算現額１億7561万円、調定額１億6612万7664円に対しまして、収入済額は１億6508万9210円となっております。収入未済額は103万8454円であります。

２ページ目をお願いいたします。

歳出につきまして、予算現額１億7561万円に対しまして、支出済額１億6508万9210円、不用額1052万790円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

才田経済部次長。

［経済部次長　才田　豊昭君　登壇］

○経済部次長（才田　豊昭君）

認定第７号から第９号までの財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

認定第７号　平成29年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で説明いたします。

予算現額46万8000円、調定額44万7469円に対しまして、収入済額は44万7469円であります。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして、ご説明いたします。

予算現額46万8000円に対しまして、支出済額９万2759円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、35万4710円であります。

次に、認定第８号　平成29年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で説明いたします。

予算現額748万9000円、調定額745万4245円に対しまして、収入済額は745万4245円であります。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして、ご説明いたします。

予算現額748万9000円に対しまして、支出済額は414万6078円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、330万8167円であります。

次に、認定第９号　平成29年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で説明いたします。

予算現額は45万7000円、調定額44万894円に対しまして、収入済額は44万894円であります。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして、説明いたします。

予算現額45万7000円に対しまして、支出済額は４万584円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、40万310円であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

冨田水道局長。

［水道局長　冨田　龍也君　登壇］

○水道局長（冨田　龍也君）

認定第10号　平成29年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入から申し上げます。

（第１款）水道事業収益は、予算額４億2792万円に対しまして、決算額は４億2988万2469円であります。

次に、支出であります。

（第１款）水道事業費用は、予算額４億1782万1000円に対しまして、決算額は４億106万5457円となっております。

２ページ目をお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

（第１款）資本的収入は、予算額9664万8000円に対しまして、決算額は9513万4200円であります。

次に、支出であります。

（第１款）資本的支出は、予算額２億2957万円に対しまして、決算額は２億1358万4214円となっております。

５ページをお願いいたします。

平成29年度水道事業会計剰余金処分計算書(案)であります。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金8689万6998円のうち、自己資本に6737万1997円を組み入れ、減債積立金に1500万円、建設改良積立金に452万5001円をそれぞれ積み立てるものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

永田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　永田　臣司君　登壇］

○市民医療センター事務部長（永田　臣司君）

認定第11号　平成29年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、ご説明申し上

げます。

１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

（第１款）病院事業収益は、予算額合計38億2214万5000円に対しまして、決算額は37億5424万8034円であります。

次に、支出でございます。

（第１款）病院事業費用は、予算額合計37億7452万5000円に対しまして、決算額は36億8662万8914円であります。

２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

（第１款）資本的収入は、予算額合計8292万円に対しまして、決算額は9678万4000円であります。

次に、支出でございます。

（第１款）資本的支出は、予算額合計６億223万3000円に対しまして、決算額は６億198万2608円であります。

３ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

まず、本業での収支を示す医業収支でございますが、１の医業収益が32億8964万9157円、２の医業費用が35億920万3990円となり、差し引き２億1955万4833円の医業損失の計上となったところでございます。

次に、経常収支でございます。経常収支は、医業損失に３の医業外収益と４の医業外費用を合わせまして、7248万9084円の経常利益の計上となりました。

最終的な総収支につきましては、経常利益に５の特別利益と６の特別損失を合わせ、6148万2466円の当年度純利益、黒字での決算となったところでございます。

したがいまして、当年度未処理欠損金につきましては、当年度の純利益に前年度繰越欠損金の11億1379万1269円を合わせ、10億5230万8803円となり、同額を翌年度繰越欠損金としたところでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

古江建設部次長。

［建設部次長　古江　光拡君　登壇］

○建設部次長（古江　光拡君）

認定第12号　平成29年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、ご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明をいたします。

（第１款）下水道事業収益、予算額12億2224万5000円に対しまして、決算額は12億493万2052円でございます。

次に、支出についてご説明いたします。

（第１款）下水道事業費用、予算額12億1812万1000円に対しまして、決算額は11億3704万8786円でございます。

２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

（第１款）資本的収入、予算額２億3263万1000円に対しまして、決算額は２億939万7609円でございます。

次に、支出についてご説明いたします。

（第１款）資本的支出、予算額６億3385万6000円に対しまして、決算額は６億523万2319円でございます。

５ページをお願いいたします。

平成29年度山鹿市下水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、これまでに利益剰余金として得ました減債積立金８億9880万8494円及び未処分利益剰余金２億2038万5127円を資本金へ振替処理を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

報告第５号　平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、ご報告いたします。

まず、１番目の健全化判断比率の中の実質赤字比率につきましては、一般会計の収支についてであります。黒字決算のため、比率なしとなっております。

続きまして、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計及び公営企業会計の合計が黒字決算のため、比率なしとなっております。

次に、実質公債費比率につきましては、9.0％となっております。

次の将来負担比率につきましては、財政調整基金等や普通交付税に算入される地方債の額が地方債等の将来負担額を上回ったことから、比率なしとなっております。

続きまして、２番目の資金不足比率につきましては、全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

報告第６号から第８号までの３件の専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告いたします。

まず、報告第６号です。

２ページをお願いいたします。

事故の発生日時は、平成30年５月14日、午後６時20分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、相手方車両が県道津留鹿本線から市道原深倉線へ進入した際、当該市道の陥没箇所に右前輪が落ち、右側バンパーを損傷したものです。

損害賠償の額は、４万7736円です。

次に、報告第７号です。

２ページをお願いいたします。

事故の発生日時は、平成30年６月７日、午前11時ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市熊入町地内において、市道八幡縦貫線から市道松坂町熊入線に左折進入しようとした相手方車両が、同市道に敷設された側溝を通過した際、当該側溝のグレーチングぶたがはね上がり、バッテリーボックス等が破損したものです。

損害賠償の額は、37万5959円です。

最後に、報告第８号です。

２ページをお願いいたします。

事故の発生日時は、平成30年７月９日、午前９時20分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、相手方車両が山鹿市鹿北町岩野地内の市道田渕柏ノ木線を走行中、当該市道の陥没箇所に左前輪が落ち、タイヤが破損したものです。

損額賠償の額は、２万2680円です。

以上３件の和解事項としまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（永田　健君）

中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

報告第９号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、消火活動中の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時、平成30年６月７日、午後８時ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、建物火災の消火活動中、伸ばしたホースの送水時に足をとられた相手方が転倒し、負傷したものです。

損害賠償の額は、13万1000円です。

和解事項としましては、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務のないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

大林総務部次長。

［総務部次長　大林　秀樹君　登壇］

○総務部次長（大林　秀樹君）

報告第10号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の３第２項の規定により、ご報告申し上げます。

４ページをお願いいたします。

平成29年度の事業報告でございます。

２の事業の内容ですが、（１）自主事業及び公益目的事業といたしまして、地域資源を生かした文化・福祉・スポーツなどの地域振興事業を実施いたしております。

また、７ページ上段の（２）受託事業といたしまして、指定管理者として、八千代座やさくら湯などの施設管理業務、山鹿灯籠踊り保存会及び観光振興業務等を受

託いたしております。

平成28年熊本地震の影響で、特需的な利用がございましたスポーツ施設におきましては、被災地での施設の再開等により、利用者数は昨年度より減少しております。

また、地震からの復興に伴い、八千代座及び灯籠民芸館においては、利用者が増加しており、観光入り込み客の回復の兆しが見受けられます。

８ページから10ページにかけまして、受託施設の入場者数や使用料収入などの利用状況を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、11ページから13ページにかけまして、収支計算書を掲載しております。

まず、11ページの収入でございますが、経常収益の合計は２億9196万7887円でございます。

次に、支出につきまして、12ページをお願いいたします。

経常費用の合計は、２億2841万6323円でございます。

13ページをお願いいたします。

収入合計から支出合計を差し引いた当期一般正味財産増減額6355万1564円が翌年度への繰越金となります。なお、この繰越金額には、基本財産の3000万円を含んでおります。

14ページから15ページにかけましては、正味財産増減計算書でございます。

15ページの下から６行目、一般正味財産期末残高は9424万8564円となり、市が出資した基本財産であります指定正味財産の3000万円を加えた正味財産期末残高は１億2424万8564円でございます。

また、16ページに貸借対照表を、17ページに財産目録を掲載しておりますので、ご参照ください。

18ページから23ページにかけましては、平成30年度の事業計画及び収支予算書を掲載しております。公社の目的であります市民サービスの向上や文化・スポーツ・観光の振興を図るため、今後とも財政基盤の強化及び経営の質的向上を一層促してまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

報告第11号及び第12号、法人の経営状況につきまして、地方自治法第243の３第２項の規定により、ご報告申し上げます。

まず、報告第11号　株式会社小栗郷でございます。

４ページをお願いいたします。

平成29年度の事業報告でございます。

株式会社小栗郷は、小栗館、お栗茶屋、木遊館及びカントリーパークの管理運営に当たっております。平成29年度は、平成28年の熊本地震、さらには平成29年の九州北部豪雨災害の影響により、経営的に厳しい状況下ではございましたが、創業20周年の周年祭及び関連行事等に取り組んだ結果、年間を通しての来客者数は前年比1.2％増の39万3439人、売上高については前年比2.4％減の４億6606万9000円、当期純損益金は465万89円の損失となっております。

５ページから８ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、９ページから10ページにかけましては、平成30年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、報告第12号、株式会社鹿本町振興公社の経営状況でございます。

４ページをお願いいたします。

平成29年度の事業報告でございます。

株式会社鹿本町振興公社は、水辺プラザかもと内の温泉施設を含む物産館及び食事施設などの複合施設と、その周辺、上内田川の河川公園の管理運営に当たっております。

平成29年度は、小栗郷同様、熊本地震及び九州北部豪雨災害の影響もあり、年間通しての来客者数は前年比4.8％減の51万8035人、レストランを含む売上高が前年比5.6％減の４億1649万1000円でございまして、当期純損益金は281万4711円の利益となっております。

５ページから７ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、８ページから９ページにかけましては、平成30年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますのでご参照ください。

ご報告申し上げました２つの法人につきましては、経営基盤の強化による経営の安定を促してまいたいというふうに考えております。

以上、ご報告申し上げます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時15分　散会

～～～

９月５日（水曜日）

平成30年（第３回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成30年９月５日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

発言通告

１．服部　香代

一般質問

（１）特別支援教育の充実について

①支援を要する児童生徒の現状と支援学校設置による今後の見通し

②特別支援学級の環境整備

③合理的配慮の観点からのＩＣＴ活用

（２）地域包括ケアシステムの構築について

①構築に向けた現在の取り組み

②福祉計画、施策の見直しの必要はないのか

③福祉行政の方向性とビジョン

２．冨田　弘海

一般質問

（１）菊鹿小学校通学路の安全対策について

（２）旧城北小学校舎等の取り扱いについて

（３）人口減少化における中学校の部活動について

３．北原　昭三

一般質問

（１）子供の人権について

①学校でのいじめ、児童虐待防止など

（２）災害支援対策について

①被災者支援システムの導入

（３）公用車へのドライブレコーダー設置について

（４）統合後の校舎並びに体育館の利活用等について

（５）ＬＧＢＴについて

①市の見解、職員研修など

（６）市営住宅の連帯保証人制度並びに使用料滞納額の状況について

４．勢田　昭一

一般質問

（１）少子高齢化と人口減少に伴う現状把握と今後の各種対策について

①人口減少の実態は合併前と現在の人口の推移は

②防災対策

③若くて新鮮な発想と視点の発表の場づくり（市長）

５．芋生　よしや

一般質問

（１）安心安全なまちづくり（防災・減災）

①情報伝達

②危険箇所等の改善

（２）生活保護について

（３）市職員の長時間労働について

（４）市民要求実現について

①市民医療センター治療機器

②サイクリングターミナル活用

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立	山	大二朗		君
２番	小	川	榮	二	君
３番	芋	生	よしや		君
４番	勢	田	昭	一	君
５番	有	働	辰	喜	君
６番	服	部	香	代	君
７番	冨	田	弘	海	君
８番	永	田		健	君
９番	冨	丸	洋一郎		君
10番	藤	本	峰	秀	君
11番	北	原	昭	三	君
12番	芹	川	正	美	君
13番	藤	原		豊	君

14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀　茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	宮崎錦也君
福祉部長	野田勝年君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	大森健司君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	佐藤アキ君
教育部首席教育審議員	藤島浩一君
防災監理課長	木村隆男君
税務課長	髙森信昭君
長寿支援課長	小川浩伸君
農林整備課長	宮本和明君
建設課長	松尾正都君
都市計画課長	竹下健一君
社会体育課長	濵武輝光君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野　田　修　誠　君
局長補佐兼議事係長	中　村　武　志　君
書　　記	高　木　善　彦　君

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

おはようございます。

議席番号６番、服部　香代です。

一般質問に先立ちまして、本年７月の西日本豪雨により、お亡くなりになられました多くの皆様に心より哀悼の意を表し、被災された皆様の一日も早い復興をご祈念申し上げます。

では、発言通告に従いまして、一般質問２件、特別支援教育についてと地域包括ケアシステムの構築について、一問一答にて質問させていただきます。

特別支援教育の充実について、山鹿市における特別支援学級に通う児童生徒数は年々ふえているということでありますけれども、これは当市に限ったことではなく、全国的な傾向であることは皆様ご承知のことであります。これは乳幼児期からの早期療育の重要性・必要性が認識され、学校教育でも児童生徒個々に合ったかかわり方をすることや、通級指導により障害に基づく学習上または生活上の困難の改善や克服に必要な特別の指導を特別な場で行うことができるということが理解されてきたからだと思われます。

そこで、山鹿市内の小中学校の現状はどうなっているのかということをまずお伺いいたします。さらに、小学校においての障害種別の人数と３年前からの推移をお尋ねいたします。

現在の稲田小学校に平成33年４月に特別支援学校が開校予定であります。学校教育法第72条には、その支援学校は視覚障害、聴覚障害、知的障害を持つ児童生徒、また肢体不自由、病弱などの児童生徒に対して必要な知識・技能を授けるということを目的とされています。こういった障害のほかに、特別支援学級には発達障害の児童生徒も少なからず在籍しています。発達障害とは、主に自閉症スペクトラム障害やＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）のことをいいます。山鹿小学校を例に挙げま

すと、特別支援学級に在籍している児童35名のうち20名が情緒障害児です。この情緒障害児の中には、知的障害を伴う児童とそうでない児童が含まれます。今度開校する特別支援学校には、知的障害児だけが在籍できますけれども、開校した特別支援学校へ転入する児童生徒はどれくらいだと思われますでしょうか。就学指導委員会が適切な就学先を措置することが考えられますので、ある一定の児童数は推測できるものと思います。もちろん最終的には、保護者と本人の希望によるものなので、実際の数は違ったものになると思われますけれども、どのような見通しを立てておられるでしょうか。

以上のことについてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

服部議員の一般質問、特別支援教育の充実について、お答えをいたします。

ご質問の支援を要する児童生徒の現状でございますが、現在、市内18小中学校合わせての特別支援学級は47学級、在籍児童生徒数は205名となっており、10年前と比べて、学級数で20学級、74％の増加、児童生徒数で143名、231％の増加となっております。また、小学校の障害種別の在籍児童数の内訳につきましては、知的障害学級には現在55名、３年前が50名で５名増、自閉症・情緒障害学級には現在69名、３年前は63名で６名増、肢体不自由学級には現在３名、３年前は１名で２名増、難聴学級には現在２名、３年前も２名で増減はありません。最後に、病弱学級には、現在６名、３年前は１名で５名増となっております。

次に、ご質問の支援学校設置による今後の見通しでございますが、県教育委員会は平成33年４月１日に（仮称）鹿本支援学校は、稲田小学校跡地を候補地として開校予定とし、地元への説明を実施するとともに、今年度、基本構想の策定に着手しております。対象児童生徒の障害種は知的障害となっており、開校した場合、現在、山鹿市内の小中学校の知的障害学級に在籍する児童生徒の一部もそちらに転入学することが考えられ、特別支援学級数の減少が予想されます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

特別支援学校の開校によって一定の転入が見込まれ、山鹿市内の特別支援学級に

在籍する児童生徒の数は減少することということでしょうけれども、まだ数字上ではつかめていないというところでしょうか。減少したとしても、それは平成33年度からであって、まだ２年半先のことであります。今現在の特別支援学級はどういう現状かと言いますと、これも山鹿小学校を例に挙げますけれども、知的障害児が11名、情緒障害児が20名、これは２学期から１名転入予定だそうで21名ということだそうですけれども、病弱児が３名の合計35名になるということで、１年生から６年生まで在籍をしておられます。障害も学年もさまざまで、多くの学級を必要としています。担任の先生は、県費職員が11名ということですが、実際には育児中で短時間勤務の先生がいらっしゃいますので、その補完として１名の臨時採用の先生がおられます。また、２名の先生は通級指導をされており、また全体のコーディネーターもされております。ということで、ほかの学校から相談等に来られる保護者及び児童への対応もされているということです。ほかに市費で配置することができるサポートティーチャーがおられますけれども、山鹿小学校の全体で４名配置されており、特別支援学級に１名、１年生と２年生にそれぞれ１名、保健室に１名配置してあるということです。この配分については、学校長の裁量で決めてあるということをお聞きしております。また、サポートティーチャーの人員は、学校側から教育委員会に要望され、それを受けて教育委員会が配置の人員を決定するということでした。

35名の障害児童を実質８名の先生と１名のサポートティーチャーで指導・支援をされておりますが、通常学級への交流授業、つまり通級指導の際に、先生やサポートティーチャーが少ないために、十分な指導ができにくい状況にあります。山鹿市の小学校全体では、特別支援学級の児童は136名で、サポートティーチャーは支援学級専任ではありませんけれども18名です。近隣のある市では、特別支援学級の児童数は143名で、特別支援教育支援員、山鹿市で言うとサポートティーチャーに当たる先生ですが27名、そのほかに補助教員、これは山鹿市で言うアシスタントティーチャーが29名配置してあります。また、別の近隣市でも支援学級の児童数、これは児童生徒数ということで、小中学校になりますが288名。教育介護補助員、これが山鹿市で言うサポートティーチャーは約30名。そして、学校教育活動指導員、これがアシスタントティーチャーに当たるものですけれども、これも約30名配置されております。近隣の同規模の自治体と比較したときに、驚くほどの違いがあります。ただし、この中の１つの自治体の勤務時間は15時15分までと、短時間の場合もあるということでした。しかし、小学校の児童数136名で、サポートティーチャー18名、アシスタントティーチャー２名という山鹿市とは大きな差があることに間違いはありません。

山鹿市は、インクルーシブ教育では先進地で、特に力を入れて取り組んでこられ

ました。以前は支援学級に在籍することをためらっておられた保護者も多かったようですけれども、早期療育や適切な支援の重要性、そして必要性が認識されてきて、それが特別支援学級在籍の増加となったのではないでしょうか。まさしくインクルーシブ教育推進の成果だと思っています。

最初にも言いましたけれども、特別な場、つまり構造化された場で特別な支援を受けることで、情緒障害のある児童でも落ちつくことができたり、コミュニケーション能力が備わってきたりすることで、通常学級へ移行することもできます。そのためにも、ぜひサポートティーチャーを増員してほしいんです。全体の平均ではありませんけれども、先ほどの近隣の自治体の山鹿小学校と同規模の学校では、先生及び支援員１人当たり2.3人から2.8人の児童を指導されており、山鹿小学校では3.7人です。山鹿市の中でも児童数が少ないところは、当然こんなに大きい数字ではありませんが、せめて同じぐらいの割合にはなるような人員配置が必要だと思っています。せっかく特別支援学級に入れたのに、通級指導もままならず、支援が受けられなかったということがないようにやっていただきたいです。

また、先ほど特別な場、構造化された場ということを言いましたけれども、学校建設時には想定されていなかったような児童数の増加によって、既に教室は定員オーバーの状態です。現在の34名、２学期から35名ですけれども、今でも足りない教室が平成31年度からは既に新入学児の希望もあって、40名を超える児童数が予想されています。スペースの確保には本当に先生方は苦慮されています。一刻も早く教室の増設をして対応していただかないと、もはや丁寧な特別な支援はできなくなるのではないかと危惧しています。サポートティーチャーの増員と教室の増設について、どう対応されるのかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

服部議員の特別支援学級の環境整備について、お答えいたします。

現在、山鹿市内の小学校には、学校からの要望や児童の状況を考慮の上、特別支援教育支援員として18名のサポートティーチャーを配置しております。近年、学校数は統合により減少しておりますが、配置人数につきましては３年前より１名増員している状況です。先ほどお答えしましたように、支援が必要な児童数についても増加している現状を鑑み、一人一人の児童の教育的ニーズに応じた支援が確実に行われるよう、今後も各学校に対しまして適切な配置を進めてまいりたいと思います。

次に、山鹿小学校の特別支援教室の現状及びその対応について、お答えいたしま

す。

本年度、山鹿小学校の特別支援学級は６学級あり、それに対応する６教室を設置しているところです。しかしながら、よりきめ細やかな支援を行うため、現在、教室を増設するための基本設計業務を行っているところです。その後、設計に基づく工事費の予算化と整備を早期に実施し、特別支援学級の子供たちがよりよい学級で学習ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

学校統合により学級数が減少したが、支援員は１名増員したとのお答えをいただきましたけれども、統合したら児童数はふえるんですから、逆に当然の措置と言えるのではないでしょうか。３年前と比べても支援学級の児童数は117名から135名へ18名ふえています。支援学級のみならず、通常学級でも支援を必要とする児童はいるんです。しかし、支援が必要な児童数の増加を鑑み、適切な配置を進めていくというお答えをいただきましたので、サポートティーチャーを増員する必要性・重要性はわかっていただけたものと思い、増員に関しましては大いに期待したいと思います。

また、教室の増設も、できれば来年度当初には整備してほしかったんですけれども、本年度、既に基本設計に着手されているということですので、来年度中には必ず整備完了していただけるものと思います。できる限り早急にということを再度お願いしておきます。

先ほど、インクルーシブ教育の成果だと言いましたけれども、インクルーシブとはいわゆるエレベーターやスロープ設置のような基礎的環境整備を行うことや合理的配慮を行うことです。学校教育においては、学校の設置者及び学校により個々の児童生徒の発達や年齢に応じた個別の配慮が行われているということを言い、教育基本法第６条第２項においても、「教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。」とされています。児童の特性や困り事、学校生活上の場面や環境によっても当然異なりますけれども、障害があってもなくても、教育も平等に参加できるよう、それぞれに合わせて行われる配慮と思っていただければわかりやすいと思います。

皆さんが今、机の上にあるこういう紙がありますよね。何でもいいです。皆さん、これをちょっと丸めてもらっていいですか。議員の皆さんもぜひ丸めてもらって、どうぞ先生方も、皆さんでやっていただきたいと思います。このように丸めてちょっとこうやってのぞいて見てください。ぜひやってみてください。これでのぞいて見ると視野が極端に狭くなったり、周りが見えないことにお気づきだと思います。ありがとうございました。見え方はわかりましたでしょうか。その見え方をちょっと体験していただきたかったんですけれども、極端に周りが見えない、狭くなるという、この見え方が発達障害、自閉症やＡＤＨＤの子供たちの視野です。全員がそうではありませんけれども、そういう子供たちは大変多いです。また、どんなに大きな黒板やボードがあっても、その手前に例えばお友達の動く頭があったり、そういう動くものが何か目に入ったりすると、もうそれしか目に入ってきませんので、その先のボードや黒板に何かあっても、そこには目は行きません。学級数については、基準があるので言及できないところもあるのでしょうけれども、障害も学年もさまざまで、複式での授業も当然行われています。知的おくれのない発達障害の児童の通級指導をする中で、授業内容のおくれは通常学級への移行も困難にしてしまいます。

そこで特別支援学級にこそ、合理的配慮としてのタブレット導入が必要だと思います。手元で操作できるので、集中して課題に取り組むことができます。先ほど視野の狭さを言いましたけれども、こうやって狭い、手元で行うには大変有効だと思っています。また、複式授業では、一方で授業があっているときに、片方では個別のプログラムに取り組むことができる。そういった使い方ができて、大変これもまた有効だと思っています。

文部科学省も特別支援教育におけるＩＣＴの意義と有効性を明らかにしています。特別支援教育におけるＩＣＴ活用方法については、各教科の理解を促進するための活用、認知特性や感覚機能障害、運動機能障害を補う機器としての活用、意思疎通の補助的・代替的手段としての活用などがある。このような方法を個々の児童生徒の実態に応じて適宜活用し、効果的なＩＣＴ活用を検討していくことが求められるとされています。ぜひ早急にご検討いただき、試験的にでも導入をして効果を確かめてほしいと思っています。このタブレット導入については、どういうふうにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

服部議員の合理的配慮の観点からのタブレット等のＩＣＴ活用について、お答えいたします。

支援が必要な児童生徒の中には、視覚支援を行うことにより教育的効果が有効な場合もございます。そのことから山鹿市内の学校においても、パソコン、電子黒板、書画カメラ等により支援を行い、効果を上げているところです。

議員ご指摘のタブレットにつきましては、山鹿市では現在導入してはおりませんが、今後、他地域の活用状況やその教育的効果について情報を収集した上で、試験的導入に向けた研究を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ありがとうございました。

前向きなご答弁だったと受けとめたいと思います。きっと成果は上がるものと思いますので、ぜひ研究だけにとどまらず、導入に向けて取り組んでいただきたいと思います。子供たちは日々成長しています。スピード感を持った対応をぜひともお願いします。学校現場の声、特別支援学級の児童生徒、保護者の声もしっかりと聞きながら、再度言いますけれども、導入に向けた取り組みを進めてほしいと思います。ありがとうございました。

それでは、２件目の地域包括ケアシステムの構築についてお尋ねいたします。

平成29年、昨年の９月議会におきまして、このことについてお尋ねをしております。ちょうど１年前になりますけれども、高齢者を中心とした福祉支援を地域全体で行っていくという地域包括ケアシステムの構築について、どう取り組んでいかれるのかということを質問させていただき、市としての取り組み等をお答えいただいております。

私は、この地域包括ケアシステムとは、高齢者が中心ではあるけれども、加えてさまざまな障害をお持ちの方、虐待などに関する問題を抱えた子供、ＤＶ被害者、生活困窮者など、いろいろな困り事を抱えた市民がより身近に相談でき、そしてその内容が深刻かつ複雑化しないうちに解決の手だてにつなげる仕組みのことだと考えております。

そこで、前回、そういった問題は行政の中では複数の担当課で、しかも福祉部、市民部、総務部など、部を越えての横断的な組織づくりを行って取り組んでいただきたいということを述べまして、それに対してのお答えをいただきました。それは

庁内組織の役割分担の整理とその位置づけの明確化、関係機関との連携調整を図ることが重要で、システム構築の重要性は十分に認識をしているけれども、財政課題、人材の育成確保など、検討すべきさまざまな課題があるということでした。はっきりとは言われませんでしたけれども、つまり人も予算もつけられず、できないということを言われたのだと理解いたしました。

しかし、地域包括ケアシステムの全体像については、山鹿市に最も適したものを総合的に判断していくということでしたので、そういった点についてどのように昨年から動いてこられたのか、またそういったことができてきたのか、できていなかったのか、その点についてお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

服部議員の一般質問、地域包括ケアシステムの構築についての構築に向けた現在の取り組みについて、お答えいたします。

本市におきましては、少子高齢化が進む中、単身世帯の増加など市民を取り巻く生活環境の変化とともに、福祉分野の課題は複雑化・困難化しております。一方で、それを支える専門職等の人材には限りがございます。

このような現状を踏まえ、本市に最も適した地域包括ケアシステムと考えておりますのは、１つ目には多機関の協働による全世代・全対象型の包括的相談支援体制の整備でございます。つまり、高齢者や障害者、子供、生活困窮者といった分野別の相談窓口が互いに連携し、その属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、課題を解決できる組織づくりを進めることでございます。具体的には、各課相談窓口の情報を統合・集約する部署を設置し、効果的・効率的な相談支援体制を構築するもので、できる限り速やかな実現を目指して、その体制づくりの準備を進めているところでございます。

２つ目には、行政のみならず、さまざまな制度・分野を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながり、地域をともにつくっていく地域共生社会の実現でございます。そのための取り組みといたしまして、昨年度から８つの日常生活圏域に協議体を設置いたしまして、地域づくりを推進する人材である生活支援コーディネーターを配置した上で、地域課題の抽出や対応策の検討、地域資源の発掘などに取り組んでおります。

また、支援が必要な方に対しましては、医療・介護等に従事する専門職や地域住民が一緒に支援策を協議する地域ケア会議を開催するなど、地域と行政が一体とな

った取り組みも進めているところでございます。

制度や分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を越えて、住民や各団体の皆様が我が事として参画していただくことが、目指すべき地域包括ケアシステム構築のかなめであります。その実現は、短い時間でできるものではありませんが、一歩ずつ確実に前進してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ありがとうございました。

昨年からすれば、取り組みも具体的で一歩進んできたような印象があります。総合相談支援体制の構築には、ピンポイントで予算も人員配置もして、言われるようにできる限り速やかな実現をしてください。

平成30年３月に、第７期山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画が策定されました。その第４章、施策の体系と展開について記してありますけれども、基本理念は「高齢者が心豊かに暮らし、生き生きと活躍できる都市・山鹿」とあり、２つの大項目で、１つは高齢者の生きがいと健康づくり、そしてもう１つは安心して暮らせるための地域づくり、地域包括ケアシステムの構築とされております。ここにも地域包括ケアシステムの構築は大きくうたってあるところです。ぜひとも山鹿市独自のシステム構築に向けて動いていってほしいと思っています。

そういった取り組みの１つに、介護保険事業として地域密着型サービス基盤の整備目標が明記してあります。小規模多機能型居宅介護事業所を２カ所、認知症対応型共同生活介護事業所１カ所を新たに整備し、介護予防拠点も小規模多機能型居宅介護事業所にあわせて整備していくというものです。確かにこういった高齢者福祉事業所が多く整備され、より自宅の近くにできれば、利用者にとっては安心で便利かもしれません。山鹿市は、他市に比べて多くの事業所があります。例えば、小規模多機能型居宅介護事業所は12カ所あって、今年度と来年度に１カ所ずつ整備し14カ所に、認知症対応型共同生活介護事業所は平成31年度に１カ所ふやし10カ所に、介護予防拠点は平成30年度と平成31年度それぞれ１カ所ずつふやし17カ所とすることを整備目標とされています。

しかし、小規模多機能型居宅介護事業所を見ても、厚生労働省はおおむね生活圏域で１カ所と考えているようですが、山鹿市には既に12カ所あります。介護予防拠点は８圏域に２カ所ずつ整備していくとされており、現在14カ所が設置済みです。

圏域で１カ所もないところはありません。介護予防拠点はそれだけでは事業としてなかなか経営が厳しく運営できないので、小規模多機能の施設等とあわせて設置することになります。もちろん自宅の近くにそういった施設があるのは在宅で介護を必要とする人にとっては安心感もあるところでしょうけれども、果たしてこれだけの数の施設を整備することが本当に市民の幸福につながるんでしょうか。今の社会情勢は、看護師不足、保育士不足、農業従事者の減少、旅館・ホテル・交通など、あらゆるところで人材不足が問題になっています。当然、介護士も不足しており、これは喫緊の課題となっています。山鹿市でも、介護士、看護師、保育士確保のための施策を行っており、それはそれで有効だとは思いますけれども、即解決につながるというものでもありません。

そんな中で、新たな事業所を開設するということは、働き手をどう確保していくかが大きな鍵になります。山鹿市の中で新規事業所に介護職員を雇用する場合、既存の事業所から移ってこられるということも多いのではないかと思います。山鹿市の中心部から離れた施設に、ほかの市や町から働きに来られるということも余り期待できないのが現状です。また、熊本市や近隣市の施設でも介護職の人材不足のために、入所やショートステイのベッドが稼働できないという状況がもう既に起こっています。山鹿市においても十分考えられることだと思いますが、これは利用者にとっては大変切実で困った問題になります。高齢化率は今後ふえていくのは確実ですけれども、相対的な高齢者の数は減少していきます。新規の事業所を整備しなくても、既存の施設へは車でおおむね10分か15分ほどで行くことが可能です。どうしてもその場所に必要ならば、既存の施設のサテライト化で対応するというようなことを進めていくことはできないのでしょうか。人材も利用者も取り合うようなことになって、ちょっと言い方は悪いですけど、そういうことに現実的になってしまって、つまり既存の事業所を圧迫することになるのではないかと予測されるんですけれども、それでも地域密着型のサービス基盤の整備ということで目標どおりに進めていかれるんでしょうか。計画・目標の変更も考えたほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。そのことについて、お尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

服部議員の福祉計画、施策の見直しの必要はないのかについて、お答えいたします。

本市におきましては、ここ数年は75歳未満の前期高齢者数の伸びが大きく、後期

高齢者数は横ばい傾向となっておりますが、現在、前期高齢者である団塊の世代の方々が後期高齢者となり、80歳を超えられるころには、65歳以上の全体の高齢者数は減少に転じているものの、後期高齢者や単身高齢者等の増加により、何らかの生活支援や介護サービス等を必要とする高齢者は増加するという事態が予想されます。

本市では、これまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けていただくことを目標に、地域密着型サービスの充実を図ってまいりました。特に身近なところに通い、訪問や泊まりのサービス提供ができる小規模多機能型居宅介護事業所の整備を８つの日常生活圏域ごとに進めております。既に各圏域に１カ所ずつは整備ができておりますが、特に増加し続ける認知症高齢者の在宅生活を支える上で必要な施設であり、今後ともサービスの確保が重要であると認識しております。

また、介護予防拠点につきましては、今後、後期高齢を迎える団塊の世代を初めとした高齢者の皆様にとって、日ごろの介護予防や身近な地域の中で社会参加し続ける場として必要なものであり、それら施設整備も重要であると位置づけております。

ご指摘のとおり、介護職の人材不足については、全国的な課題となっており、本市においても新たな人材の確保が厳しい状況でございます。そのような中で、既存施設のサテライト化によって、効率的な人材とサービスの確保を図ることは有効な手段であると認識しております。また、小規模多機能施設の募集や選定に当たっては、そのことも含めた周知を行い、十分考慮しているところでございます。

また、介護予防拠点につきましては、市民が研修を受講して、介護予防サポーターとなっていただき、そのサポーターの皆さんを主要な人材として活用し、事業を運営いただいております。

したがいまして、第７期計画における施設整備につきましては、現状で必要なサービスを確保しつつ、将来を見据え、さらに重要となる介護予防への取り組みを強化することで、後期高齢者数の増加に伴う要介護認定者数の増加を抑えていくために計画しているものですので、計画期間内での施策の見直しの必要性は考えていないところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ただいまのご答弁では、計画の見直しの必要性はないということでしたけれども、将来にわたって、どうしても整備する必要があるという根拠をもっと具体的にお示

しいただき、そして先ほども述べましたように、介護職の人材確保の件や、また介護の質の向上ということも考慮した上で、施策の見直しを再考していただきたいと思います。

１つ目は地域包括ケアシステムの構築の推進を、そして２つ目には新規施設整備の目標の見直しを質問いたしました。矛盾するようだとお感じになったところもあるかもしれませんけれども、決してそうではありません。山鹿市は、認知症サポーターへの取り組みなど、全国から視察に来られるほどの先進地となっています。受講後の実際のかかわり方など、今後の課題はありますけれども、確実に市民の意識の高揚にはなっています。地域包括ケアシステムの構築といっても、そう簡単にできるものではないということは十分に承知をしております。全国的に見ても、まだほとんどできていないじゃないかと言われるかもしれません。しかし、これを確立していくことが将来の山鹿市の福祉のあり方を大きく左右することになっていくと思っています。地域包括ケアシステムは、まちづくりとは切っても切り離せない問題で、卵が先か鶏が先かというようなことによく似ておりますけれども、どちらが先であっても重要な政策課題に違いはありません。

このように、地域包括ケアシステム構築は、ある一定の期間、そして人材が必要です。これまでの３年間、山鹿市は地方創生、いわゆるまち・ひと・しごとづくりの取り組みとして、山鹿市総合戦略を進められ、新シルク養蚕事業、ワイナリー事業、そして山鹿灯籠ジャパンブランド事業、にぎわい創出事業などを推進してこられまして、今年度11月にはワイナリーも開業の運びとなって、一定の成果を出せていると認識しております。市の施策は、当然全てにおいて行っていかねばなりませんけれども、重点的に取り組んでいくものというものが必要だと思っています。

今言いましたように、例えばこれまでの３年間は経済活性化に重点を置いた施策に取り組んで、そしてこれからの３年間は福祉に重点を置く、そしてそれからは農業政策に重点をといったような、例えばですけど、そういったような考え方もあるのではないでしょうか。地域包括ケアシステムの構築は、福祉政策のかなめとなると思いますけれども、市長の福祉行政に対するお考えによって、施策も当然違ってくるものと思います。予算も人材も限られていることなので、システム構築に対して、例えば３年間で人も予算もつけて重点的に進めるといったような、ある一定の期限を切って行うことも必要だと思います。市長が福祉に対してどのようなお考えをお持ちなのか、５年後、10年後、ショートゴール、ロングゴールをどう描いておられるかを、市長にお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

服部議員の一般質問、地域包括ケアシステムの構築についての福祉行政の方向性とビジョンについて、お答えいたします。

福祉行政の方向性とビジョンにつきましては、本年３月に策定いたしました山鹿市地域福祉計画に掲載しているところでございます。私が目指す山鹿市における地域福祉の将来像は、人と人がつながり合って、子供から高齢者に至るまで、全ての市民が地域の一員として、お互いを尊重し合い、住みなれたこの地で自分らしく自己実現を果たしながら、生涯にわたり楽しく、そして安心して生活を送ることができるまち、また、市民がお互いに支え合い、温かな人の輪、心と体の健康づくりの輪が広がるまちでございます。

この将来像を実現するためには、先ほど福祉部長が答弁いたしましたように、地域包括ケアシステムを行政、民間、事業所、地域住民が一体となって構築することが大変重要であると考えております。

これまでの縦割りであった支援のあり方から、高齢者、障害者、子供とその保護者、生活困窮者など、課題を抱えた全ての市民に対し、総合的に包括的に支援するシステムへと転換するには、多くの関係機関や市民の協力が必要であり、一朝一夕に実現できるものではありません。

今後、まずは庁内の連携を図り、山鹿らしい地域共生社会の実現に向けた議論、協議を重ねながら、しっかりと着実に取り組んでまいる所存でございます。

先ほど申し述べました将来像の構築が、福祉に対する私の強い思いでありますが、私は福祉も経済も教育も環境も、全ての施策に全力で取り組むことが、市民福祉の向上、すなわち市民の大きな幸せにつながるものと思っております。これからもそういった思いで市政運営に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ありがとうございました。

市長の描く将来像は、地域で人と人がつながって、支え合って、そして心豊かに安心して暮らせるまちということを言われたのだろうと思います。この中には、市民の主体的なかかわり、そして医療・福祉の関係機関との連携も当然あるでしょう。

そして、市長ご自身が今、まずは庁内の連携を図るとご答弁いただきました。ぜひ重点的に必要な措置を講じていただきたいと思います。

山鹿らしい地域共生社会の構築には、着実に取り組むというご答弁もいただきましたけれども、2025年問題はもう目前です。絶対に先送りしないで、これこそスピード感を持って取り組んでいただきたいと再度お願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

皆様、おはようございます。

議席番号７番、冨田　弘海です。

発言通告に従いまして、一般質問を３件、一問一答でお伺いいたします。

まず、菊鹿小学校通学路の安全対策についてですが、私は平成26年の６月議会や平成27年の９月議会において、歩道の整備など子供たちの通学時の安全確保についてお尋ねし、その際の答弁にもありましたように、一番危険と思われる箇所については、歩道を整備していただきました。しかし、されておりますが、小学校が統合して２年半になるにもかかわらず、いまだに県道熊本菊鹿線や市道横枕下永野線の池田から下永野区間は、歩道の整備がされておりません。

県道熊本菊鹿線については、登下校時にも交通量がありますし、大型車も通ります。ご存じの方も多いと思いますが、菊鹿地区は市道においても比較的道幅が広いところが多く、信号がないこともあり、交通量が少なくてもスピードを出した車も多く見受けられ、かつ見通しが悪いところもありますから、子供を通わせる保護者は気が気ではありません。学校は統合したばかりであり、今後、何十年も子供たちが学校に通う道路であります。交通量は少ないだろうから、多分事故は起きない大丈夫だろうとか、多分ではなく、ちゃんと通学路の安全確保をすることが、行政を初め、地域の務めであると考えます。

そこで、１点目として、前回の答弁における今後の整備スケジュールで、用地等の課題もあり、残り２カ所の県道の歩道設置が未着手というお話がありましたが、その後の進捗はどうなっているのかお尋ねします。

また、２点目として、市道横枕下永野線の池田から下永野区間の道路にも、歩道の整備が必要と考えますが、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

冨田議員の一般質問、菊鹿小学校通学路の安全対策について、お答えいたします。

まず、１点目の県道への歩道設置の進捗状況につきましては、２カ所のうちの１つ、県道熊本菊鹿線の宮原公民館付近では、平成29年度に整備を終了しているところです。

また、もう１つの竜口交差点付近につきましては、県道東側に歩道を整備する計画で事業が進んでおり、用地交渉が完了した、あんずの丘入口交差点付近から竜口橋手前までが間もなく着工し、来年度以降も年度計画に基づいて整備が進む予定でございます。

次に、２点目、市道横枕下永野線の池田地区から下永野地区の区間につきましては、本路線が集落内の道路を含んでいることもあり、拡幅は非常に厳しい状況にあります。そのため、通学路としての安全性を向上させる手法として、外側線の塗り直しや路肩部分の着色、ガードレール、標識の設置などの対応を道路管理者と進めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

前回の答弁において、横枕下永野線の菊翠苑前で通行量調査を行い、朝の通学時間には、ダンプなど大型車両23台を初め、合計260台ほどの通行量があったのが、通行自粛を採石場関係や通行車両にチラシを渡してお願いしたら、１カ月後の調査では、大型車両が１台、普通車両も150台ほどに減少しており、通学路の安全確保へ協力体制が進んでまいりましたという答弁がありましたが、そのときはわかっていても、時がたてば風化しますし、その道を行く人も変わります。

また、学校統合直後に発生した熊本地震の震災復興などにより、ダンプなどの大型車両通行はかなりふえているのではないかという話も耳にし、心配しているところでもあります。ソフト面の充実は、とても大事と思いますが、思いも寄らない車との事故は、ソフト面だけでは防げません。まずは、ハード面でしっかり安全を確保しつつ、ソフト面において不審者などから子供たちを守る体制づくりを行ってい

ただく必要があると思いますし、既に菊鹿地区においては防犯パトロール隊を初め、地区の皆さんに大変ご協力いただいているところでございます。

全国的にも、以前から指摘があったところでの事故は、防げた事故ではないかという議論がたびたびあります。先ほどの答弁において、県道の歩道設置工事につきましては、着工直前まで来ているというお話でもございましたし、今後も子供の安全を最優先課題として取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に旧城北小学校舎の取り扱いについてですが、菊鹿地区の小学校統合に伴い、城北小学校は平成28年３月をもって閉校となりましたので、先ほども申しましたが、２年半が経過しております。私も卒業生であり、なれ親しんだ学校が閉校になるときは寂しい思いもしましたが、現在、そのなれ親しんだ校舎を見ていますと、黒ずみ等も目立ち始め、見苦しい状況になってきております。人がいなくなったら、こうも早く老朽化が進むものなのかと思ったくらいです。また、校舎は菊鹿地区の道路の分岐点にあり、特に目立つ印象であります。なれ親しんだ校舎が汚れていってしまうのを何もせず見続けることは、地域の方々にとっても耐えがたいものでございます。

そこで、１点目として、城北小学校はもともと統合を見据え、費用的なものを考慮し、耐震改修を部分的に実施しただけではなかったかと記憶しております。つまり現在の耐震基準には不適合ということになりますので、校舎をそのまま利用するという選択肢はないと考えていたのですが、校舎の取り扱いについて、解体も含め、時期などをどのように考えておられるのかお尋ねします。

また、２点目としては、旧城北小学校跡地全体、体育館やグラウンドの利活用をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

冨田議員の一般質問、旧城北小学校舎等の取り扱いについて、お答えいたします。

平成27年１月に策定いたしました学校・保育園等の跡地施設に関する基本方針において、まず市の施策に基づいた行政活動を優先し検討することとしております。

次に、行政活用がない場合は、地域の活性化に結びつけるためにも、地域主体の管理運営によります地域活用方策を検討いたします。さらに、地域活用もない場合、地域の要望等を考慮した上で、公募等による民間活力の導入を検討することといたしております。

旧城北小学校は、ご案内のとおり、平成28年３月に閉校し２年半ほど経過いたし

ております。校舎等については解体する方針で地域のご理解をいただいているところです。

一方で、閉校後、校舎を含めた跡地利用につきまして、民間から幾つかご相談があっており、校舎を含めて活用いただけるものならばと協議を進めていたところでございますが、残念ながら具体化していない現状にございます。

このようなことから、今後とも具体的な校舎施設の利用が見込めないようであれば、時期を見て、解体に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

また、解体し更地となった場合、その利活用につきましては、再度、地域や民間での活用について検討を行い、地域のご意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

空き施設を長期間維持管理することは、安全面や環境、衛生面での問題が生じるおそれがあるばかりでなく、維持管理費用の負担増にもなります。旧城北小学校を含め、廃校となった施設は山鹿市の貴重な財産であることから、慎重かつ適正な利活用の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

解体などは費用を伴うものですし、跡地利用についても、しっかりと議論をしていただき、地域の声を聞きながら適切な対応をお願いいたします。

次に、人口減少化における中学校の部活動についてですが、人口減少については私も一般質問したように、将来的にかなりの人口減が見込まれており、それに伴い、子供たちの数も年々と減少しているのではないかと思います。

そこで、１点目として、人口減少に伴う生徒数について、合併後どのように推移しているのかお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

冨田議員の一般質問、人口減少に伴う生徒数の推移について、お答えをいたします。

山鹿市が合併した平成17年、山鹿市の中学校の生徒数は合計1803名で、ことし平

成30年度の中学校の生徒数は1315名です。この13年で約500名の生徒数が減少しております。

学校別に見ましても、鶴城中学校は132名が49名、鹿北中学校は154名が67名、菊鹿中学校は261名が135名と、合併当時に比べ、半数以下になった学校もございます。他の３校も生徒数は減っている現状です。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

なぜ最初にこの質問をしたかと言いますと、生徒数は減り続けているのに、部活動の数は以前のままのため、部活動ごとの入部者が減っている現状があります。選択肢が多いことにこしたことはないのですが、団体競技においては人数ぎりぎりだったり、場合によっては他校生徒に入ってもらって何とか試合に参加したり、現実に合同チームでの出場もちらほら見え始めております。

先般、市中体連を私も見させていただきましたが、子供たちが頑張っている姿にとても感動いたしました。ところが、そうやって勝ち上がって、県大会の切符を手にしたチームは人数ぎりぎり、県大会に出場してもチーム力が歴然な競技もありました。国体で開催地が優勝するように、実力は変わらなくても競技者が多いというだけで、勝敗が有利に働きますし、控え選手が充実しているチームに限られた人数で挑むのは、その段階でハンディを背負っているようなものです。勝負は勝ち負けではないという話もありますが、実際にやっているほうも見ているほうも、勝ったほうがうれしいし、モチベーションも上がります。しかし、今の状況では県大会で勝ち上がるだけの実力を持った競技は、残念ながら少ない状況であります。

そこで、２点目ですが、現在、山鹿市内で違う中学校に通うためには、住所を移したりしないと通えません。確かに、学校ごとの生徒数を確保していくためには必要な処置かもしれませんが、部活動部分では、例えば菊鹿にはバレー部など、学校の垣根を越えて集まったりなど、いろいろな手段があると思いますが、人口減少化における県大会に向けた部活動の強化について、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

冨田議員の一般質問、人口減少化における県大会に向けた部活動の強化について、お答えいたします。

現在の山鹿市中学校の運動部活動は、九州大会や全国大会でも活躍をする部もございます。その一方で、どの学校も少子化等の影響もあり、ぎりぎりの人数で部活動が成り立っているところでは、県大会等の上位大会で苦労されているのも事実です。

議員もご承知のとおり、運動部活動のあり方については、国のガイドラインが出され、見直しがなされているところです。このガイドラインにも示され、学校教育法施行規則に新たに規定された地域人材による部活動指導員は、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務としています。

競技経験のない担当教諭が増加する中、専門知識や技能を備えた部活動指導員によって、部活動の質的な向上が期待されており、山鹿市におきましても本年度からこの部活動指導員を５名任用しているところです。

また、さきの山鹿市中体連大会では、人数が足りなかった学校同士の合同部活動が優勝し、県大会に出場するなど、ハンディキャップをアドバンテージに転換している例もございます。

今後も部活動指導員やこれまでどおり外部コーチなど、地域の方々にもお力を借りながら、運動部活動の競技力向上にも力を入れていきたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

いろんな可能性を検討していただき、県大会において、山鹿市のチームが活躍できる日を期待しております。

最後に、部活動再編を含めた今後の方針についてですが、先ほど申しましたとおり、生徒数は減り続けているのに、部活動の数は以前のままというところでもあります。先般、菊鹿中学校の剣道部の廃部が決まりました。部員の減少によるところであります。ほかにもそういった可能性のある部もあるでしょう。現在の状況として、ほとんどの場合、部員がいなくなり、廃部になるパターンだけであります。

本来、部活動の設置については、各学校の裁量に任されており、校長の権限によって決まっているものと認識しております。以前、サッカーブームの折、菊鹿中学

校だけにサッカー部がないので、サッカー部をつくってほしいとお願いに行ったところ、既存の部が潰れるからという理由から、できなかったという話も聞いたことがあります。そのときの保護者も仕方なく違う部に入部させてしまうと、２、３年もすれば、ここまで一生懸命やってきたんだから、サッカー部ができて、人が減ったら困るという反対の立場に変化していきます。このような状況があるため、学校長は裁量があるにもかかわらず、現状維持をせざるを得ず、結果、各部の部員減少へとつながっています。

さらに、昔は夏は水泳、秋は陸上といったように、そのときだけ各部から駆り出されて大会に出場していましたが、最近では陸上部に入部する生徒が増加傾向にあります。実際に、専門で陸上を頑張りたいという生徒もいれば、球技が苦手とか、格闘技が苦手とか、とりあえず部活動に入らなければならない、仕方なく陸上部に入っているという生徒もいると聞いております。こういった状況も、他の部の部員減少に拍車をかけています。

こういった状況を踏まえて考えますと、今後は教育委員会が主導して部活動再編を含めた今後の方針を決めなければ、学校側は身動きがとれないのではないかと危惧しております。この点につきまして、教育長のお考えをお尋ねしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

冨田議員の一般質問、今後の運動部活動の方針について、お答えをいたします。

生徒数減少による部活動の存続、競技力の低下等にご心配をいただき、ありがとうございます。

確かに、以前と比べますと、先ほども答弁しましたけれども、生徒数も減少し、ぎりぎりの人数で部活動が成り立っているところも多くなり、県大会での活躍も少なくなっているかもしれません。しかし、山鹿市は運動部活動を学校教育の一環として、人間形成を行うための大事な場と捉え、生きる力を育み、豊かな人間性と健全な心と体を培う取り組みに重点を置くようにしております。つまり、勝つことのみを目指した勝利主義の部活動ではなく、部活動を通して人間力の育成に力を注いでほしいと思っております。挨拶や礼儀、態度はどこに行ってもナンバーワンであってほしいと願っております。

とは言っても、議員のお話にもあったように、スポーツの世界は勝ち負けがある

勝負の世界です。負けるよりは勝ちたいと願うことは、決しておかしなことではなくて、多くの人が願うことではないかと思います。先ほど申しました、人間性を高めながら、競技力も高める、そんな理想の部活が本当にできるのかということを思われるかもしれません。

ここで、山鹿市のある中学校の例をお話をさせていただきます。その学校は、生徒数減少に伴い、部活動を再編することにしましたが、どの部をなくすかで賛否両論いろんな意見が出されました。結局、校長は小中連携の視点からも、地域で活動しているスポーツクラブや学校伝統の種目を中学校の部活動に残すことを決断いたしました。再編当初は、大変厳しい意見等も出されたということですが、現在では、それぞれの部活動が大変充実した活動等をしておりまして、保護者はもちろん、地域を挙げて、それぞれの部活動を応援しているということでございます。また、本年度は県大会でも非常にすばらしい成績を収めたところでございます。

人間性を高めながら、競技力も高め、地域から応援される、そんな魅力的な部活動を１つでも多くふやせるよう取り組んでいくことをお約束して、答弁とさせていただきます。

○議長（永田　健君）

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時17分　休憩

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

午前11時27分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原　昭三君の発言を許します。北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

皆様、こんにちは。

議席番号11番、公明党の北原　昭三でございます。

発言通告に従いまして、一問一答にて今回６件の質問をします。よろしくお願いを申し上げます。

私たち公明党は、４月より３カ月の期間におきまして、子育て、介護、中小企業、防災、減災の４テーマにつきまして、訪問・調査運動を行い、アンケートをとらせていただきました。熊本県内での子育てのテーマの中で、親として心配事のアンケートの結果といたしまして、経済的に進学などの子供の将来が不安というのが

37.1％と最も高く、次いでいじめや学校での友人関係が20.6％と多い結果となりました。

平成28年度を対象とした教育委員会の事務に関する点検評価報告書を見ますと、子ども輝きプラン事業によるいじめ・不登校の未然防止及び解消に向けた取り組みの充実、不登校の児童生徒は前年度と比較して５名減少しており、出現率は0.28％と県下でも最も低い状況にありますと記載をされております。

山鹿市におきまして、その後の学校でのいじめによる不登校などの現状につきまして、どのようになっているかお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

北原議員の一般質問、学校におけるいじめについて、お答えをいたします。

山鹿市の学校におけるいじめの認知件数ですが、平成27年度は124件、平成28年度は134件、平成29年度は135件です。

また、山鹿市における不登校児童生徒数は、平成27年度16名、平成28年度11名、平成29年度11名となっており、いじめが直接の原因となって不登校になっている児童生徒はおりません。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

学校におけるいじめ認知件数につきましては、平成27年度と平成29年度を比較した場合、11件ふえているとのご答弁でございました。認知件数がふえている原因は何でしょうか。そしてまた、いじめが原因ではありませんけども、11名の不登校生徒児童がいるとのことですが、不登校の解消並びに未然防止に対する教育委員会としての取り組みがありましたら、お知らせをお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

北原議員の一般質問、いじめの認知件数がふえている原因について、お答えいたします。

いじめの認知件数がふえた原因は、定義がございますが、いじめとは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうといういじめの定義が学校に定着し、それまではいじめとして扱っていなかった事案等も学校が積極的にいじめの認知を行うようになったことが考えられます。

次に、不登校児童生徒に対して、委員会としての取り組みです。まず、学校の教職員が子供と触れ合う時間を確保するための校務改革を推進しております。また、学校には不登校担当のサポートティーチャーを９名任用しており、さらに不登校・いじめ等の早期解決のための外部専門家スクールソーシャルワーカーを２名任用しております。

そのほかにも不登校児童生徒の居場所づくりとして、適応指導教室を２カ所開設し、そこにサポートティーチャーを６名任用していることで、不登校の解消及び未然防止に取り組んでおります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

児童生徒の不登校の解消並びにさらなる未然防止の取り組みをよろしくお願いいたします。

２点目には、児童虐待防止対策についてお聞きをいたします。

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受けた女児が死亡するという痛ましい事件が発生いたしました。このような虐待事案は近年増加しており、平成28年度、全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、５年前と比べると倍増しております。こうした事態を重く受けとめ、政府は平成28年、平成29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきました。しかし、今回の事案は児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができませんでした。虐待から子供の命を守るためには、子供の異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず、関係機関や民間団体等が協働し虐待の防止に取り組むことが必要です。

平成28年度に政府が策定しました児童相談所強化プランを拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市、特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止対策体制を強化するプランを新たに策定するとありますけども、山鹿市の現

状はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

北原議員の一般質問、児童虐待防止など児童相談所強化プランに対する山鹿市の取り組みについて、お答えいたします。

厚生労働省が策定いたしました児童相談所強化プランは、児童虐待件数の増加に加え、複雑困難なケースに対応するため、全国の児童相談所において、児童福祉司、児童心理司等専門職の増員と資質の向上及び市町村等との連携強化を図るために策定されたものでございます。

市町村の連携強化として２項目ほど掲げられております。児童相談所の市町村との役割分担と市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化であります。山鹿市の取り組みでございますが、まず児童相談所と市町村との役割分担につきましては、児童相談所で受理した事案の中で、それぞれの市町村で見守るほうが好ましいと判断される事案の場合は、児童相談所から市町村へ事案送致が可能となりました。これを受けまして、山鹿市は昨年度から県内のモデルケースとして、児童相談所から３件の送致を受け、家庭への訪問、相談への対応や見守りを行っております。

次の市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化につきましては、以前から当協議会を福祉部福祉援護課に設置するとともに、専従の専門職として保健師を配置し、県が実施する研修を受講するなど、さらに専門性を深めながら児童虐待等に対応しております。

今後も関係機関との連携をさらに強め、未来ある子供たちの大切な命を守るため、児童虐待防止にしっかりと取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

被害を受けた子供たちが安心して暮らせる場所の確保も忘れてはなりません。関係機関が一層の連携強化を図っていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、２件目、災害支援対策につきまして、被災者支援システムの導入についてお聞きをいたします。

被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、災害対策基本法第90条の３第１項におきまして、必要な場合は市町村の長が作成することとされております。被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど、被災者の負担軽減が期待をされております。熊本地震で被災した熊本県益城町や南阿蘇村など15市町村が家屋の被害状況や避難先、支援メニューの利用状況などの情報を一元管理する被災者台帳システムを導入しています。一元的に管理できることから、住宅被害状況の統一的な判定、情報の共有化による救護実施が可能となりました。また、行政業務の負担軽減にもつながります。

昨年９月、一般質問でも、この導入の必要性を訴えさせていただいております。導入についての考えをお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員の一般質問、災害支援対策に係る被災者支援システムの導入ついて、お答えします。

被災者支援システムにつきましては、ご紹介のとおり、被災者支援に必要な情報を一元的に管理できることから、被災者への的確で公正な支援の実施が可能となります。また、大規模な災害が発生した場合は、職員も復興・復旧に向けた多くの業務を行う必要があり、本システムはその負担軽減に大いに役立つものと考えております。

システムの導入につきましては、本年度当初予算に計上いたしまして、本市の住民基本台帳等の総合行政システムを提供している業者と業務委託契約を結び、現在10月からの稼働に向け、システムの開発を行っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

10月からの稼働に向けてのシステムが開発されているということで、ありがとうございます。

２回目の質問です。

被災者支援システムの導入に至った経緯、導入金額について、またバージョンアップが今後必要と思われますが、どのような対応をされるのかお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員のご質問、被災者支援システムの導入に至った経緯、導入金額及びバージョンアップについて、お答えいたします。

まず、被災者支援システムは、阪神・淡路大震災の被災経験をもとに、地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援することを目的に開発されたシステムで、東日本大震災や熊本地震の際にも、多くの自治体で使用された経緯がございます。

本市としましては、時の経過によりまして、開発されてきました最新のシステムをベースにし、本市の総合行政システムと連動させ、かつ最も費用対効果が見込めるシステムの導入を決めたものでございます。

次に、導入に係る金額につきましては、システムの導入費用、使用料及び保守料がございますが、導入費用は32万4000円でございます。また、システムの稼働が予定されております10月以降は、使用料と保守料を合計した月額約13万円が発生することとなります。

最後に、システムのバージョンアップにつきましては、個人番号のように法令等の改正に基づくものや本市の要望に基づくものなどが考えられますが、それぞれ柔軟に対応し、必要なバージョンアップを行い、適正に運用していきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

必要なバージョンアップを行っていただき、時に合ったその万全の対応をよろしくお願いをいたします。

それでは、３件目、公用車へドライブレコーダー設置についてお聞きをします。

これまでは警察車両や事業用のトラック、タクシーなどに設置されていましたけども、近年、あおり運転の被害や交通事故に遭遇した際の映像が証拠になるほか、安全運転かどうか診断する機種もあり、一般の車両にも普及が進んでおります。公

用車へのドライブレコーダーは移動可能な防犯カメラとして非常に有効であり、既に多くの自治体で導入されていることを聞いております。また、公用車を運転する職員の安全運転の意識を向上させるとともに、事故が発生した場合の責任の明確化と処理の迅速化という副次的な効果もあります。山鹿市も200台を超す公用車両があります。

昨年６月の一般質問時のご答弁では、先行自治体での取り組み状況やその効果、画像データの管理、活用のあり方などを検証しながら、一般公用車への導入の是非について検討されるとのご答弁でございました。あれから１年になりますけども、どのような検討がなされたでしょうか。その検討内容について、お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員のご質問、公用車へのドライブレコーダーの設置について、お答えいたします。

まず、本市におけるドライブレコーダーの設置状況につきましては、消防積載車を除く保有台数206台のうち、平成29年度末で20台、9.7％の車両に設置しております。内訳としましては、救急車等の緊急車両７台、スクールバス11台、市長車及び議長車でありますが、幸いなことにこれまでドライブレコーダーの記録データを取り出して確認するような事案は発生しておりません。

ご案内のとおり、ドライブレコーダーは、その特性として、事故が発生した場合の責任の明確化や処理の迅速化、職員の安全運転に対する意識の向上が期待されるとともに、動く防犯カメラとしての機能も持ち合わせております。このようなことから、県下他市においても導入が進みつつありますが、現段階では本市を含め、９市が導入率10％に満たない状況であります。

これらの状況を踏まえ、ドライブレコーダーが持つ機能や特性と公用車それぞれの使用目的を照らし合わせ、導入に係る必要性、優先度を検討しているところでございますが、本市といたしましては、これまで同様、緊急走行が求められる救急車等の緊急車両、大勢の人員を運搬するバス、遠距離運転や使用頻度が高い公用車への設置を計画的に進めていくことが大切であると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

使用頻度の高い公用車より設置の検討をよろしくお願いをいたします。

２回目の質問に入ります。

新たに購入される車両等について、また今後、全般的にこの対応はどのようにされるのかお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員のご質問、今後の対応について、お答えいたします。

まず、今年度におきましては、新たに購入しますスクールバス３台、救急車等の緊急車両２台にドライブレコーダーを設置する予定でございます。

しかしながら、今後計画的・段階的にドライブレコーダーを設置していく上で、また記録データの適正な管理運用を行っていく上では、明確な運用基準が必要であると考えております。設置目的を初め、導入を推進する車両、記録データの取り扱いや管理責任、閲覧・提供できる条件等を定めた要綱等を本年度中に策定したいと考えております。

要綱策定後は、その設置基準に基づき運用していくこととなりますが、設置台数につきましては、その導入効果や機器の普及状況、性能の向上なども見きわめながら、公用車の使用目的に応じた導入を図りたいと考えております。

いずれにいたしましても、職員の安全運転意識と運転マナーの向上による事故防止が一番の目標であります。目標達成のためのツールとしてドライブレコーダーをしっかりと活用するなど、交通事故のない安全な業務執行に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ドライブレコーダーの設置と安全運転意識と運転マナーの向上、無事故対策をよろしくお願いをいたします。

先ほど、冨田議員からも質問がございましたけども、４件目は統合後の校舎の利活用について、お聞きをいたします。

文部科学省のホームページを見ますと、廃校施設活用状況実態調査が載っておりまして、平成28年５月１日現在、廃校発生数平成27年度520校、施設が既存している廃校の数は5943校のうち、活用されているもの4198校（70.6％）、活用されていないもの1745校（29.4％）となっています。また、活用されていないもので、今後活用の用途が決まっているものは314校（5.3％）となっております。熊本県全体では、平成14年から平成27年までの廃校数は237校というふうに聞いております。山鹿市では、統合により小学校は20校から12校になっているかと思います。この統合後の空き校舎の利活用状況についてお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員の一般質問、統合後の空き校舎並びに体育館等の利活用状況について、お答えいたします。

山鹿市立学校規模適正化基本計画に基づき、鹿北地域の３小学校、川辺小学校、菊鹿地域の２小学校及び鹿央地域の３小学校、合計９校が廃校となり、学校施設としての役目を終えたところでございます。

その中の鹿北地域につきましては、岳間小学校跡地は地元のＮＰＯ法人岳間ほっとネットにより、地域づくりの拠点としてご活用いただいております。岩野小学校跡地につきましては、グラウンド及び体育館は社会体育施設として有効活用しており、校舎はその駐車場スペース確保のため、本年度解体を予定してるところでございます。広見小学校跡地につきましては、株式会社あつまる山鹿シルクへ譲渡し、新シルク産業構想が進められているところでございます。

次に、山鹿地区にある川辺小学校跡地につきましては、校舎の解体後、地域の活動拠点となるコミュニティーセンターを設置しております。

次に、菊鹿地域につきましては、内田小学校跡地、城北小学校跡地については、現時点では活用されておりません。

鹿央地域につきましては、山内小学校跡地の体育館が社会体育施設として利用されており、米野岳小学校跡地の体育館を商工観光課の行政倉庫として活用しているほかは、千田小学校跡地も含め、現時点では活用されておりません。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

各地域の空き校舎の利用状況を教えていただきまして、ありがとうございます。今後も活用される分につきましては、ご検討をよろしくお願いを申し上げます。

２回目に入ります。

来年２月24日、鶴城中学校の閉校式典が予定をされております。創立1947年（昭和22年）、72年間の歴史に幕を閉じます。平成31年３月をもって閉校となるわけでございます。少子化により地元の学校が閉校になるのは大変寂しい気持ちでございます。鶴城中学校閉校後、教育委員会として利活用案はあるでしょうか。また、その地域からの校舎並びに体育館、グラウンド活用についての要望等は出ていないのかお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員の一般質問、鶴城中学校閉校後の利活用案について、お答えいたします。

まず、学校・保育園等の跡地施設に関する基本方針につきましては、さきの冨田議員の一般質問でご答弁申し上げたとおりでございます。

鶴城中学校は、本年度末をもって閉校し、平成31年４月より山鹿中学校へ編入する計画で協議を進めておりますが、現時点におきましては学校が運営中ということもあり、地域からの利活用の要望はいただいておりません。

一方、学校現場からは、山鹿中学校の部活動スペースが狭いということもあり、鶴城中学校閉校後の体育館、グラウンドを利用したい旨の要望が上げられているところでございます。教育委員会といたしましても、この要望を踏まえて、当面の利活用案の検討を進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

地域が校区の運動会等にも利用されており、いろんなことを踏まえまして、利活用を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、５件目、ＬＧＢＴについてお聞きをします。

2015年３月31日、渋谷区で全国初となる同性パートナーシップ条例が可決をされました。このことでＬＧＢＴの存在が日本で広く認知されるきっかけとなりました。

しかし、ＬＧＢＴとはどういう人たちのことかについては、まだ正しい理解が広まっているとは言えないのが現状でございます。

現在では、ＬＧＢＴの人権を尊重し、差別をなくすための取り組みが世界中で行われております。先般、公明党熊本県本部におきましても、ＬＧＢＴについての研修会がございました。言葉は聞いたことがありましたけども、詳しい内容はわかっていないのが現状でございました。国内人口の約7.6％がＬＧＢＴというふうに聞いております。このような方々のために、山鹿市といたしまして、ＬＧＢＴについての市の見解とＬＧＢＴに対します理解を深めるための取り組みについてどのようなことをされているかお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員の一般質問、ＬＧＢＴについて、お答えいたします。

初めに、ＬＧＢＴとは、Ｌがレズビアン、Ｇがゲイ、Ｂが両性愛者のバイセクシャル、Ｔが性同一性障害者のトランスジェンダーの頭文字からつくられた言葉であり、性的少数者の総称として使われております。また、性的指向と性自認の頭文字からＳＯＧＩという使われ方もございます。

先入観や固定観念から偏見や差別を持つ人も少なくなく、ＬＧＢＴの方々は内面にも、また社会的にもさまざまな困難に直面している状況でございます。

本市におきましては、平成28年度に実施しました人権教育・啓発及び男女共同参画に関する市民意識調査の中で、どのような人権問題に関心がありますかという質問において、複数回答ではございますが、障害のある人に関することが55.3％、子供に関することが45.7％、高齢者に関することが44.9％と高い回答率でしたが、性同一性障害・性的指向に関することと答えられた方は14.4％という低い回答率でございました。

このことからも、本市においてＬＧＢＴに対する関心はまだまだ低く、正しい理解が広まっているとは言えないのが現状であると思っております。

また、本市における取り組みとしましては、平成29年３月に策定しました第２次山鹿市人権教育・啓発基本計画において、「人輝く、人権尊重の都市やまが」を基本理念に掲げ、さまざまな人権問題の解決を図るための取り組みを推進しております。その重点課題の中の１つとして挙げております性同一性障害者・性的指向をめぐる人権につきましては、このような方々の人権を守るために、職場や地域を初めとする周囲の人々が性に対する多様なあり方を認識し、理解を深めていくことが必

要であるとしております。

このため、今後この方針に沿って取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

理解を深めていく必要があると思いますので、２回目の質問をいたします。

行政のあらゆる場面におきまして、ＬＧＢＴであることで不利益な処遇を受けることが決してないよう、市が積極的にＬＧＢＴの理解を深める取り組みをすべきだと思います。

先般、読売新聞に熊本市は基礎知識や心得をまとめた職員向けサポートブックを作成をされております。市は一部申請などの性別記入欄を削除しており、多様な性を認め合える環境づくりを進めたいとの記事がございました。

山鹿市としても、このような取り組みをしたらと思いますけども、いかがでしょうか。また、職員への研修等につきましては、どのようになっておりますか、お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、理解を深めるための今後の取り組みについて、お答えいたします。

ご案内のとおり、熊本市においては、本年８月に九州の自治体では初めてＬＧＢＴに関する基礎知識や心得をまとめた職員向けのハンドブックを作成されており、これは大きく、性の多様性の尊重、市民等への対応、職場における対応などで構成されております。

本市におきましても、市民へのサービスを提供する市職員として、正しい知識を持ち、理解を深め、相手に寄り添った適切な対応を行うことは大変重要と思われますので、今後、その方法も含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、各種申請書や届出書につきましては、現行法令等の規定もございますので、関係部署と協議を行いたいと思います。

また、市職員の研修につきましては、平成17年度から毎年、各課に人権・同和問題担当者を配置し、ふれあい人権講座や人権のまちづくり地域講演会などの講演会

や研修会を実施し、同和問題、女性、子供、高齢者、障害者の人権など、さまざまな人権課題について学習を続けております。

その取り組みの１つとしまして、本年10月には、市職員と市民の方々を対象に、性同一性障害者・性的指向をめぐる人権をテーマにした地域講演会を計画しており、今後もＬＧＢＴに対する正しい知識と理解を深めるためのさまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

本年10月には、地域講演会も計画をされておりまして、このＬＧＢＴに対する正しい知識と理解が深まるものと思われます。ありがとうございます。

６件目、市営住宅の連帯保証人制度につきまして、質問をいたします。

山鹿市ホームページを見ますと、市営住宅のご案内に、この入居申し込みに当たりまして、連帯保証人２名が必要になるというふうに書かれております。連帯保証人は、原則山鹿市に居住し、入居者及び別の連帯保証人と別生計の者であることが条件ですと記載がありますけども、入居に際し、この連帯保証人を確保することが難しく、入居を断念される人もおられるかもしれません。

そこで、国土交通省は事業主である自治体に示してきた公営住宅管理標準条例（案）、つまり条例ひな形を見直し、連帯保証人を必要としないことに改めるとともに、平成30年３月30日付でこの通知を出され、公営住宅の入居の条件に連帯保証人の確保を前提とすることから転換を求めています。この内容について、ご承知されているか、まずお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

北原議員ご質問の市営住宅の連帯保証人制度改正につきましては、本年８月30日付で、熊本県から公営住宅管理標準条例（案）の改正について通知があり、承知をいたしております。

改正の内容は、ほとんどの自治体が参考にしている国土交通省の条例ひな形である公営住宅管理標準条例（案）の改正によりまして、入居手続における保証人の連署する請書提出の義務づけを削除し、緊急時の連絡先の提出を新たに求めることと

されています。

改正の趣旨としましては、今般の民法改正による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加等を踏まえ、今後、公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念され、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう、保証人に関する規定を削除するものでございます。

以上が今回の改正内容でありますが、連帯保証人がいない場合は、家賃債務に対する回収が困難になることや緊急時の対応について問題が生じます。このため、連帯保証人に関する規定の削除は管理上、総合的に判断する必要があると考えております。今後は、連帯保証人のあり方につきまして、県と十分な協議を行いながら、また近隣市の改正予定等を踏まえ、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

連帯保証人につきましては、十分な協議をお願いをいたします。

２回目に入ります。

２回目は、市営住宅使用料滞納額の状況についてお聞きをします。

家賃、使用料の徴収を適切に行うことは、市営住宅に係る業務を健全に継続する上で極めて重要なものであります。また、市営住宅は住宅に困窮する低所得者に対して賃貸する住宅であるため、やむを得ず家賃を支払えない状況にある人に対しては、減免や支払い能力によって負担軽減を図ることも大事な取り組みであると思います。

山鹿市の市営住宅使用料の滞納額はどのようなっておりますか。よろしくお願い申し上げます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

北原議員ご質問、一般住宅使用料の滞納状況につきまして、お答えいたします。

直近３カ年の滞納繰越分を含む滞納状況を申し上げますと、平成27年度が滞納件数390件で滞納額が8416万8000円、平成28年度が368件で8520万2000円、平成29年度が346件で8513万9000円となっております。

同様に、滞納繰越分を含む収納率の状況を申し上げます。平成27年度が71.3%、平成28年度が71.6%、平成29年度が72%となっております。わずかではございますが、収納率の向上傾向となっており、今後とも創意工夫を図り、滞納額の減少に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

先ほどのご答弁で、滞納額につきましては横ばいの状況がわかりました。今後も収納率アップの施策をよろしくお願いをいたします。

それでは、３回目の質問をいたします。

この使用料滞納分の、今言われましたけども、この回収につきましては、今後、可能でしょうか。また、初め言いました連帯保証人の件でございますけども、連帯保証人がお亡くなりになっている場合もあるのかなというふうに思うわけでございます。その場合の対応としては、どのようにされておりますか。最後に、この使用料滞納金額の回収方法につきましてお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

北原議員のご質問、市営住宅使用料の滞納額分の回収につきまして、お答えをいたします。

滞納者につきましては、督促状、催告状の発送を行い納付を促しており、それでも応じられない場合は、呼び出し面談を実施し、納入誓約書の提出を求めております。その後、納入状況の確認・指導を行い、それでも納付不履行を続けられる方に対しましては、連帯保証人の呼び出し面談を行い、滞納状況の通知とあわせ、滞納者への納入指導をお願いしております。

ただ、連帯保証人が死亡されたりする場合は、市営住宅条例施行規則第７条の規定に基づき、契約名義人の申し立てにより、新たな連帯保証人を立てていただいております。

なお、連帯保証人制度の改正に伴う対応としましては、先ほどの答弁で申し上げ

ましたとおり、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

また、長期滞納者や高額滞納者につきましては、明け渡し訴訟、支払い督促の申し立ての法的措置も活用し、徴収に鋭意努めている状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後１時30分から再開いたします。

午後０時14分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田　昭一君の発言を許します。勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

皆さん、こんにちは。

４番議員の勢田　昭一であります。

今、日本の社会は今までに経験したことのない社会へスピードを上げて進んでおります。皆さんもこの言葉をよく聞かれると存じます。１つは少子高齢化、それから人口減少です。テレビや雑誌など、マスコミで盛んに取り上げられております。

そこで、今回の一般質問は、この少子高齢化、人口減少の視点から質問させていただきます。質問する要点は３点であります。

まず、１点目、山鹿市における合併前の人口と現在の人口の推移、２つ目は防災対策はどうなっているのか。そして、３点目は若者の対策であります。特に、若くて新鮮な発想と視点を持った発表の場を設けることはできないかということでございます。以上３点についてであります。

では、まず第１点目であります。

山鹿市は、平成17年に１市４町で合併しております。その合併時の人口と現在の人口の推移を旧市町ごとに伺います。また、14歳までの年少人口、15歳から65歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口もあわせて伺います。また、その要因も何だと考えられるのか、以上、伺います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

勢田議員の一般質問、人口減少の実態に係るご質問について、お答えいたします。

まず、旧山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町別の合併時と現在の人口の推移につきましては、住民基本台帳をもとに平成17年３月末と平成30年３月末を比べてみますと、旧山鹿市が３万2634人から３万106人へ2528人の減少、旧鹿北町が5302人から3954人へ1348人の減少、旧菊鹿町が7679人から6093人へ1586人の減少、旧鹿本町が8793人から8053人へ740人の減少、旧鹿央町が5377人から4464人へ913人の減少、以上合計で7115人の減少となっております。

また、年齢構成の推移につきましても、平成17年３月末と平成30年３月末を比べますと、旧山鹿市の14歳までの年少人口が14％から13％へ、15歳から64歳までの生産年齢人口が60％から53％へ、65歳以上の老年人口が26％から34％へ、旧鹿北町では年少人口が12％から８％へ、生産年齢人口が56％から49％へ、老年人口は32％から43％へ、旧菊鹿町では年少人口が13％から９％へ、生産年齢人口が54％から49％へ、老年人口は33％から42％へ、旧鹿本町では年少人口が14％から13％へ、生産年齢人口が59％から53％へ、老年人口は27％から34％へ、旧鹿央町では年少人口が12％から11％へ、生産年齢人口が57％から50％へ、老年人口は31％から39％へとなっております。

続きまして、この人口減少の要因でございますが、どの地域におきましても、先ほどお示ししたとおり、総人口は減少しております。しかしながら、年齢構成別においては、年少人口、生産年齢人口は減少しているものの、老年人口は増加しております。これは出生数の減少、若者の転出、高齢化が進んでいることを示しております。また、現山鹿市の総人口を地域ごとの割合で見ますと、旧山鹿市、続いて旧鹿本町の２地域だけは、合併時に比べ分布比率が上昇しております。これは山鹿市民医療センターなどの病院や高校など、都市機能の充実が図られている区域に人口が集中しやすいという傾向が、現山鹿市内の状況にも当てはまることを示していると推察されます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

答弁ありがとうございました。

今の答弁にもありましたように、山鹿市全体で7115人、菊鹿町で1586人、鹿北町で1348人減少しているということがわかりました。

このような中で、今お答えがありましたように、人口減少の要因としては、都市機能の充実が挙げられますということでご答弁をいただきました。都市機能ということになれば、この今の山鹿市であれば、旧山鹿市のほうにやっぱり集中するのはやむを得ないかなと考えております。

そんな中で、山鹿市長は、菊鹿ワイナリー構想あるいは山鹿シルク構想も挙げておられます。そういった意味でも、旧４町のもっともっと人口増加対策を検討していただきますようお願いを申し上げます。すなわち、この13年間で現在の菊鹿町の人口がなくなるぐらいの人口減少ということに驚きます。その中でも、先ほど冨田議員から質問がありましたように、中学生の人口もこの合併時とあわせて1500人減少しているということになります。こういった意味からもかなり高齢化が進んでいるということが言えると思います。

また、財政面では、市民１人当たりの交付金が、１人当たり年間18万円から19万円と伺っております。その歳入面からも大きな減額となっております。例えば19万円とした場合、7000人ということであれば、13億3000万円、年間の収入が減っているという状況になります。そういったことも踏まえて、人口減少問題はかなり大きな問題であるということが認識できます。

次の質問に行く前に、昨日の台風21号、それから７月に発生しました西日本豪雨で犠牲になられた皆様のご冥福と被災をされた皆様の１日も早い復興をお祈りいたします。

次に、防災対策についてであります。

私は、平成28年の熊本地震の折には、この山鹿市をベースキャンプとしました連合のボランティア1600名を受け入れ、その事務局長としてお世話をしました。また、平成29年には九州北部豪雨の朝倉市へ視察研修、東日本大震災の宮城県・福島県の視察研修、そして、ことしは西日本豪雨での岡山県真備町への視察研修に行きました。どの被害もすごいものでございました。我々のふるさと山鹿でも、いつ起こるかわからない災害状況にあります。今、災害を助けるのは自助・共助・公助と言われております。今回、共助の部分で自主防災組織について伺います。

昨年、私は９月の定例議会で、山鹿市における自主防災組織について質問をいたしました。その後、組織率や訓練の状況、研修などについて、どのような取り組みをされたか伺います。

以上でございます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

勢田議員の一般質問、防災対策について、お答えいたします。

まず、本市における自主防災組織の組織率について申し上げます。

平成30年４月１日現在で、市内258の行政区のうち、206の行政区において組織化がなされ、組織率は世帯数で79.6％でございます。本市の組織率は、平成29年版消防白書において、総務省消防庁が発表しております全国平均や熊本県平均より低い状況にありますが、平成28年４月１日時点から平成29年度にかけて1.3ポイント、平成29年度から平成30年度にかけて3.0ポイント上昇しており、組織化は確実に進んでおります。

本年度に入りましても、５つの行政区において組織化がなされており、組織率は全世帯２万1768世帯に対し１万7902世帯で82.2％となり、年度当初と比較しまして2.6ポイント上昇しております。

今後もさらに未結成の行政区への働きかけを加速させ、引き続き組織率の向上を図ってまいります。

次に、自主防災組織の訓練の状況について申し上げます。

各行政区で毎年開催されます区の行事等の開催日にあわせまして、防災訓練を実施する自主防災組織は年々増加傾向にございます。しかしながら、全ての自主防災組織において、必ずしも十分な訓練が行われているとは言えない状況でございますので、いつ発生するかわからない災害に備え、真に活動できる自主防災組織の育成を目指し、消防本部等と連携し、訓練等の実施に対する支援を積極的に行い、活動の活性化を推進してまいりたいと考えております。

次に、研修の状況について申し上げます。

自主防災組織の充実・活性化を図っていくためには、防災リーダーの育成は極めて重要なものであると考えております。本市におきましては、このような認識のもと、地域防災のリーダーとなっていただく人材の育成を目指し、防災士の資格取得を目指す方に対する支援制度を平成28年度から始めたところでございます。本制度を活用し、制度開始後２カ年で15名の防災士が誕生しております。

今後は、熊本県や防災関係機関等が実施する研修会等へ防災士を参加させるなど、スキルアップを図るとともに、防災士の方々と連携しまして、市内の自主防災組織の充実・活性化に向けた働きかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

答弁ありがとうございました。

去年の９月からするとかなり組織率も向上しているようです。そういった意味でも、こちらの第２次山鹿市総合計画の中で、32ページに自主防災組織の達成目標というのが掲げてございます。中間目標は、平成31年には100％となっております。ですから、平成31年度には100％、全地域で自主防災組織を結成をしていただくことにご尽力をお願いを申し上げます。

では、次の質問に移ります。

熊本地震で多くの高校が避難場所となっております。そして、その役目も十分に果たしております。しかし、その時点で県立高校を開放するか、管理者が悩んだ部分もございます。そこで、熊本県教育庁は平成29年度より学校施設は災害時には避難所としてなり得るとして、防災型コミュニティースクールの取り組みを提唱しております。その取り組みは、八代市、上天草市、大津町、またきょうの新聞では新たに御船町で県立高校との協定を締結しております。山鹿市内には鹿本高校、鹿本商工高校、鹿本農業高校、菊池支援学校山鹿分教室の４つがあります。これらの高校との災害時の協定の進捗状況について伺います。

以上でございます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまの防災対策に係る県立高校との災害時の協定の進捗状況について、お答えいたします。

ご案内のとおり、昨年度から熊本県の教育庁が主体となり、平成28年度の熊本地震の経験を踏まえ、学校施設は災害時には避難所となり得るとの課題認識のもと、全国で初めて熊本県内の全ての県立学校において、防災型コミュニティースクールの取り組みが行われております。

本市におきましても、３つの県立高校それぞれに学校関係者、住民代表、保護者代表、警察・消防関係者、行政関係者等からなる学校運営協議会が設置され、防災教育のあり方、避難所として学校施設を利用する際の地域と学校の協力体制、行政や警察・消防との災害時の初期対応の連携体制の確認等について、協議を行っているところでございます。

今後も協議会での協議を深め、よりよい学校と地域との連携体制の構築を図っていきますとともに、熊本県の教育庁が示しております学校施設を避難所として利用

する際の基本協定の締結につきましても、本年度内の協定の締結に向け、協議を深めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ご答弁ありがとうございました。

私が４つの学校があるということで申し上げましたけども、菊池支援学校山鹿分教室は鹿本商工高校の敷地内にありますので、３つか４つかは、それぞれの判断の仕方だと思っております。実際、現状としては３つの県立高校ということになります。

それぞれの学校で、協議会を設けて進捗状況等につきましてはわかりました。先ほども言いましたように、八代市、上天草市、大津町、それから御船町では、協定が締結されております。あした、あしたと長延ばしすると、災害はいつやって来るかわかりませんので、できるだけ目標も立てて、年度内の締結をぜひお願いをしておきます。

では、次に移ります。

西日本豪雨でも問題になりました、ため池のことです。ため池の保全とハザードマップについて伺います。

農業ため池は何カ所あるのか、それからハザードマップは何カ所作成されているのか、現状として対策が必要なため池はあるのか、その対応はどのように考えているのか、以上４つの項目について伺います。きょうは、山鹿市がつくりました総合防災マップも持参しておりますが、それもあわせてご紹介しておきます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、ため池の保全とハザードマップについて、お答えいたします。

１点目の農業用ため池の箇所数につきましては、現在、本市には136カ所の農業用ため池がございます。うち12カ所が下流に住宅や公共施設等があり、堤高10メートル以上、または貯水量10万立方メートル以上のいずれかに該当する防災重点ため

池でございます。

次に、２点目のハザードマップの作成状況につきましては、防災重点ため池の12カ所について作成を完了し、山鹿市総合防災マップに記載しているところでございます。

次に、３点目の対策が必要なため池につきましては、今年７月５日から８日にかけての西日本豪雨により農業用ため池の決壊を受け、国から調査依頼があり、全136カ所のため池につきまして、県及び土地改良区と合同で点検調査を実施いたしました。

その結果、防災重点ため池12カ所のうち、漏水しているため池が１カ所、一部堤体破損しているため池が同じく１カ所でございました。なお、残り124カ所につきましては、点検調査をもとに現在精査中でございます。

次に、４点目の今後の対応につきましては、まずは調査結果を農業用ため池から取水されている受益者の方々と共有し、対応を協議・検討する必要があると考えております。

対策につきましては、国及び県等の動向を注視しながら、災害時においても安全で安心な農業用ため池の整備に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

ため池と言いますと、やはり崩れて決壊をして、やはり下に住まわれている住民の方は非常に不安に思われると思います。そういった意味でも、全部のため池を調査されているということでございますので、そういった部分でも今後しっかりと対策を考えていただきたいと思います。

続いて、最後の質問に移ります。

マスコミでは、多くの中学生・高校生の活躍が紙面を飾っています。近々では、鹿本商工高校のボランティアの泥かきくわ、あるいは鹿本農業高校のうまいもん甲子園での全国大会出場、城北高校の灯籠オープニングの練り歩き、それから鹿本高校の課題探求学科（次世代のリーダー養成）、それに中学生・小学生の各種全国大会への出場などがたくさん話題になっております。一市民として、若い人たちの活躍に胸を躍らせておる次第であります。

話は変わりますが、これまで山鹿市は第２次山鹿市総合計画とか、あるいは第３

次教育基本計画、第２次環境基本計画、第２次人権教育啓発基本計画等を多数の委員会で作成して、つくり上げておられます。ところが、その委員の皆様を見ますと、これまでの人生経験豊富な方々での提言になっております。ただ、これらの計画を実際に実行するのは若者たちです。こういった若者たちの新鮮な視点が必要であると考えます。そういった発想や視点、そういったものを発表する場をぜひつくっていただきたいということで、中嶋市長に伺います。

これからのふるさとを担う高校生・中学生の意見などを、市政に反映していただきたいと思います。中嶋市長の答弁をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

勢田議員の３点目の一般質問に、私の考えをお答えいたします。

前に述べられたとおり、最近の高校生・中学生の活躍は目覚ましいものがございます。弓道、陸上、バレーなどスポーツに関するものや合唱、料理など、文化に関するものの九州大会や全国大会出場についても、直接、報告を受けております。

また、市内の小学校を卒業する子供たちが、自分たちが使用したランドセルを外国の子供たちへ贈ったり、中学生が国指定史跡鞠智城跡の来園者に育てた花苗を配って、国営公園化への機運を上げる活動を行ったり、県立装飾古墳館来館者へガイド案内を努めたりしていますし、高校生が山鹿灯籠まつりのオープニングイベントに参加するなど、みずから考え地域社会に自分たちができる形で貢献しようとする姿に強く感銘を受けています。

私も、山鹿小学校児童会主催で開催される市長と語ろう、市内の４つの高校の生徒代表で開催される四高会議、鹿本高校が実施されておりますバーチャル市役所などに参加させていただいておりますが、そこでもさまざまなご意見を聞く機会がございます。

若い世代には、柔軟な考え、思いもよらぬ発想、大人にはない視点、ずば抜けた行動力があり、若者に活力があれば、山鹿市全体が活性化され、住みよいまちづくりや人口減少問題解消への足がかりとなると期待しております。

そうした意味で、高校生・中学生の貴重なご意見やご提案は、行政へのいい刺激剤になると考えます。ご意見等が全て市政に反映できるわけではございませんが、政策の企画立案過程において、十分参考にさせていただきたいと思いますし、これからあえて発言の場を設けることは考えておりませんが、若者らしい市政への提案をどんどん行っていただければと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

市長の力強い考え、熱意を聞き、これからの中学生・高校生へも心に響いたことだと存じます。これからもぜひ若者と語り合いながら、ぜひそういった意見も市政に反映をさせていただきたいと思います。

さて、今回の一般質問は、少子高齢化、人口減少問題について質問しました。ご案内のように、全ての分野に影響を与えます。これからの山鹿を担う子供たちに夢と安心をバトンタッチすることが私たちの使命です。今後も防災対策、財政対策、子供対策、インフラ対策、高齢者対策など検証する、人口減少を専門に考える部・課を設けて、全領域にわたる横断的な対策を講じる必要があると存じます。これからの課題である少子高齢化、人口減少問題を自分の問題として捉え、山鹿市政をどのように持っていくかを考える場となればと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、芋生　よしや君の発言を許します。芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、こんにちは。

議席番号３番、日本共産党、芋生　よしやです。

大型台風21号が関西空港を初め、大きな被害をもたらしました。被災をされた皆さんに心からのお見舞いを申し上げ、早急な復旧を願っております。

今、日本列島では、先ほど勢田議員もおっしゃったように、災害続きでいつどんなときに災害に遭遇するかわからないような状況となっています。自分の身を守ることを考えるのが重要であり、また政治の役割も重要となっています。

きょうは、この防災・減災を初めとする人の命を守るためという観点で質問を考えています。４項目にわたって質問します。

１番目に安心・安全なまちづくり、２番目は生活保護、そして市民からの要望などを捉えた市職員の長時間労働、市民医療センターの治療機器について、サイクリ

ングターミナルについてなど、一問一答でお願いしたいと思います。

それでは、一番最初は安心・安全のまちづくり（防災・減災）について。

防災の情報は速やかな伝達が望まれています。国土交通省７月12日報道発表資料によりますと、2018年７月５日から７日にかけ、梅雨前線の活発な活動により、九州広範囲に強い雨雲がかかり、九州内20の一級水系のうち８水系で氾濫危険水位を超過し、遠賀川、筑後川の両水系では、９つの水位観測所で観測史上最高水位を観測したとありました。菊池川は、レベル４の氾濫危険水位超過となりました。

今回、山鹿市では、石６区167世帯471名の地域で、７月６日23時30分に避難勧告が防災無線で出されました。さらに、地元消防団の方たちが避難を促す声をかけたので、石区公民館に数世帯、20名のご家族が避難されました。すぐに毛布、水、缶詰の乾パンが配られ、避難された方は眠ることもできず、テレビを見ながら過ごし、しかし水位も下がったので明け方５時ごろには帰宅できたとのことでした。また、ご近所の方では、早めに福祉センターなどへ避難された方もいらっしゃったようです。

今回は、岩野川ですが上がりかけた水位が下がってき始めたため、市と地元区長さんなどの判断で、地元の公民館を避難所として開設されたとのことでした。一方、公民館では、決壊した場合、低い位置にあるので浸水してしまう。２階がある我が家のほうが安全だと思って避難しなかった。また、もし決壊するような事態になれば、どこに避難すればいいのだろうか。障害があるが、地域に頼る方もいなくて大変不安だったという声も後からお聞きしました。

市の責任として、住民の命を守るためには、まず危険箇所を把握し、危険を取り除くこと、改善をすることが大切です。次には、住民に安全な場所に避難を促すために、個々人に正しい情報が速やかに伝達されることが大切です。

ところが、山鹿市では、通常でも今の防災無線からのお知らせが、うちのあたりは聞き取れない、雨音や室内では聞こえにくい、さらには眠っていたので気づかなかったなどの声も伺いました。

先ほど、勢田議員もおっしゃいましたが、岡山県倉敷市の真備町豪雨災害は深夜の避難指示が豪雨で聞こえなかったなど、情報伝達が困難であったことがわかっています。場所や時間にかかわりなく被災する可能性がある現在の日本各地での災害ではないでしょうか。そうだとすると、一人一人に情報が伝わることも大変重要になっています。

山鹿市では、防災情報の速やかな伝達についての取り組みはどうなっていますか。お答えをお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

芋生議員の一般質問、安全安心なまちづくりに係る防災情報の速やかな伝達について、お答えいたします。

本市の防災情報につきましては、市内のほぼ全域をカバーする防災行政無線により行っており、合併前に整備を行っていた旧山鹿、鹿本地域のアナログ方式と、合併後に整備を行った旧鹿北、菊鹿、鹿央地域のデジタル方式の２つの方式で運用しております。また、本市の防災行政無線は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）にも連動しており、国からの緊急情報も瞬時に伝達することができます。

現在、総務省はアナログ方式の防災行政無線について、デジタル化への移行を推奨しているため、本市もできるだけ早い時期にアナログ方式の２地域について、デジタル化への再整備を検討しているところです。

したがいまして、その際には、アナログ方式で整備しました当時から、建物等の状況も変わっていることから、屋外子局の設置場所や拡声器等の選定を含め、できるだけ情報が伝わるよう検討したいと考えております。

また、本市では、防災無線のほかにもオフトークにかわる防災情報の伝達手段としてのやまがメイトやデタポン、ホームページにも必要な防災情報を掲載することとしております。やまがメイトにつきましては、インターネット系の通信を使用していることから、発信者や発信者は居場所に関係なく利用することができます。さらに、居住地域を設定することで、地域を限定した情報も受信することが可能となり、発信も市のみならず、嘱託員等も可能なため、防災情報のほか、イベント情報、生活情報、議会情報、火災情報など、お住まいの地域に密着したさまざまな情報を音声だけでなく、文字や画像などでわかりやすくお伝えすることができます。

次に、デタポンにつきましては、ＲＫＫ熊本放送が県内の自治体向けに開発したテレビの地上デジタル波を使用するシステムで、市民に必要な行政情報を掲載することができるため、防災情報についても随時掲載を行っているところです。

このやまがメイトやデタポンは、防災行政無線の補完的な情報伝達手段として、特に有効であると考えておりますので、やまがメイトの機能の周知と、さらなる登録推進を図りますとともに、デタポンの利用方法についても、周知を図っていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

ただいまの答弁では、防災無線のデジタル化整備移行に、もっと情報が伝わりやすくなるためにも、設置場所やまたラッパと言われる拡声器、それももっと聞こえやすいものにするような選定も検討していくとのことでした。

そして、今、戸別受信機が備えられているお宅もあるのですが、それはデジタル化になると対応できない。また、今、防災ラジオなどの普及も各地で行われていますが、これはＦＭ局がないと受信できないなどということがありまして、山鹿市では先ほども答弁であったように、テレビを利用したデタポンややまがメイトの活用が大変有効とのこともわかりました。さまざまな状況の中でも、伝達がスムーズになるのではと思われますので、さらに市民の皆さんへ周知・普及を図ることが大事であることを指摘し、次の質問に移ります。

次の質問は、２点になります。

国県管理の河川危険箇所の把握と改修の要望について、２つ目は地域におけるブロック塀の安全対策についてお尋ねします。

さて、先ほどの岡山県倉敷市真備町のことですが、１期生の議員５人は、高梁市の視察を予定していたため、被災地付近を通行し、その現場の延々と続く浸水被害の状況に胸をふさがれる状況でありました。真備町では、町を流れる小田川の堤防が決壊した場所は、高梁川との合流地点に近く、以前から氾濫の危険性が指摘されていました。過去に大規模な水害も起きており、県議会や市議会からも毎年、国土交通省に対策を申し入れ、国土交通省は今秋にも小田川の水位低下に向けた工事に着手する計画だったと言います。決壊した場所は、下流の水位の変化が上流に及ぶバックウォーターと呼ばれる現象が決壊の原因になった可能性が指摘されています。

倉敷市の洪水・土砂災害ハザードマップでは、一帯は住宅２階の軒下（高さ５メートル）以上が浸水をする最も危険性の高い区域に指定されていました。洪水ハザードマップは、今回の浸水域とほぼ重なっており、マップと住民の避難をどう結びつけるかという課題を残しました。

今回、山鹿市で避難勧告が出た石地区は、岩野川沿いの集落で、菊池川への合流地点では、岩野川、吉田川、新岩原川の３河川が近辺で流れ込んでいます。合流地点では、土砂も堆積しているため、消防団などで草刈りをしても夏場はすぐ生い茂り、ポンプ場からの水位確認をするのが難しい。また、決壊はしなかったが、内水で浸水している箇所もあって大変心配した。岩野川近隣では以前は川幅が広くなっていたが、草木まで生い茂って狭まってしまっている。橋桁が狭いところでは、流木でせきとめられて崩れてしまわないだろうかなど、心配する声がありました。

国土交通省の菊池川水系河川整備基本方針では、玉名、山鹿、菊池市街地に人口・資産が集中し、一たび氾濫すると甚大な被害が発生。特に山鹿市街地では、急勾配の支流が集まり、洪水氾濫が発生しやすいと書いてあります。さらに、平成23年に作成された菊池川水系河川整備計画には、戦後第２位となる昭和57年７月洪水では、菊池川本川においては、山鹿市街部を中心に溢水、氾濫が発生するなど、中流部で甚大な被害が発生しています。昭和57年７月洪水が再び発生した場合には、特に中流部において菊池川の流下能力が著しく不足しているため、その上流に位置し、資産・人口が集中している山鹿市街部において、甚大な被害が発生するおそれがあります。このため、菊池川水系では、中流部の流下能力不足箇所の解消を図り、山鹿市街部に対して、治水安全度の向上を最優先の課題としますと書いてあります。中流部の堤のない区間である堤防未整備箇所を緊急に整備するとともに、山鹿市街部下流の河道掘削、樹木の伐開においては堤のない区間に影響がない範囲で、段階的に整備し、山鹿市街部の治水安全度を着実に向上させていきますともなっています。つまり、真備町で対応がおくれたことでの大災害が、山鹿市でも起こり得る、そんな状況ではないでしょうか。そう述べてあるのではありませんか。そうであるならば、市民の命をあずかる山鹿市としては、待ったなしの最重要課題として、国県管理の河川で危険箇所の把握と速やかな改善を求めていくべきだと考えますが、どうでしょうか。

もう一つ、大阪北部地震で小学校プール脇ブロック塀が倒壊し、小学校４年生の女児が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。ブロック塀は、建築基準法を守った正しい施工を行えば、耐震効果は高く、簡単に倒れるものではありません。しかし、これまで事故が繰り返される原因としては、雨風にさらされ、内部の鉄筋が腐食するなどの劣化が進んでいるにもかかわらず、対策が講じられていないことや工事基準を守らない工事も原因として考えられます。1978年の宮城県沖地震では、11人の犠牲者が出たことを教訓として、翌年1979年には、当時、建設省の認可を受けた公益社団法人により建築基準法による施工知識と技術の普及が行われているようです。

さて、山鹿市からも回覧板やホームページなどでは、市民の皆さんにもブロック塀の点検、撤去、改修などが呼びかけられています。自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図り、道路利用の安全確保など、このためには個人任せにしておけないことではないでしょうか。山鹿市で地域におけるブロック塀の安全対策のために、また危険なブロック塀撤去などのために補助を行うことはできませんか。その２点についてお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

芋生議員のご質問、安心安全なまちづくりに係る危険箇所の改善の１点目、国県河川での危険箇所の把握と改修要望について、お答えをいたします。

国県河川の危険箇所等については、梅雨時期前に国県及び消防署などと合同巡視を行い、危険箇所の把握や安全対策の検討を行っており、その結果をもとに各管理者で対応をいただいている状況であります。

また、国管理河川である菊池川については、流域８市町で構成する菊池川改修完遂期成同盟会が、毎年、河川掘削や堤防整備について、九州地方整備局や国土交通省への要望活動を行っており、計画的に整備が進められております。

さらに、岩野川を初めとする県河川につきましては、河川内の土砂堆積やヨシの繁茂状況等を本市でも把握をしており、県に対して河川掘削等の要望を行っている状況でございます。

続きまして、ご質問の２点目、地域におけるブロック塀の安全対策につきまして、お答えいたします。

本年６月18日に発生した大阪北部を震源とする大規模な地震において、ブロック塀の下敷きになり、２名の方が死亡する人的被害が発生しております。建築物の所有者及び管理者は、建築物を常時適法な状態に維持する義務がございます。本市におきましても、ホームページや広報紙等により、所有者等へ安全点検の周知を行い、また相談窓口を都市計画課内に設けまして、必要に応じてブロック塀診断士の方を紹介いたしております。なお、地震に強い安全安心なまちづくりを促進するため、危険な状態にあるブロック塀等の除去に係る費用の一部を補助する支援制度の創設について、検討を行っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

ブロック塀の撤去のための助成を検討していただいているということで、住民にとっても大変ありがたいことだと思います。個人の責任ではあるんですけれども、今、経済的な理由で撤去や改修などをできないという状況の方がたくさんいらっしゃるので、ぜひ早急にお願いしたいと思います。

今、さまざまな状況を私も申し上げましたが、やはり想定外の災害としないため

には、ハザードマップは住民が正しく理解でき、住民の防災・減災行動につながるものでなければ役に立ちません。住民が正しい知識を持つことが必要です。山鹿市もハザードマップをつくり各世帯に届けたから、あとは住民がしっかりやりなさいと言っても、誰もがそれを理解し活用できるわけではありません。本気で防災に役立たせようとするならば、もっとはっきり住民に危険な場所を伝えなければなりません。地図上の世界ではなく、現実の風景に重ねて検証することが必要です。そのことで住民が危険性を理解・納得することができれば行動につながります。

山鹿市にこんなことを言っておられた方がいたと聞きました。何らかの政策をつくったからと商品を並べていてはだめ、売って歩くことでその商品のよさがわかり、利用してもらえるのだ。次々と起こる災害に、他人事でいるのではなく、政治の責任で本気で防災・減災に取り組むことが求められているのではないでしょうか。このことを指摘し、次の質問に移ります。

２項目めは、生活保護について。生活保護の改定の問題です。

生活保護は、制度を利用している人だけの問題ではありません。今日の日本で貧困は特別の事情ではなく、倒産、失業、リストラ、病気、また親や家族の介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥っておかしくない状況におかれています。憲法第25条に明記された国民の生存権を保障する最後のセーフティーネットである生活保護のあり方は、全ての国民にかかわる重大な問題です。総務省統計局の全国消費実態調査による相対的貧困率は、平成11年は9.1％、平成16年は9.5％、平成21年は10.1％、平成26年は9.9％となっています。さらに、国民全体の所得が下がったため、貧困ラインが下がり、これまで貧困とされていた方が同じ収入、暮らしでも、ラインの上であるとして、貧困の数に入れられなくなっているのです。

政府は、2013年には生活保護のうち、日常生活に充てる生活扶助を980億円削減しました。その後も住宅扶助、冬期加算を減らし、ことし10月からは再び生活扶助を３年かけて210億円削減する方針とのことです。一般低所得世帯の所得が減ったから、それにあわせて減らすとするものです。それでは、その状態で健康で文化的な最低限度の生活が保障できるのでしょうか。10月からの削減が全て実施されれば、安倍政権下での削減総額、国と地方分担分の合計は年1480億円にも上ります。子育て世帯では、安倍政権前の生活扶助費と比べ、月２万4000円も引き下げられる世帯もあります。生活保護の基準は、これ以上の貧困があってはならないという最低生活水準を定めたもので、学用品代を補助する就学援助など、多くの低所得者向けの施策を利用できるかどうかの認定基準の指標にもなっています。つまり、保護基準の引き下げは、最低賃金算定への影響や生活保護世帯以外の低所得者への支援策、介護保険の利用者負担限度額軽減制度、就学援助制度、幼稚園就園奨励費補助、私

立高等学校授業料等減免など、38の制度を狭めることにつながっていくのです。こういった状態が大変心配ですので、ことし10月に行われます生活保護の改定がどんな内容かをお答えいただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

芋生議員の一般質問、生活保護制度の改定について、お答えいたします。

初めに、生活保護基準につきましては、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、８項目あります生活扶助の見直しが行われます。この見直しにおきましては、世帯への影響に十分配慮し、３年間をかけて段階的に実施され、個々の世帯での保護支給額の減額幅を、現行基準からマイナス５％以内にとどめることとされております。

そのほか児童養育加算、母子加算、教育扶助・高等学校等就学費について、子供の健全育成に必要な費用等を検証し、支給期間や支給額の増減等、必要な見直しが行われます。

なお、厚生労働省による世帯類型別の試算によりますと、山鹿市においては支給額が増額となる世帯が多いため、平均しますと増額になることが見込まれております。逆に、都市部につきましては、平均的に減額になることが見込まれております。

そのほか生活保護世帯の子供の貧困の連鎖を断ち切るために、大学等への進学を支援する一時金の支給や医療扶助費の適正化として、後発医薬品の使用の原則化などが実施されることとなります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

ただいまの答弁では、山鹿市の生活保護世帯では増額が見込まれるということで、少し安心しました。しかし、生活保護全体がやっぱり削減されていくとなると、さまざまな影響を及ぼしてくるのではと思っています。

そして、今、大学の進学を支援するための一時金の支給などを教えていただきましたが、現在、一般世帯では大学進学率というのは80％近くになっています。現代においては、進学支援の一時金支給は大変重要なものです。また、高校受験料について、原則２回までとされていましたが、２次募集に応募するなど、やむを得ない

場合は、必要最小限度の受験料を支給することを認めていると聞きました。また、学習支援費の対象となる活動を学校部活動に限定しないという取り扱いもあるとのことです。こちらもしっかり周知していただきたいと思います。

そして、医療費補助の適正化として、後発医薬品使用の原則実施をされると言われましたが、この後発医薬品というのは、先発医薬品に同じ成分、全く同じというわけではありません。ですから、病気、症状によっては、その薬を後発医薬品で賄えるということができないこともあります。原則は、あくまでも治療効果を判断すべきであることを指摘しておきます。

それでは、山鹿市でも生活困窮者支援窓口が開設されてから、被保護世帯が増嵩していると聞きました。その推移状況をお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

芋生議員の一般質問、生活困窮者支援窓口が開設されてからの被保護世帯の推移について、お答えいたします。

平成27年度に、生活自立相談窓口を開設いたしました。その後の生活保護の相談件数の推移につきましては、平成27年度83名、平成28年度77名、平成29年度59名となっております。

そのうち、申請に至った件数につきましては、平成27年度61件、平成28年度37件、平成29年度35件となっており、困窮窓口が設置されたことにより、保護法以外の法律やその他の施策の活用が十分に生かされた結果、減少したものと考えております。

また、生活保護世帯数、人員数につきましても、平成27年度末で352世帯457名、平成28年度末は322世帯424名、平成29年度末は294世帯398名と、徐々に減少しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

生活困窮者支援窓口が活用され、就労などにつながったことは大変よいことだと思います。私も仕事が見つかって、自立できたんですよと報告を受けて、大変喜んだことがあります。しかし、生活保護世帯の減少に対して、私は違った印象を持っています。この間、私は何人もの方から相談を受けました。年金暮らしになったら、

今の家賃を支払うのがきつくなった。家賃の低いところはないだろうか。先の暮らしが見通せずつらいなど、生活が厳しくなっているという相談がとても多くなっています。生活は厳しくなっているが、生活保護には抵抗がある。恥だと思い相談することはできないが、きょうの食事にも困ることがある。こんな相談も来ています。こういった状況であれば、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという日本国憲法第25条が生かされている状況ではないと言えるのではありませんか。

そこで、生活保護についての相談体制についてお尋ねします。

ここ新庁舎は、オープンなフロアになっていて、プライバシー保護の点ではちょっとどうだろうかと以前から気になっておりました。他の自治体庁舎などに伺ったときも、そんなところを気にして見させていただいたりもしていました。山鹿市は、さまざまなしんどさを抱えている人にとって、優しく親切なまちになっているでしょうか。窓口や相談体制はどうなっていますか。窓口体制、プライバシー保護、人権配慮のための研修や県の指導監査についてもお尋ねします。そして、もう一つ、多分誤解や偏見だとは思いますが、市民の方からは保護を受けるべき方なのかと疑問を投げかけられることもあります。その点、適正な受給になっているかについてもお答えをお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

生活保護の相談体制について、お答えいたします。

まず、相談に来られた際の対応としまして、専任の職員を１名配置しており、その専任の職員が不在の場合は、ほかの職員で対応することで、随時、相談を受ける体制はできております。

相談時は、丁寧な対応に心がけ、プライバシーへの配慮として、できる限り個室もしくはパーテーション間仕切りの部屋にて面談を行うこととしております。また、現受給者の定期的・一時的な面談においては、カウンターを利用することもございます。

次に、人権に対する職員の研修につきましては、市が主催する人権研修や県主催のケースワーカー研修へ積極的に参加し、人権意識の向上など、自己研さんに努めているところでございます。

また、年１回実施されます、県の指導監査におきましては、面接相談業務での相談内容が適切に記録管理されているか、誤解を招く説明内容となっていないかなど

を着眼点として、指導助言等が行われております。それを遵守しながら、面談相談業務の適正化に努めております。

次の保護費の不正受給対策といたしましては、被保護者への周知を図るため、毎年、収入申告の義務があることを保護者本人が確認する確認書の徴収や収入申告書を徴収する際、収入があった場合は必ず届け出るよう指導・説明し、理解を求めているところでございます。

あわせて、税情報が確定後に課税調査を行い、収入申告額との突合、また必要に応じて預貯金調査を行うなど、不正受給の防止に努めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

きちんとした対応をなさっているということで安心しました。

先ほどのプライバシーのことですが、近隣で言いますと、菊池市役所相談窓口にはカウンターに間仕切りがしてあります。また、県による監査のことをお尋ねしましたが、なめんなジャンパーで報道されました小田原市、ここでは県の監査では優秀自治体とされていたのです。実際は不正受給者を防ぐことよりも、受給者を威圧するものだったと生活保護行政のあり方検討会を設置し、公開で進められ、受給者から利用者へ、生活保護は市民の権利と位置づけ、利用することは卑下することでも批判されることでもバッシングされることでもないとの言葉改革が最初に進められました。

次の４点が改革されたそうです。

１つ目、職員数の増加、２つ目、申請から決定までの時間短縮、３つ目、生活保護しおりの見直し、４つ目は自立支援の動きです。毎週火曜日に健康で文化的な最低限度の生活が放送されています。私は余り見ることがないんですが、原作者の柏木ハルコさんのコミックは、何と50万部を突破しているそうで、大変関心を持たれていることがわかります。

さきの小田原市では、まず申請を受けて、保護してから細かい状況を調べればいいという方針に変わったそうです。困っている方を保護し、市民の不幸を最小化するためにはどうしたらいいかを第一義的に考える方針で、保護のしおりも見直されました。それには漢字にルビを振ることから、内容についても相談のある方はお気軽に市役所の何々窓口までとなっています。山鹿市でも、もっと検討すべきだということを指摘しておきます。

そして、最後に、６月27日付で厚生労働省社会援護局名で、熱中症予防が特に必要とされる者がいる世帯に該当する場合は、５万円の範囲内で福祉事務所が必要と認めた場合は、家具什器費として一時扶助を支給して差し支えないというものです。まさに酷暑の夏に、条件つきではありますが対策をと通達が出て、その周知が全国的には進まず、厚生労働省から２度目の通達が出ました。山鹿市の保護世帯への家具什器、エアコン設置はどういう状況になっているでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

熱中症対策のための家具什器、エアコンの設置について、お答えいたします。

厚生労働省からの通達を受けまして、新規を含め全被保護者世帯を対象に、本年７月に調査をいたしました結果、エアコンの設置率は85.4％でございました。未設置の主な理由といたしましては、冷房なしでも生活が可能なためですとか、生活に余裕がないためなどでございました。

なお、今回、未設置の被保護世帯への対策として、平成30年４月以降に新規で保護を開始した世帯に限りまして、家具什器費として冷房器具の設置費が支給できることとなりましたが、調査の結果、対象となる新規９世帯中８世帯が保護開始前から既に設置済みでございました。未設置１世帯につきましては、本人の意向により設置費用の支給申請がございませんでした。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

全被保護世帯の設置率は85.4％とのことですが、高齢になり体力も落ち、入院を勧められたが断ってきた。しかし、夏が過ごせるだろうかと心配していた方に、エアコンの通達のことを伝えましたところ、市に確認したが条件に合わないのでだめだったと、とてもがっかりしていらっしゃいました。体力がある世代でもエアコンなしの生活はできない暑さとなっています。

私、実はエアコンがとても苦手で、これまでほとんど使っていませんでした。しかし、昨年から少し使うようになり、今年は何とつけっぱなしにするという状況となりました。ここに、皆さん、エアコンなしで暮らしていけるという方がいらっしゃいますでしょうか。今回の措置は、熱中症による健康被害を防ごうと通達された

のですから、新規保護世帯への支給だけでは命は守れない。持っていない世帯には必要なものだ。電気代（夏季手当）も保障されなければ、安心して使用することができない。電気代がないからつけなくていいと言われる方もいるのです。こういった状況を考え、山鹿市としても国に、条件をつけた設置ではなく、ない世帯にはつけるべきだと要望すべきだと思います。

さらに、電気がとめられて、エアコンがつけられず死亡した事例がありましたよね。このことも踏まえ、経済産業省が電力会社に各自治体福祉部と連携を強化し、対処するように通達文書を出しています。ライフラインと福祉部との連携は欠かせなくなっています。市長、しっかり連携をとるべきだと思いますが、その点、１点だけ、どうお考えかお答えいただけませんか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の突然のお尋ねでございますけども、担当としても実際の現場をしっかりと把握しておると思いますけども、そういったことは非常に大事なことだと思っております。さらに、そういった現場の状況をしっかり把握しながら、的確に対応するようにしていきたいと思います。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長の心強い答弁でしたので、ぜひ実施していただきたいし、要望も出していただきたいと思います。

さて、３項目め、市職員の長時間労働についての質問に移ります。

３月議会一般質問で、市職員の健康を守るのは市民への奉仕、サービスに係る問題だと取り上げ、働き方の改善ができないかと提案していましたが、その後の対策はとられているのでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまの市職員の長時間労働について、お答えいたします。

ご質問の本年３月議会後の取り組みにつきましては、まず４月に各所属長に向け、

超過勤務の縮減に向けた取り組みについて通知し、時間外勤務は緊急時や繁忙期を除き、開庁日は午後５時30分から午後８時まで、土日、祝祭日等の閉庁日は午前８時30分から午後５時15分までを基準とし、原則これによることとしました。

また、入退庁管理簿記入の徹底や事前の勤務命令と実績確認により、所属職員の時間外勤務の把握等を徹底し、労務管理の厳格化に努めるよう周知を行いました。

本通知の発出により、４月から７月まで４カ月間の入退庁管理簿による職員１人当たりの時間外労働時間は、１月当たり前年度10.2時間から本年度8.0時間へ21.6％減少したところでございます。

今後も職員の適正な労働時間が確保されるよう、各所属長を通じてしっかり対応してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

所属長に向けて通知が出され、時間外勤務として把握され、また減少もしてきているということで、提案したことが生かされ、取り組まれてうれしいことです。

３月議会以降、時間外として認識されるようになった、時間外勤務手当が出たなどのうれしい声も届きました。

その一方、時間内に仕事が終わらず困り果てている、代休はとっていられないと、仕事量の多さを解決できないでいる実態も見えてきました。効率ばかりを追求しても、高度化・多様化する仕事は時間だけで解決できるものではありません。３月議会でも提起しましたが、最もやるべきことは職員減少の施策を一時ストップし、緩やかな減員とすることではありませんか。

山鹿市長は、よかボス宣言を出されています。ホームページで気がつきましたが、よかボス宣言をなさっています。熊本県が取り組んでいるものの中に市長も宣言をされたわけですが、またこのよかボスという、ボスという言葉はちょっと語呂合わせ的にはよいのでしょうが、違和感を感じて、ボスとリーダーを改めて比較検索してみました。市長には、ボスではなく、リーダーを目指していただければいいなと思います。

さて、その中身ですが、どんな意図で宣言されたのでしょうか。ちょっと私は玉名市のよかボス宣言も見せていただいたところなんですけども、お一人お一人中身を違う文章で書かれてあるので、市長としての思いがあって、ちゃんとこういうことをされていると思いますので、ぜひその中身をお聞かせください。

そして、きょう取り上げてきたことは、市民一人一人が輝き、幸せな人生を送れるようにするための取り組みになることですので、しっかりと受けとめ検討していただくことを求めておきます。

よかボス宣言について、思いを教えてください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員のご質問にお答えいたします。

この宣言は、私の素直な思いを出したところでございます。

私は、市民一人一人のそれぞれの個性を認め尊重し、愛情を持ってともに生きる、生きていくという思いで、市民の皆様の仕事と生活の両立を応援しながら、市全域に働きやすく、働きがいのある職場をふやす取り組みを推進するため、今回、よかボス宣言を行いました。

この中で、市職員につきましては、市民の幸せ実現のために全力で業務に取り組み、そして終業後には家事、育児、介護、また趣味や自己啓発のための余暇の時間など、多様な生活が楽しめるよう応援してまいります。

また、職員がしっかり業務を遂行していくためには、何よりも心と体の健康が大事であると考えておりますので、計画的に休暇をとるなど、積極的に心と体のリフレッシュを図り、健康保持・増進に努め、職員一人一人が輝き幸せな人生を送れるよう応援してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

先ほども申しましたように、職員が減って休暇もとれないような状況となることを、やはりしっかり考えていただき、この市長が取り組まれたよかボス宣言がスムーズに実施され、応援していただくことを望んでおきます。

さて、最後の市民要求実現について質問いたします。

１つ目は市民医療センター医療機器のことです。それは山鹿市民医療センターに市民から、がんの治療ができる放射線機器が備えられないだろうかとの要望が出されたことがあります。この要望は、市民医療センターに直接出されたので、それに対し難しいとの回答があったと聞いています。がん患者はふえる一方で、市民の多

くは安心して地元の病院で治療ができることを望んでいる、市民の声として挙げていきたいと、その後、私のほうにも相談が寄せられました。がん患者は、国立がん研究センター統計によると、2013年がん罹患推計は、男性が49万8720例、女性が36万3732例、合計86万2452例となっています。がん罹患は大変身近な問題であり、高い関心を持つ病気です。がんの治療方法には、手術療法、化学（薬物）療法、放射線療法の３種類を、厚生労働省が保険適用と認めています。山鹿市において、放射線治療ができないため、熊本市内、合志市、荒尾市まで、長時間かけていかなければならず、患者や家族にとって、大きな負担となっています。

地域住民の生命と健康への貢献を掲げる山鹿市民医療センターに、がんの放射線治療機器の導入はできないでしょうか。簡潔にお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。永田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　永田　臣司君　登壇］

○市民医療センター事務部長（永田　臣司君）

芋生議員のご質問、市民要求実現について、市民医療センターにおけるがんの放射線治療機器の導入について、お答えいたします。

人口の高齢化や生活環境の変化に伴い、がん罹患数は増加しております。鹿本医療圏におきましても、統計上、主要死因の第１位ががんとなっているところでございます。

そのような中におきまして、医療センターにおきましては、医師の確保、それから緩和ケア病棟や抗がん剤治療のための化学療法室の整備など、がん診療における医療機能の拡充を図り、平成24年11月に熊本県指定がん診療拠点病院の指定を受けております。また、地域の医療機関の医師、医療技術者等を含む、市民を対象とした市民公開講座を開催し、がん治療における医療情報の提供に努めているところでございます。

がんの療法は、ご案内のとおり、手術による外科療法、抗がん剤による化学療法、そして放射線治療の３つの治療法がございますが、医療センターにおきましては、外科療法と化学療法による治療を行っております。

療法の適用につきましては、がんの進行度であったり、がんの部位等により、最適な療法で治療に当たっておりますけれども、放射線療法を希望または有用と判断される場合は、先ほど議員のとおり、県北の地域では合志市、荒尾市の病院への紹介となっているのが現状でございます。

放射線療法の特徴は、手術に比べ肉体的な負担が少なく、機能、形態を温存しながら治療ができること、また全身状態がよければ、外来通院で治療ができることな

どと言われております。

そこで、今後、医療センターにおきまして、放射線療法を導入するとなった場合、放射線を完全に遮断する施設が必要となります。しかしながら、現在の施設内では設置する場所がなく、新たな別棟の建屋建設と放射線治療機器の導入設置が必要となります。

これは、６年前の他院の事例ではございますけども、建屋建設、そして治療機器、またその他の経費で約５億円程度の費用を要しており、また施設設備の規模によっては、それ以上の費用を要している病院もございます。

そして、何よりも専門の放射線治療に携わる医師、専門の放射線技師などのスタッフの確保が必要となるなど、これらの要件を満たすことは、病院運営の観点からも、現状は非常に厳しい状況でございます。

よって、市民医療センターとしましては、引き続き、外科療法と化学療法を組み合わせた集学的治療に取り組むこととし、地域におけるがん診療の連携協力体制の構築、またがんの患者様及びご家族に対する相談支援、それから情報提供を行ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

具体的に、医者や医療スタッフの確保が困難なことや費用も示していただきましたので、要望されている方たちとよく検討していきたいと思います。

それでは、最後に、サイクリングターミナルの活用についてお尋ねします。

昨年９月議会で、平成31年度末で廃止するだけでなく、安心して自転車の利用ができるように整備を進めること、若者たちが活用できるスケボー、キックボード、ロッククライミングなど、住民の意見をよく聞いて、新たな整備を図ることを提案し、賛成討論を行っていました。その後の動きを、ぜひ簡潔にお答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

芋生議員の一般質問、市民要求実現についての２点目、サイクリングターミナルの活用について、お答えいたします。

サイクリングターミナルにつきましては、昨年９月定例会において、宿泊業務は

平成29年度末をもって廃止し、貸し自転車や会議室の利用については平成31年度末の全面廃止まで継続できるよう、廃止条例の修正案が議員提案され、可決をいただいております。

このため、平成30年度からは山鹿市直営の施設として受け付け業務を委託し、自転車及び会議室の貸し出しを行っているところです。

施設は、供用開始後40年が経過し、平成３年度に大規模な改修工事を実施してはおりますが、施設設備の老朽化は顕著であり、現状のままでの利活用は大変厳しい状況です。

一方、隣接する山鹿市博物館の整備につきましては、文化、教育、経済関係団体、また地域の代表者で構成されている山鹿市博物館等環境整備検討委員会で検討が行われ、同検討委員会から、これまでの協議結果を踏まえた山鹿市立博物館整備に関する提言書が教育委員会に提出をされたところです。この提言書の中では、サイクリングターミナルを含めた肥後古代の森山鹿地区での博物館整備が提案をされております。

このような状況であることから、サイクリングターミナルの跡地活用の方針につきましては、今後の博物館の整備計画の進展状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市民の声が生かされ、整備ができるように、引き続き住民の声を届けていきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時01分　散会

～～～

９月６日（木曜日）

平成30年（第３回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成30年９月６日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．有働　辰喜

一般質問

（１）学校規模適正化事業について

（２）公立幼稚園民営化について

（３）支援学校誘致について

（４）山鹿市農業振興地域整備促進協議会について

（５）スクールバス運行について

２．小川　榮二

一般質問

（１）有害鳥獣被害対策について

①有害鳥獣に対する取り組み状況

②猟友会の状況

３．立山　大二朗

一般質問

（１）スクールソーシャルワーカー配置事業について

（２）創業・開業支援空き店舗対策事業について

４．永田　紘二

質　　疑

（１）議案第72号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

①Ｐ19（目）学校建設費　学校規模適正化事業（鹿本小学校）

一般質問

（１）国民健康保険税について

（２）教育委員会の事業について

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗　君
２番	小　川　榮　二　君
３番	芋　生　よしや　君
４番	勢　田　昭　一　君
５番	有　働　辰　喜　君
６番	服　部　香　代　君
７番	冨　田　弘　海　君
８番	永　田　　健　君
９番	冨　丸　洋一郎　君
10番	藤　本　峰　秀　君
11番	北　原　昭　三　君
12番	芹　川　正　美　君
13番	藤　原　　豊　君
14番	平　井　邦　廣　君
15番	吉　本　政　幸　君
16番	池　田　誠　一　君
17番	堀　　茂　幸　君
18番	永　田　紘　二　君
19番	横　手　啓　介　君
20番	寺　崎　勇　児　君

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市　　長	中　嶋　憲　正　君
副　市　長	池　田　永　実　君
教　育　長	堀　田　浩一郎　君
総務部長	阿蘇品　貴　司　君
消防本部消防長	中　山　恒　弘　君
市民部長	宮　崎　錦　也　君
福祉部長	野　田　勝　年　君
経済部長	早　田　順　二　君
建設部長	白　田　俊　輔　君

教育部長	大森健司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	佐藤アキ君
経済部次長	才田豊昭君
建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君
教育部首席教育審議員	藤島浩一君
人権啓発課長	古家忠興君
市民課長	隈部光麿君
国保年金課長	徳永謙吾君
商工観光課長	渡邊義明君
学校施設課長	藤本敬輔君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。有働　辰喜君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

皆様、おはようございます。

議席番号５番、有働　辰喜です。

発言通告に従いまして、５項目について一般質問をいたします。

質問に入ります前に、本日未明、北海道で震度６強の地震が発生し、少なくとも土砂崩れによって19名の方が消息不明という報道でございます。全員の方の無事と、それから大きな余震がなく、早いライフラインの回復をお祈りいたします。

それでは、質問に入ります。

平成17年１月に、１市４町が合併をして来年、平成31年度は合併15年目を迎え、５年間延長された合併特例債発行最終年度を一旦迎えます。一旦と言いましたのは、ことしの４月に、山鹿市も対象になります５年間発行期限を再延長できるという改正特例法が成立したからであります。

山鹿市では、平成21年１月に山鹿市立小中学校規模適正化基本計画を策定し、平成20年度から平成26年度までを第１次計画として学校再編事業に取り組み、山鹿小と川辺小、鹿北地区３小の統合校が平成25年４月開校。平成27年３月、第１次基本計画の内容の検証、進捗状況を精査し、菊鹿地区３小は平成28年４月開校。米野岳中学校区４小は平成29年４月開校。鹿本地区３小は平成30年４月開校。計画見直しをした八幡小、平小城小、三岳小は平成31年４月開校。山鹿中と鶴城中も平成31年４月開校を目標に掲げ第２次基本計画を策定。平成27年度から平成31年度の５カ年を計画実施期間と定め、この間に有利な財源である合併特例債を利用して再編事業を完了する計画でありました。

再編計画目標達成を目指して、再編事業に取り組んでこられましたが、残念ながら第２次計画期間終了時にも再編計画が完了しない事業もあります。学校規模適正化事業は、事業規模も大きく、また事業期間も当初計画で７年、見直し延長で５年

の計12年間継続の事業であります。12年間の計画期間終了後も、まだ開校時期が確定しない事業があります。

私は、事業期間が長くなれば、当然、事業費も増加すると思い、当初計画時点での事業予算が幾らだったのかをいろんな資料で探してみたのですが不明です。それでも、議会会議録や統合説明会の議事録の中に、規模適正化事業の合併特例債は100億円あるという記述がありますので、何らかの根拠で算出した金額だと思うのですが出てまいりません。

ただ、私なりに考えてみますと、事業の形態上、予算編成がほぼできず、設計段階で初めて予算化できるような事業のため、この事業の計画時点での予算が未計上なのかなというふうには思いました。事業期間中の単体工事契約金額はわかりますが、全体の事業費がどうなっているのか見えません。

そこで、お伺いをいたします。

１点目として、第１次計画期間内での事業費の支出済額、また計画見直しをした第２次計画期間内での事業費支出予定額と平成32年度以降発生する事業費の支出予定額をお尋ねをいたします。あわせて、現時点での支出額と予定額を含めた全体事業費もお願いをいたします。

２点目といたしまして、平成26年６月議会での永田　紘二議員の一般質問で、事業別の合併特例債発行状況に関する質問に対して、学校規模適正化事業の第１次計画終了時の合併特例債発行額が６億6020万円との答弁がなされておりますが、その後の第２次計画期間も含めた事業全体での合併特例債の発行額と学校規模適正化事業の財源の内訳をお尋ねをいたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問、学校規模適正化事業について、お答えいたします。

まず１点目、平成20年度から平成26年度までを山鹿市小中学校規模適正化基本計画の第１次計画とする期間に支出した事業費でございますが、この間の平成25年度には山鹿小学校と鹿北小学校が開校いたしました。また、菊鹿小学校は平成28年度、めのだけ小学校は平成29年度の開校に向けて整備事業に着手をいたしました。こうした第１次計画期間内の事業費総額は約41億4700万円でございます。

次に、平成27年度から平成31年度までの第２次計画期間でございますが、この計画期間中に菊鹿小学校とめのだけ小学校が開校いたしました。また、鹿本小学校が

平成32年度の開校に向けて、さらに鶴城中学校と山鹿中学校の統合は平成31年度の編入に向けて整備事業を予定しております。計画期間内の事業費総額は約36億3600万円を予定しております。

さらに、平成32年度以降につきましては、鹿本小学校の整備に係る事業費見込みとして２億1400万円を予定しているところです。なお、八幡小、平小城小、三岳小の３小学校統合計画につきましては、現在、施設の構造耐力度調査を行っており、事業費の見込みは未確定でございます。そのため、全体事業費の支出及び支出見込みといたしましては、現在の時点で総額約79億9700万円と積算いたしております。

次に、２点目の合併特例債を含めた財源内訳について、お答えいたします。

学校規模適正化事業の財源につきましては、国庫補助金と市債が主で、うち市債につきましては、主に合併特例債を財源といたしております。先ほどご説明いたしました全体事業費の約79億9700万円に対する財源といたしまして、国庫補助金が約21億9400万円、市債が約52億8000万円、残りは一般財源で約５億2300万円を予定いたしております。また、市債の発行及び発行見込み額約52億8000万円のうち、合併特例債は約29億7200万円を予定いたしております。そのほかに平成23年度から平成24年度にかけて、合併特例債よりも有利であった緊急防災・減災事業債を21億500万円発行いたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁ありがとうございました。

当該事業費は、八幡、平小城、三岳小の事業費が未確定ではありますが、第２次計画期間完了までに約80億円ということがわかりました。そのうちの約29億7000万円が有利と言われております合併特例債、それとそれよりさらに有利な緊急防災・減災事業債を21億500万円ということでございます。いずれにしましても、借金でございます。さきに述べたとおり、事業の形態上、計画時の予算化ができず、おくれによる事業費の増加等の比較ができませんが、今後も少しでも借金を抑えるため、有利な補助金の活用をお願いをいたしまして、次の質問をいたします。

学校規模適正化事業では、再編事業がおくれると小規模校の解消がおくれ、統合校の位置選定により事業費が増減し、長い歴史を有する地域コミュニティーを尊重して位置を決定するという文言はもはや死語となり、地区住民を分断し、地域の過疎化に拍車をかけるだけの再編も出てきております。言い過ぎかもしれませんけれ

ども、米野岳中学校区の再編事業は、計画のおくれ、集団訴訟という結果だけを見ると、当初掲げた目的とはほど遠く、財政再建のための統廃合事業だったのではと思えてなりません。

そこで、お伺いをいたします。

学校規模適正化事業については、教育委員会が定めた再編事業工程からかなりおくれ、また物価上昇や資材高騰などの外的要因により、計画と比較はできませんが、事業費も大きく増加しております。計画のおくれは、子供の学力向上、競争心、協調性が育たないとして、早期の複式学級の解消という目標を掲げて行っている再編事業なので、達成できず卒業していった子供たちにとっては、お金にはかえられない非常に大きな損失ということになります。また、事業費の増加は、当然、無駄な公金支出です。事業を行っている以上、検証はなされていると思いますので、この事業計画がおくれた理由と、どこに責任があると思われますか、お尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員のご質問、事業計画がおくれた理由と責任の所在について、お答えいたします。

学校の再編は、関係する地域の歴史や伝統、生活環境などを変える大きな事業でもあり、その事業を進める上でＰＴＡを初めとした地域住民の方々にしっかりと説明を行い、十分なご理解を得ることが必要であると考えております。

これまで教育委員会の力不足で、その過程において時間を要しており、直接の利害関係者である子供たちや保護者の方々に対して、ご心配とご迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げる次第でございます。

教育委員会といたしましては、今後とも常に子供たちのことを第一に考え、子供たちの将来をしっかりと見据えた取り組みを、市長部局とも連携を密にしながら一丸となって進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁ありがとうございました。

みずからの力不足をお認めになられるというのは、少し驚きでございます。私は、教育委員会の職員は、与えられた課題の中で頑張っていると思っております。事業や重要事案等の計画・立案・決定等は、全てとは言いませんが、別に立ち上げられた何々委員会とか、何々審議会というような組織で、終われば解散していて、誰も責任をとりません。私は、ご批判や叱責覚悟であえて申しますが、責任は教育委員会と予算権を持つ市長部局にあると思います。

理由として、１点目、そもそも学校規模適正化事業の計画スケジュールのずさんさでございます。平成21年１月21日付で基本計画が策定され、第１次計画期間を平成20年度から平成26年度までの７年間として、平成26年４月までに４事業を完了し、２事業は開校時期が記載していないので、どこまでの計画かは不明ですが、これは合併特例債発行期限の平成26年度ありきでの事業計画だと考えます。平成21年１月21日ということは、あと70日で新年度、平成21年度になります。実質６年で４事業の統廃合を完了するということであります。基本計画にも、再編には保護者を初めとする地域の理解が必要なこと、また新しい学校の建設にはおおむね３年程度、用地購入等特別の事業がある場合にはそれ以上の期間がかかるとの記述がありますし、平成21年７月24日付の教育委員会作成の説明用資料では、現在、具体的なスケジュールや統合校の位置等の協議を始めたのは、川辺小と山鹿小の統合のみとの記述があります。平成21年度に全事業が同意を得たとしても、残り３事業の統合期間は協議開始から計画完了まで、わずか５年間であります。米野岳中学校区で言いますと、設計を含めた施設建設を教育委員会説明の３年としますと、地元協議、土地買収、農振除外、農地転用を２年で終えるということです。教育委員会は、平成25年12月の鹿央区長会で、今から予定地に統合校をつくるには、農振除外等を含めて10年かかると説明しましたのですから、この言葉を引用しますと、当初から第１次計画期間内には開校できないという、ずさんな計画だったと言えます。

次に、２点目として、厳しい言い方ではありますが、職務怠慢であります。これも米野岳中学校区で言いますと、鹿北地区の統合で中学校との施設共有はできないという事実が表面化、同様の計画であったにもかかわらず、何の対応作業も行っておりません。統合そのものと統合位置に異を唱える米田地区住民との積極的な話し合いを行わず放置したこと。そこで４小学校の保護者会が危機感を持ち、早期の複式学級解消のため、鹿央３校で統合、米田単独という結論を出したにもかかわらず、継続審議という形で放置したこと。これは自分たちが掲げた学校再編事業の最大目標を無視し、尊重するとした保護者、地域住民の意向を無視したという最大の職務怠慢であります。もしこのとき、平成23年12月に自分たちの職務として何をすべきかを考え行動していれば、少なくとも統合は３年早くできたと思います。また、統

合校位置が決まらず、膠着状態の平成25年12月、突然の既存施設活用案と４校評価案の発表は、合併特例債の発行期限を考慮した方針転換だと思います。

最後に、３点目、これも大変言い過ぎかもしれませんが、権力への服従です。もう少し弱めた表現だと、そんたくということになります。また、米野岳中学校区の例で申し訳ないですが、教育委員会みずから米野岳中学校横が最適地と評価し、統合校位置として説明会を行った結果、米田地区住民から統合そのものと統合校位置への反対がほぼ半数という状況に置かれたとき、複式学級の早期解消よりも、もう１つの再編事業の目的である厳しい財政状況を考慮し、より効果的な学校整備、簡単に言いますと、山鹿市の最大課題である財政再建を進めるため、１中学校区１小学校というスローガンを前面に出し、あくまでも４校統合に固執した結果が合併拒否をおそれ、合併を認めるかわりに統合校位置は米田小にと、こういう結論になったと思います。また、これはさきに述べた合併特例債の発行期限内容をクリアできる解決策であり、何より米田地区反対住民の意に沿う結果となります。鹿央地区は、合併に賛成しており、事業費の削減、特例債の活用、統合反対の解消と全て解消できるとして行ったものだと思っております。保護者会の鹿央３校統合、米田単独案では計画より小学校が１校余分に残りますので、予算権のない教育委員会は市の掲げる財政健全化に反するような事態は避けたいし、米田小の位置にすれば米田地区の意向に沿えます。米田地区の反対で統合校が変わったという事実は、議会報告会という公の場所で、米田校区の当時現職であった山鹿市議会議員が、米田が反対したから変わったと発言し、閉会後の発言再確認でも明言をしております。この事実が権力への服従、またはそんたくであると思う根拠であります。

それでは、次の質問に移ります。

次に、公立保育園の民営化についてお伺いをいたします。

平成26年度から平成30年度までを計画期間とした山鹿市公立保育園・幼稚園再編事業整備後期計画により、菊鹿町、鹿北町から公立の保育園がなくなり、民間保育園となりました。公立は計画どおり山鹿幼稚園と山鹿保育園、そして鹿本幼稚園と幼慈園合併による幼保連携認定こども園が来春、平成31年４月開園して、都合３園が存続するだけになりますが、まだかおう保育園と園児数が30人を下回れば廃園と決まっている米田保育園と富慈園が存在をしております。教育委員会は、かおう保育園の民間移譲に対する説明会を２回、保護者会に行っており、民間移譲への作業を開始したものと思いますが、現状では期限は設けてなく、保護者会の対応待ちの状況かと思われます。私が民間移譲で一番影響を受けるであろうと思う保育園の職員さんの方々も、民間移譲は避けられないとの発言でございます。

そこで、ご提案ですが、民間移譲するに際しては、公募で事業主に公告をされる

と思いますが、その際に保護者の意見、希望は当然反映していただくとして、条件として、１点目、保育園の位置は現在地もしくは近接地とする、２点目、現在勤務の臨時職員で希望する人全員を正社員として採用することを明記していただきたいのですが、いかがでしょうか。

１点目の条件は、かおう保育園を引き継ぐ事業主が補助金で他の場所に移転開設したら、今の地域性・利便性が損なわれるためでございます。

２点目の条件は、民間移譲まで通園していた子供たちのことを理解していること、また子供たちも知っている先生で安心できること、事業主も保育士不足の中、保護者、子供、地域に精通した経験豊富で有能な保育士を確保できるメリットがあると思うからであります。この提案、検討していただけますでしょうか。お尋ねをいたします。

３点目といたしまして、来春、鹿本町に開園の認定こども園についてお尋ねをいたします。

幼稚園は教育施設でありますので、先生は教員免許が必要でございます。保育園は福祉施設であり、先生の必要資格は保育士の免許でございます。今回開園するこども園は、幼保連携認定こども園でございます。勤務される先生方は、教員免許か保育士の免許の片方があればいいのか、それとも両方の免許が必要なのか、またその場合、必要な人員は確保されているのかをお尋ねをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問、公立保育園民営化について、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、かおう保育園の民営化につきましては、平成25年度に策定いたしました山鹿市公立保育園・幼稚園再編整備計画後期計画に基づき実施するものでございます。現在、保護者に対して説明会を行っている段階であり、保護者の合意が得られた後に具体的な方針を決定することといたしております。

議員お尋ねの１点目、民間移譲する場合の条件として、まず保育園の位置は現在地もしくは近接地とすることを明記することができないのかとのご提案につきましては、山鹿市が指定する場所で保育園を開設することという平成26年度に施行いたしました鹿北３保育園民間移譲先法人募集要項に準じて、条件を設定いたしたいと考えております。

また、２点目、現在勤務の臨時職員で希望する人全員を正職員として採用するこ

とを明記することはできないかというご提案につきましては、職員採用に当たっては、園児及び保護者に対する保育の継続性への配慮並びに移譲後の円滑な保育園運営のため、対象園に勤務している臨時職員のうち、移譲後の保育園での就労希望者については、積極的に正職員での採用に努めることという、これも鹿北３保育園の例に準じて、移譲要件に明記したいと考えております。ちなみに、鹿北の場合は希望された臨時職員全員を正職員として採用していただいております。

次に、３点目のご質問、幼保連携型認定こども園の職員につきましては、保育教諭という職として、保育士と幼稚園教諭、両方の資格を持つ必要がございます。現在の山鹿市の正職員の保育士、幼稚園教諭の状況では、36名中33名が保育士と幼稚園教諭の両方の資格を有しております。新たな認定こども園の運営には、15名程度の保育教諭が必要と想定されますが、これを全て正職員で賄うことはできませんので、引き続き臨時職員を任用することといたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ありがとうございました。

かおう保育園の民営化の際に、私が最も危惧する点については、鹿北町で先行事例として採用されたということでございますので安心をいたしました。

また、新設の認定保育園で必要な資格、保育教諭というものを保有することが条件ということでございますが、人員の確保もできたということで喜ばしいことだと思っております。

保育園が公立から民営化する理由として、山鹿市の子育て支援策をこれまでの保育園や幼稚園を中心としたものから、子供や子育て家庭を包括的に応援する体制に移行するので、柔軟な運営を展開できる特性を持った法人保育園へ順次移譲するという計画とうたわれております。

山鹿市が進める子供や子育て家庭を包括的に支援するための地域拠点であります子育て支援センターは各市民センターにありますが、地区によっては設置場所がほかの事業も使用するので、活動場所を移動する必要性や活動に制約を受けることがあるので困るというご意見もあります。民営化の理由が子育て支援体制の充実にあるのなら、限られた建物スペースで大変だとは思いますが、いついかなるときでも支障なく活動できる場所の提供をお願いをいたします。

次に、特別支援学校誘致についてご質問をいたします。

ことし６月23日の熊本日日新聞に、県教育委員会が３年後の2021年４月開校を目指す新設の（仮称）鹿本支援学校の候補地を稲田小とすると明らかにしたとの報道がなされました。報道内容では、６月21日夜、県教育委員会特別支援教育課が稲田小で地元向け住民説明会を開催したとありました。誘致活動が実を結び、待望の小中学部の新設が現実となり、関係者の皆様の期待や喜びを思うと、素直によかったなと思います。ただ、私は千田小に特別支援学校を誘致してほしいとお願いをしておりましたので、稲田小が最終候補地として決定されるには、それなりの理由があるはずですので、選考経緯や決定理由を山鹿市教育委員会職員にお尋ねをいたしましても、市は廃校予定地を県に紹介するだけとしてわからないとの回答でございます。県の担当部署の教育委員会特別支援教育課の担当者も、自分たちで現地調査の上で決めた。山鹿市からの要望はないとの答弁でした。にわかには信じられませんでしたが、否定をされた以上、それ以上のお話は伺えませんでした。しかし、一例として、平成26年３月議会の堀　茂幸議員の特別支援学校に関する一般質問の中で、特別支援学校誘致の県との協議が見えないというのが素直な気持ちです。県との交渉がどういう形になっているのかと質問をされ、山鹿市教育委員会としては、小中学部の誘致場所は高等部と余り離れていない場所が有力になるのではないかと推察しています。第２次計画により、統廃合の場所が決まってまいりますので、その上で有力な候補地を県に示すことで、早い時期での誘致の実現を目指すことが可能になりますと、当時の教育部首席教育審議員が答弁をしておられます。ここでいう高等部は、県立鹿本商工内に議会終了後の平成26年４月開設予定の菊池支援学校高等部山鹿分教室のことです。当事者でない山鹿市の教育委員会が、まだ開設されていない高等部の近くがいいと推しはかっていますし、第２次計画で統廃合の場所が決定後、有力な候補地を県に示すとの発言です。この発言から普通に考えますと、県は鹿本商工に近い学校を要望しているのだと受け取れます。鹿本商工に近く、第２次計画で統廃合に関係するのは、来民小、稲田小の２校ですが、当該議会前の平成25年12月に作成された鹿本地区３校の33項目評価表で、来民小が一番高評価であり、統合校位置としてほぼ確定であったと思われます。そうなると、山鹿市教育委員会が県に有力な候補地として、稲田小を示したと考えられませんでしょうか。進出する側と受け入れ側が協議をしないとは、到底考えられません。協議をすれば、お互いの希望や要望、条件等が話し合われると思います。今回もちゃんとした協議会か会議がなされたと思います。この部分、すなわち選定過程を開示することが説明責任だと思います。物事の決定には必ず賛成と反対、明と暗がつきものです。反対や恩恵を受けない人たちが納得するよう、丁寧な説明が必要であります。

そこで、お伺いをいたします。

１点目として、特別支援学校の誘致活動を始めてから今回の決定までの過程と、今回の稲田小に決まった要因をお尋ねをいたします。

２点目として、（仮称）鹿本支援学校となった稲田小の施設は、どういう形で処理をされるのでしょうか。例えば、無償譲渡、無償貸与などの表現で結構でございます。

また、進入道路等を見ると、必ずしも問題がないとは思えないので、例えば道路等を含めたライフライン関連や施設関連、その他で山鹿市の財政負担が発生するのでしょうか、あわせてお尋ねをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問、支援学校誘致について、お答えいたします。

まず、１点目の支援学校の誘致決定までの経過についてご説明申し上げます。

山鹿市におきましては、これまで県立の特別支援学校誘致を、市長を先頭として、熊本県に対して強く働きかけてきたところでございます。また、山鹿市議会におかれましても、平成24年12月に熊本県知事及び教育長宛てに熊本県立特別支援学校整備計画の確実な実行を求める意見書を提出していただいており、市と議会とで一体的に熊本県に働きかけを続けてきたところでございます。

一方、熊本県教育委員会におかれましても、平成23年５月に県立特別支援学校整備計画を策定されております。主な内容は、１、知的障害特別支援学校がなかった山鹿市地域において地域で学ぶ場の確保を図る。２、可能な限り既存の県有施設等を有効活用する。３、期間は平成26年度までに検討に着手するというものでございました。

これを受け、山鹿市では直ちに熊本県教育庁へ候補地として山鹿市立小中学校規模適正化基本計画の第１次計画で閉校予定となる川辺小学校と広見小学校を候補地として要望いたしました。しかし、平成24年度の熊本県との協議までに、川辺小は地理的な問題、広見小は地形的な問題が指摘され、また米田小の話題も出ましたが、県計画でございます平成26年度までに閉校のめどが立たないことにより、いずれの小学校についても熊本県の計画に沿わないという状況でございました。さらに、岩野小も候補地として熊本県に要望いたしましたが、山鹿市中心部から遠いため、候補地として適さないとの回答でございました。

その後、熊本県におかれましては、平成26年４月に鹿本商工高校内に菊池支援学校高等部の山鹿分教室を開設されました。

また、山鹿市におきましても、平成27年度から学校規模適正化基本計画の第２次計画を策定しており、学校再編等で閉校した、または閉校予定の学校のうち、施設全体で活用予定のない全ての学校の情報を熊本県に提供いたしました。これを受け、熊本県において、県立特別支援学校の候補地について改めて検討され、ことしの５月に最終的な整備予定地として稲田小学校を選定されたものでございます。

次に、熊本県立特別支援学校の整備予定地が稲田小学校に決まった理由につきましては、熊本県教育委員会において、山鹿市から提出した施設の情報に基づき、１点目、通学バスの乗り入れが可能なこと、２点目、敷地の面積に余裕があること、３点目、特別支援学校とするため平たん地であること、４点目、防災上、安全な土地であることなどをポイントとして選定されたものと伺っております。

次に、２点目の稲田小学校の譲渡方法についてお答え申し上げます。

熊本県が予定する支援学校の整備に係る覚書を、先月27日付で取り交わしたところでございます。主な内容としては、目的物件である稲田小学校の施設の概要、譲渡方法、引き渡しの時期などがございます。このうち、譲渡方法につきましては、特別支援学校が山鹿市の教育環境の充実を図るため必要な施設であり、また跡地施設の活用としても熊本県へ譲渡することが有効であると考え、譲渡金額は無償を前提として今後の協議を進めていきたいというふうに考えております。

また、ライフライン関連や施設関連等で、今後、山鹿市の財政負担が生じるのかということにつきましては、熊本県において、現在、支援学校の基本構想を策定されておりますので、今後、山鹿市へ学校周辺の環境整備等の要望があることも想定されます。その際には、両者でしっかりと協議を行い、長年の要望であった特別支援学校が山鹿地域の特別支援教育の拠点となるよう、市といたしましてもできる限りの協力を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁ありがとうございました。

経緯も理解いたしましたし、県の位置選定ポイントというものもわかりました。私自身は、千田小学校も稲田小学校も余り差異はないのではないかと思っておりますが、平たん地でないというところでは、稲田のほうに軍配が上がるのかなというふうに思っております。

私は、山鹿市と県教委の協議内容が知りたかったわけであります。しかしながら、

県教委で決定という図式であります。私は、山鹿市が地域から小学校がなくなり、今後、公立保育園もなくなる鹿央地区に政治的配慮で少しでも合併の公平性を保つため、千田小学校への誘致を県教委に働きかけてもらえたかどうかということを知りたくて、県の教育委員会も訪ねて質問をしたわけでございますけれども、わかりませんでしたし、今回質問をいたしましたが、わかりませんでした。残念ながら、わからずじまいということになってしまいます。

次に、山鹿市農振協についてお伺いをいたします。

正式名称は山鹿市農業振興地域整備促進協議会と長いので、通称の農振協で発言をさせていただきます。農振協は、農振地域に関する重要事項を協議するため、地方自治法により設置された協議会で、５つの団体や組織の代表者25名以内で組織され、委員は市長が委嘱すると規定をされている協議会でございます。職務の１つとして、年２回開催の農振地区内の農地の除外や編入を審議いたします。協議会の会議は、議長が招集するとなっています。私の中では、農振地除外、編入の審議は、全国どこでも半年に１度での開催で、もし否決されたら半年後まで待って、再申請するという認識でありました。ところが、山鹿市で約１月のうちに２回開催をされた事例がありました。開催日は平成27年11月２日と平成27年12月10日です。この日に協議会が開催されたか否かをお尋ねをいたします。この日に開催されていたら、どうして半年に１回が原則の協議会が、約１月後に開催できたのか、その理由もあわせてお答えください。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

有働議員の一般質問、山鹿市農業振興地域整備促進協議会について、お答えいたします。

まず、協議会の開催につきましては、平成27年11月２日及び12月10日の両日において開催されております。

次に、半年に１回が原則の協議会が、約１月後に開催できた理由につきましては、山鹿市農業振興地域整備促進協議会設置条例第６条の規定により、必要に応じて会長が招集できることとなっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ありがとうございました。

規定どおりの運用でございますので、農振協には何の問題もございません。開催の事実確認はできました。必要があれば開催ができるということは、答弁は不要でございますが、仮定の話としまして、米野岳中学校横の農振除外の協議も、短期間に何度でもできたというふうに解釈をできます。この協議会が１月後に開催された理由としては、平成28年５月まで待っていたら、平成29年４月の開校に間に合わないので、協議会の会長にどこからか開催依頼があったということだと推測をいたします。

質問をいたしました平成27年11月２日に開催されました農振協の審議は、山鹿市より申請された米田小学校正門前の田んぼを農振地除外するかどうかの審議でございました。提出された事業計画書の内容は以下のとおりです。取得目的は駐車場不足解消のためで、理由として、５台のスクールバスとスクールタクシーを同時運行するから、バスの乗降所、待機所を確保できない。合併で職員がふえる。同様に、大規模な学校行事の際、今までも保護者用駐車場不足のため路上駐車し、安全面でも問題があったので、駐車場用地として当該地を選定したとし、必要面積の算出根拠を見ると、保護者世帯数が230世帯であり、そのほとんどが自家用車で来校をする。これまでも近隣のＪＡ施設等の協力で臨時駐車場として使用していたが、駐車可能台数は約170台であり、約70台分が不足するから、1800平方メートルから2000平方メートル程度の土地が必要となっています。驚きました。46項目評価表の駐車場の項目では、240名分の十分な駐車場が確保できるとして二重マル、相手の千田小がバツで、米田の評価点が千田に勝った重要な要因でもあります。

評価は、教育委員会の対象地域以外の職員数名が平等な目で見て評価をしたと説明を受けました。240台分の十分な駐車場が確保できると、その評価委員たちは評価しているのに、従来から可能台数は170台分とはどういうことでしょうか。説明文に、駐車場が不足し路上駐車をしていたと書いてあります。評価時点の児童数は117人で、事業計画書作成時点では121人と思われますので、世帯数にすると100世帯にも満たないと思いますが、それでも不足し路上駐車があったということは、170台の可能台数がにわかに信じられなくなりました。

しかし、さらにこの計画書には驚きの記載がありました。それは買収価格です。買収予定面積は1935平方メートルです。地目は田です。記載された金額は1935万円ですので、１平方メートル当たり１万円、坪単価３万3000円です。わかりやすく言いますと、反当たり1000万円であります。さすがにこれはおかしいということで、この日は否決されました。そして、約１月後の平成27年12月10日、協議会が開かれ、

この日に除外が承認をされましたが、買収価格は540万円でした。わずか１月ほどで買収価格が1395万円、率にして約72％も値引きをされたのであります。最初の買収価格は何だったのでしょうか。もし、農振協の数名の委員が異議を唱えていなければ、最初の価格で購入することになり、公金の無駄遣いになっていたはずです。土地の売買ですので、当然、不動産鑑定士に鑑定をしてもらい、評価額が提示されると思うのですが、作業をなされなかったのでしょうか。

当時、田は私の認識では反当たり150万円でも買い手はほとんどなかったと思います。参考までに平成27年度山鹿市地価調査基準値価格といたしまして、山鹿市久原の工業団地にあります地の塩社さん近くで坪当たり２万9700円です。ちなみに、山鹿市の資産売却価格で見ますと、２年後の平成29年11月29日に売買契約が締結されました鹿本町来民の鹿本保養センター跡地は、坪当たり３万3140円です。ここは宅地でございますので、同一条件にするには、造成費、計画書に記載されております工事費1100万円を加算いたしますと、実に坪当たり約５万1600円になります。久原の工業団地の土地の1.75倍、鹿本町来民の国道沿いの角地で、統合小学校、スーパー、市民センターが徒歩数分以内の土地よりも1.55倍も高い価格であります。比較すれば、提示価格の異常さがわかります。どうしてこんな買収価格になったのか、またなぜ１月後の買収価格が当初の３分の１以下になったのかをお答えください。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員のご質問、めのだけ小学校駐車場用地取得に係る買収価格について、お答えいたします。

議員ご指摘の買収価格は、１回目の除外審議の際に提出されました事業計画書の中の資金計画として計上されたもので、買収費として1935万円が計上されております。

この費用の積算根拠でございますが、当時、発注済みでありました土地鑑定評価の納品が事業計画書作成に間に合わなかったため、平成27年度の固定資産税路線価をもとに、宅地１平方メートル当たりの土地評価額から算出しており、１平方メートル当たり約１万円といたしております。

その後、１回目の除外審議後に作成された事業計画書においては、正式な鑑定評価額である１平方メートル当たり2800円を根拠として買収費を計上したものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ありがとうございました。

実に驚きました。農振地の除外申請でありますし、地目も現状も田んぼであります。そこの評価額算出に宅地の評価額を引用したとは、もうびっくりでコメントすることもできません。私が今言えるのは、数名の委員により否決されたから助かりました。このまま申請が通っていたら、評価額の1.85倍での買収ですから、大問題でございます。

それと、この書類がチェックできていないというのも大問題です。土地を取得するための公金支出の根拠となる書類でございます。必ず同僚や上司に書類は回ったはずです。釈迦に説法ですが、大事な公金を扱っていることを肝に銘じて、日々の業務を行ってもらいたいと思います。

それから、駐車台数についてですが、46項目の駐車場評価項目と今回の事業計画書に記載された駐車台数の違いは、どちらかの書類が虚偽であることは明白であります。片方は、統合校の位置を決めた評価項目です。もう片方は、公共用地取得目的の根拠となる数字です。どちらが虚偽でも問題であると思います。きょうお伺いをしたいのですが、時間がございませんので、次の機会にしたいと思います。

最後になりますが、スクールバスの運行についてお尋ねをいたします。

まずは、１年前の９月議会で、めのだけ小学校の夏休み期間中のプール対応をめぐるスクールバスの運行が、他の小学校と違い、余りにも保護者負担が重すぎるので、検討をしてほしいと申し入れをしましたところ、ことしは早速改善をしていただき、保護者の方からも、ことしは昨年と比べると雲泥の差です、改善されてうれしいですと、大変喜ばれております。担当職員の皆様、ご答弁どおりの対応、本当にありがとうございました。この場を借りて御礼を申し上げます。

それでは、最後の質問をいたします。

学校規模適正化事業で鶴城中学校と山鹿中学校が来年４月に統合し、遠距離通学対策としてスクールバスの運行が始まりますが、スクールバスの入札では、新年度直前の入札を実施することの問題点を昨年の６月議会で指摘をさせていただきました。その際の答弁で、今後の入札はきちんと検討して対応するとのことでございましたが、あと半年ほどで新年度になります。どのような方式でいつごろ発注できるのかお尋ねをいたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問、鶴城中、山鹿中統合に伴うスクールバスの運行契約の業者選定方法について、お答えいたします。

スクールバス運行契約に係る業者選定の時期と選定方法の見直しについては、平成29年６月定例会一般質問において、ご指摘を受けたところでございます。その上で、新年度早々に指名競争入札により業者選定を行うこれまでの方法は、落札したバス事業者が準備等に要するための十分な期間が確保できないことやバスルートを初めとした数々の確認事項を検証するための時間が制約されることなどの問題をはらんでいるため、再検討の必要性を認識したところでございます。

一方で、国土交通省においては、地方公共団体の貸し切りバス調達に係る契約時の留意点として、予定価格の範囲内で最低価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とする一般競争入札ではなく、安全性確保の観点から企画競争入札や総合評価方式の導入を図るよう助言しており、市所有スクールバス運行契約につきましても、同様の観点が必要であるものと考えているところです。

以上のことから、鶴城中、山鹿中統合に伴うスクールバス運行契約の業者選定方法につきましては、安全性等に対する取り組み状況も考慮できるプロポーザル方式により選定を行うこととしており、平成30年度から債務負担行為を設定した上で、今年度中の選定に向け、事務作業を既に進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁ありがとうございました。

入札方法、時期ともよく検討をされているなと思います。プロポーザル方式という価格だけの競争ではない入札方式ですので、入札後の運転手の待遇改善、また入札時期を早めることにより、試走が何度でも可能になり、子供たちの負担軽減や安全運行を目指した運行管理に期待が持てる発注だと思います。よろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、有働君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時58分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時14分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、小川　榮二君の発言を許します。小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

皆さん、おはようございます。

議席番号２番、小川　榮二でございます。

質問に入ります前に、本日発生いたしました北海道地震では、大変被害が出ており、被災された方々には大変なご苦労があっておると思います。お見舞いを申し上げるところでございます。改めて、災害に対する政策が求められているのではないかと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問、有害鳥獣被害対策について、２点お伺いいたします。一問一答でお願いいたします。

１点目、有害鳥獣被害対策に対する取り組み状況についてでございます。

農作物等に対する有害鳥獣被害対策につきましては、山鹿市はもとより全国的に頭を痛めている問題となっていますし、これまで当市議会におきましても、何回となく質問をされてきたところでございます。有害鳥獣は、主にイノシシ、カラス、ハト、鹿でございますが、最近はアナグマやタヌキの被害も出ております。特にイノシシによる農作物への被害は、広範囲、多種多品目に及んでいます。春になると言うよりも、冬のうちからタケノコが出てまいりますが、特に管理をされているタケノコ園では早くからタケノコが土の中で芽を出しておりますけども、農家の方が掘られる前には、においを嗅ぎつけて、まだ土から顔を出さないタケノコを掘って食ってしまいます。この時期は、タケノコの数が少ないときですが、このときはキログラム当たりの単価も数千円とするような高価なものでございます。夏にはスイカも被害を受け、秋にはクリが落ちているものを収穫される前にとってしまう。また、クリやミカン等の低木には、よじ登って食べるため、枝や幹を折ったり、樹木そのものを押し倒してしまう。また、田んぼでは中に入って走り回って、収穫前の稲を倒してしまうなど、その他の作物にも被害が出ており、農家では頭を痛められており、死活問題にもなりかねないというのが現状であります。

市当局といたしましては、猟友会に依頼されて有害鳥獣の捕獲に力を入れられていると思いますが、まず１回目の質問をいたします。

有害鳥獣による農作物の被害状況と捕獲頭数について、近年の状況及び平成29年度の実績をお伺いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

小川議員の一般質問、有害鳥獣に対する取り組み状況について、お答えいたします。

まず、近年の被害状況と捕獲頭数につきましては、ここ３年間において、被害面積は増加、被害額及び捕獲頭数については減少傾向でございます。

平成29年度の実績といたしましては、被害面積が54.24ヘクタール、被害額が1471万円、捕獲頭数が2613頭羽で、捕獲内訳といたしましては、イノシシ1572頭、鹿56頭、鳥類915羽、その他70頭でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

平成29年度の農作物の被害状況と捕獲頭数について、お答えをいただきましたけれども、農作物の被害状況については55ヘクタール、約1500万円の被害があったとのことでございますが、これは農家から報告してあるものだけでございますので、報告されていない、報告できないものを含め合わせますと、本来は今報告のあった被害面積、被害金額より相当上回っているのではないかと思います。このような被害状況により、農業収入が減少するばかりではなく、生産者の意欲の低下や農家離れにつながっておりますし、後継者がいない農家が多いため、高齢化が進んでいます。

後継者がいない、高齢化が進むとどうなるかというと、地域全体で管理できる面積、いわゆる耕作面積は狭まってきます。そうなると、農地、林地等の荒廃が進み、イノシシの縄張りとなるという悪循環、さらに同じような農地、林地の荒廃が進み、さらにイノシシの縄張りになるというような負のスパイラルに陥り、さらに進んでいくと、町中の住宅地や道路まで出てくるという状況になりますし、実際、そういう状況に山鹿市も直面してきております。

このような状況の中、山鹿市におきましては、農地への侵入防止対策として、防護柵、電気柵の設置や有害鳥獣の頭数削減のため、猟友会によるイノシシ等の捕獲に取り組んでこられました。

そこで、２回目の質問をいたします。

電気柵、防護柵の総延長、受益戸数、受益面積を含めた被害対策の経過と現状をお聞きします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

ご質問の有害鳥獣の被害対策の経過と現場につきまして、お答えいたします。

本市におきましては、国の鳥獣被害防止対策事業を推進するため、平成22年度から山鹿市被害防止対策協議会を設置し、ワイヤーメッシュ防護柵導入に対する支援を行っております。

平成30年度までの実績といたしましては、総延長約513キロメートル、受益戸数延べ3353戸、受益面積約953ヘクタールでございます。

また、市におきましては、平成17年度から電気柵の設置に対する支援を行っており、平成29年度までの申請件数は延べ1833件でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

被害の実態、またこれまでの被害対策の状況についてご説明をいただきましたけれども、防護柵の設置等により農作物の被害は減少していると思いますが、設置してないところや設置できないところにおきましては、被害は増大しているわけでございます。防護柵等の事業は、３戸以上の共同管理が対象となっておりますけれども、山間部等においては１軒２軒で農業を営んでいるところも数多くございます。こういう農家の方は、荒廃の山林、農地、道路等の管理など、重要な役割をされております。こういった農家に対応する事業を、市独自でも取り組んでいくべきではないかと思っています。

イノシシの捕獲は毎年1500頭前後捕獲されておりますけれども、イノシシの出没状況から言えば、逆にふえているように思います。また、放置竹林の面積増加により、農地や山林をのみ込み、さらに住宅地近辺まで迫っている状況であり、イノシ

シの行動範囲は広がっていますし、頭数増加の一因となっております。

有害鳥獣対策として、全国的に各自治体も積極的に力を入れ、取り組んでおられます。市が中心となって被害対策推進協議会を設置し、ＪＡ、森林組合、地域住民の方、農家、猟友会等からと各方面から参加をされ、被害箇所、捕獲頭数と被害地域を把握しながら、効果的な被害防止に努められております。

また、新たな捕獲方法として、箱わなにカメラを取りつけ、イノシシ等が近づくとセンサーにより手持ちの携帯電話、スマートフォン等に受信し、箱わなに入っているのをスマートフォンで確認して捕獲するＩＣＴシステムがテレビでも紹介されています。価格的には少々高いところでございますが、専門家に伺ってみますと、システム自体はそう難しくはなく、使用する機具も高くはないということで、もっと安く設置ができるということでございました。

現在、箱わなにつきましては、餌を入れてわなを仕掛けて、イノシシが入っているかいちいち確認しなければなりません。定期的な確認が必要となっているわけでございます。この最新の捕獲システムを導入していけば、猟友会の方々も省力的・効果的に作業が行えるわけでございます。このことにつきましては、本日の熊日新聞、九州農業レポートの中で、鳥獣対策として取り上げられております。

以上のような状況を踏まえ、３回目の質問をいたします。

山鹿市としては、鳥獣被害に対する今後の対策、新たな取り組みに対して、どう考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

ご質問の有害鳥獣被害についての今後の対策、新たな取り組みについて、お答えいたします。

まず、今後の対策につきましては、国の補助を活用したワイヤーメッシュ柵及び電気柵の導入への支援を引き続き実施することで、有害鳥獣の駆除や捕獲による個体数の減少に努めてまいります。

さらに、鳥獣被害対策についての正しい知識を学習し、鳥獣の餌場や潜み場をなくす生息環境整備、柵の設置や追い払いの実施による被害防除等の鳥獣被害対策に取り組む地区や地域住民を育成し支援する熊本県の「えづけＳＴＯＰ！鳥獣被害対策事業」にも取り組んでまいります。

また、議員からご説明いただきましたＩＣＴ技術を導入した新たな取り組みについては、県内外の先進事例について調査研究を行ってまいりたいと思います。

今後も、猟友会山鹿支部を初めとする各関係団体や農家、地域住民の方々とのさらなる連携を図りながら、有害鳥獣被害防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

ありがとうございました。

次に２点目、猟友会の状況についてお伺いいたします。

有害鳥獣の捕獲は、猟友会に委ねられておりますけれども、数を減らさんといけません。捕獲数をふやすためには、猟友会がこれまで以上に活動できる体制が必要ではないかと思っております。

そこで、１回目の質問として、現在の猟友会の組織、活動内容、会員数の状況はどのようになっているか。また捕獲を依頼されるに当たって、市としては猟友会に対し、どのようにかかわっておられるのかをお伺いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

ご質問の猟友会の状況につきまして、お答えいたします。

まず、猟友会の組織につきましては、山鹿地区に３分会、鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央の４地区にそれぞれ１分会の計７分会で組織をされております。

活動内容としましては、市から捕獲事業の委託を受け、駆除活動を行っていただいております。

会員数は、過去５年間の推移を見ますと、平成25年度が145名で、その後ほぼ横ばいで推移し現在は149名でございます。

市のかかわりについては、市民から被害報告を受け、猟友会に捕獲をお願いしているところでございます。

また、一昨年、昨年におきましては、猟友会会員を対象とした事故防止及び捕獲技術向上研修会を開催し、安全で確実な捕獲に努めていただいております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

ただいま状況についてお伺いいたしましたけれども、狩猟免許の新規取得者も数人加入されているとお聞きしておりますけれども、会員数はほとんど変わらないようでございますが、このことは高齢化が進んでおるということでございます。これはほかの自治体でも言えることでございますが、捕獲するためには、猟友会に活発に活動していただかなければなりません。市として、集落や農家の方にも狩猟免許の取得を促し、地域挙げての取り組みが必要であると考えます。

捕獲したイノシシの処理に当たっては、イノシシを解体できる方は食肉として活用されますが、そのほかは埋没、土に返す方法をとられております。食肉として活用するためは、加工所が必要であります。ほかの自治体も行っておられますが、食肉として販売できれば、これにはいろんな条件はございますが、収入につなげることができるわけでございます。農業においては６次産業化が推進されておりますが、食肉においても６次産業化へとつなげていただけるならと思います。こういった取り組みが捕獲の意欲向上と捕獲の促進につながっていくのではないかと思います。

そこで、猟友会には狩猟に専念していただくために、現在、煩雑になっている事務量を軽減し、市ができる限りの事務量を代行することが必要ではないでしょうか。当然、必要なところは会員がやらなければなりませんけれども、他の自治体の例を見てみますと、有害鳥獣専門職員を配置しているところもございます。

そこで、最後の質問をいたします。

有害鳥獣を捕獲された場合、猟友会に対し捕獲数に応じた助成を行われておりますけれども、山鹿市として猟友会に対する支援やあり方について、今後どのようにかかわっていかれるかをお伺いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

小川議員の一般質問、猟友会への支援の状況と今後のかかわりについて、お答えいたします。

まず、支援の状況としましては、新たな猟友会入会者の新規狩猟免許取得に対する補助や箱わな購入補助、捕獲事業としまして、イノシシや鹿については１頭当たり7000円、カラス類については１羽当たり1000円の委託契約を行っております。平成29年度の実績といたしましては、新規狩猟免許取得補助が６名で６万円、箱わな購入補助が８件で29万円、捕獲委託費が1238万1000円でございます。

今後のかかわりにつきましては、各地域での若者の新規狩猟免許取得を促し、入会いただくことによる猟友会の捕獲体制の充実、組織の強化を支援するとともに、さらなる連携による捕獲事業の推進を図ってまいります。また、今後の事務のあり方につきましては、猟友会の負担軽減に向けた調整を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

ありがとうございました。

これまで山鹿市においても鳥獣被害対策には、相当力を入れていただいているようでございます。ただいまの答弁で、よりよい体制に改善していくというお話でございました。どうか猟友会、住民の方々も少し希望が見えてきたのではないかと思います。

農家にとっては、自然災害よりイノシシ被害のほうが大変だと言われております。このことをしっかりと認識していただき、これからの対策に臨んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、小川君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、立山　大二朗君の発言を許します。立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

皆様、こんにちは。

議席番号１番の立山　大二朗でございます。

先ほど有働議員、小川議員からも、また昨日は服部議員からもありましたけれども、本当に自然災害の多い年でございます。本日未明は北海道での震度６の地震、７月には広島県・岡山県を中心とします西日本での豪雨災害、また先日は台風21号もありました。本当に犠牲になられた方々のご冥福、そして一刻も早い被災地の復旧・復興を祈念いたすところでございます。

私も先日、広島県の尾道市にボランティアに行ってまいりましたけれども、本当に被災地というのは、皆さん苦労されている。そういったところへの支援というものもしっかりしていきたいですし、また日ごろから防災、また復興への支援のところも含めて、我々も考えていくことがたくさんあるのではないかと改めて考えさせ

られる昨今でございます。

それでは、改めまして、発言通告により一般質問をします。本日は、大きく分けて２項目を予定しております。それぞれ一問一答にてお願いいたします。

それでは、１番目の質問、スクールソーシャルワーカーの配置事業についてでございます。

スクールソーシャルワーカーというとなかなか聞きなれないなという言葉でもあるかもしれませんが、そもそもスクールソーシャルワーカーとは何かという定義ですね。小学館の日本大百科全書というのがあるんですが、それによれば児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職とされています。わかったようなわからんような感じではあるんですが、まあおいおいということで。本市では、第３次山鹿市教育基本計画におきまして、子供一人一人へのきめ細やかな支援の充実のための施策「子ども輝きプラン」、これの一環としてスクールソーシャルワーカー配置事業を行うこととしております。

事業内容としましては、精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校の児童生徒に対する心のケアだけでなく、学校、家庭、関係機関との連携を密にし、児童生徒を取り巻く環境の問題に対しても総合的に取り組み解決を図るとありまして、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援体制を構築し、一人一人が安心して過ごせる環境を整えることにより、不登校児童生徒やいじめ等が減り、障害を有する児童生徒の自立が図られることが、このスクールソーシャルワーカーの配置事業で目指す効果とされています。

ここで精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーとあるんですけれども、実際には精神保健福祉士と社会福祉士という方がスクールソーシャルワーカーになられるわけで、多分これは基本計画においてのちょっとしたミスなのかなというふうに思います。ちょっとここは苦言を呈させていただきたいんですが。それはさておき、こちらのプランは昨日、服部議員が質問された特別支援学級等のサポートティーチャーの件ももちろん含まれていますし、また同様にきのう、北原議員が質問された子供の人権、学校でのいじめ問題について、スクールソーシャルワーカーの機能が示されているわけでございますが、それでは早速質問に移らせていただきます。

まず１点目としまして、本市におけるスクールソーシャルワーカーの採用数と勤務の状況。また２点目としましては、近年の児童生徒の相談件数。こちらを伺いたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

立山議員の一般質問、スクールソーシャルワーカー活用の現状について、お答えをいたします。

スクールソーシャルワーカーの活用は平成23年度に始まり、現在、山鹿市においては３名のスクールソーシャルワーカーに勤務いただいております。１名は熊本県の任用で山鹿市に配置されており、２名は山鹿市の任用となっております。

各学校での活用状況ですが、平成28年度は児童生徒102名にかかわっていただき、平成29年度は児童生徒132名に、そして本年度も既に61名の児童生徒にかかわっていただいている現状です。

また、学校や関係機関と児童生徒の課題解決のために話し合うケース会議というのがございますが、そのケース会議にも数多く参加してもらい、具体的な助言をいただき、学校も大変助かっている状況です。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁ありがとうございました。

３名ということで、きのう、北原議員のご質問のときには、たしか２名ということでしたけど、本市採用が２名、県から１名ということで３名いらっしゃる。毎年毎年100件を超えるような、ことしでももう61件ですか、多くの児童生徒に活用されているということがよくわかります。

2017年３月31日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第24号）というものが公布されております。この施行規則第65条の３に、スクールソーシャルワーカーは小学校における児童の福祉に関する支援に従事するという文言が新設されました。明文化以前は、文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業として実施されてきたんですけれども、改めてスクールソーシャルワーカーという言葉が施行規則に登場したこと、これが大事ですね。文部科学省としても、今後は全校配置、つまり全ての学校に配置していくということを目標としつつ、スクールソーシャルワーカーの活用に動いている、そういった状況がございます。このスクールソーシャルワーカー、こちらは不登校やいじめの問題に際しまして、教育分野と福祉分野、こちらをつなぐような役割を、これは守秘義務を負って、第

三者的に行っていただくわけですけれども。とにかく昨今の話でＳＮＳを使ったいじめ、また学習障害、家庭内での虐待やネグレクト、育児放棄ですね。あと、貧困問題です。保護者の精神疾患というケースもあるようです。とにかく子供をめぐるトラブルというものが大変複雑化している。さらには、児童生徒だけでなく、保護者自身が相談したいと、こういうことを望むケースもふえているようでございます。

これらに学校の教職員だけで対応していくのには、本当に限界があります。以前の一般質問でも取り上げましたように、学校教員におきましては、カリキュラムが複雑化していますし、日ごろの指導で非常に負荷が高まってきている。対応しなければいけない仕事も大変ふえている。教職員の働き方改革も叫ばれている。こういう中、専門的にこれまで申してきましたようなトラブルを解決する役割が求められている、こういった時代背景、また時代の要請がございます。

そこで、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家であるスクールソーシャルワーカーが重要な役割を果たされています。具体的に、ちょっとここからは平成27年11月29日の西日本新聞の記事の引用になるんですけれども、授業中の校内巡回、よく学校の先生もされますけれども、また違った観点でしていただくということですね。あと、気になる子供の家庭訪問、不登校の子供の学習支援、こういったもので児童生徒に寄り添い、保護者に対しても生活保護の受給申請援助、こういったことまでするんですね。ハローワークと連携した就労支援、保健師や社会福祉協議会につないで、医療機関の受診や日常生活の自立支援事業の利用を後押しするなど、本当にさまざまな多岐にわたる福祉サービスに結びつけられる、そういうような活動をされているわけです。先ほども教育分野と福祉分野を結ぶと言いましたけれども、本当に学校現場の中だけでとどまる、相談をするだけでなく、実際にそういう社会の関係機関などにもどんどんつないでいくようなお仕事をされています。大変高度で複雑な仕事だと思われます。

学校と児童相談所、行政機関、警察との連絡・調整役も担っておられる。問題を抱えた子供の支援策について、学校や教育委員会、自治体の生活保護課のケースワーカーらに参加を呼びかけて会議を開くケース会議、ほかにもいろいろな場合があるんでしょうけれども、そういったところでもご活躍だということでございます。

先ほども申しましたが、ご答弁で３人のスクールソーシャルワーカーでかなりの児童生徒数を見ていただいているということになります。160件ということですよね。それぞれに児童生徒には個別の事象がある。ご家庭にも個別の事象がある。そういうことを考えますと、実に大変なお仕事だなと思うわけです。ですから、理想を言えば、もちろん１校１人のスクールソーシャルワーカーの配置、つまり全校配置が望ましいところではありますが、非常にそれが厳しいことも重々承知しており

ます。まず、予算上の問題、これもありますけれども、それ以上に社会福祉士や精神保健福祉士の資格をお持ちで、かつスクールソーシャルワーカーに応じていただける、そういったような人材の確保自体が非常に困難だということです。そういった問題もある。

ところで、スクールソーシャルワーカーの運用には、配置型、派遣型、循環型など、いろんなタイプがあります。大体この３つですね。配置型は配置された学校の職員として勤務し、また派遣型は市町村などの教育委員会を窓口として、依頼のあった学校に派遣されていく、そしてそこで活動する。循環型はもう計画どおりに複数の学校、もう本当言葉どおりにサイクル、循環していく、回っていくようなものでございます。

それでは、本市においては、どのような実働をスクールソーシャルワーカーの方々がされているのでしょうか。また、これからはどのように本市としましては事業をされていくお考えでしょうか。以上をまとめまして質問に移ります。

スクールソーシャルワーカーの今後の活用として、１点目、本市と近隣自治体での配置の状況、その比較ですね。２点目、３名の方の現状。３点目に今後の人材確保や活用の展望について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

立山議員の一般質問、スクールソーシャルワーカーの今後の活用について、お答えをいたします。

まず、いじめや不登校を初め現在の教育課題は学校だけでは解決が難しい事案がふえており、今後も福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用についてはふえてくることが予想されます。

山鹿市としましては、このような状況に対応するため、昨年度から市の任用スクールソーシャルワーカーを１名ふやしており、その中の１名を学校配置ということで、学校を巡回するのではなく、１つの学校に常時勤務し、児童、保護者、教職員の相談を受けたり、指導・助言を行ったりしております。

近隣の各市町によるスクールソーシャルワーカーの配置状況は、各教育事務所に県のスクールソーシャルワーカーの配置はあるものの、自治体独自による配置がないところが多い状況です。このような中、山鹿市には県からと山鹿市独自による計３名のスクールソーシャルワーカーを配置されていることが大きな成果を上げてい

る要因であり、今後も児童生徒等への積極的なかかわりをお願いしてまいります。

また、この３名は山鹿市に長く関係を持っていただいており、山鹿市の学校教育について理解があり、加えて地域性も把握しております。このため、学校、教職員もスクールソーシャルワーカーを信頼しており、相談しやすい関係がつくれております。これらのことから、山鹿市の関係機関とも連携が進み、学校を巻き込んだ組織的な対応により、成果を上げていただいております。

今後もスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を継続するとともに、未然防止の視点から、事例発生前の段階での相談をさらに推進し、問題が大きくなる前に解決を図ることで、さらなる成果につなげていきたいと思います。

なお、今後、長期的展望を見据えたときに、さらなるスクールソーシャルワーカーの人材確保が必要になってくることが考えられます。そこで、山鹿市教育委員会では、昨年度からスクールソーシャルワーカーの人材育成という視点から、昨年度は地元出身者を、今年度は地元出身ではございませんが、大学生をスクールソーシャルワーカーの実習生として受け入れているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

ここで昼食のため休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午前11時56分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時14分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。立山　大二朗君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

昼休憩を挟んでしまいましたので、大変間が悪うございまして、ここら辺が大二朗クオリティーなのかなと思っておりますが、何にしても先ほどはご答弁ありがとうございました。

これまでの流れとしまして、スクールソーシャルワーカーの配置事業が進められていて、山鹿市には３名の方がいらっしゃる。大変、児童生徒のいじめ問題であったりとか、不登校の問題で活躍していただいている。大変な貢献をしていただいているということがよくわかりましたし、また学校現場、教育現場においても、そのスクールソーシャルワーカーの３名の皆さんが実に熱心に取り組んでいただいた結果、また平成23年からということですから、もう７年間この事業が推進されているわけですけれども、その中でも山鹿市が実に先進的な取り組みをされてきたという

ことも重々理解できました。

本市におきましては、子どもは山鹿の宝だ宣言ということで、子供を実に大事にする教育都市ということをうたわれておるわけですけれども、そういった中で問題が発生する前の事前相談、これまでもされているし、これからも力を入れていかれるということでした。とにかく重要な役割をスクールソーシャルワーカーの皆様が果たされている。本市も積極的に取り組まれている。そして、先ほども申しましたが、特に若い人材の確保というものが大変難しい、そして全校配置やスクールソーシャルワーカーの活動のステージを今後も向上させていかなければならない、そういったところにも本市が非常に前向きであるということも伺いまして、大変頼もしく存じます。ぜひ今後も事業の継続と質の向上に努めていただきたく存じます。ということで、ありがとうございました。

それでは、次の質問、創業・開業支援空き店舗対策事業についてに移ります。

今から20年以上前、中小企業庁の平成８年版中小企業白書では、競争激化により厳しい環境下にある商店街という節で、顧客の郊外への分散、駐車場不足、空き店舗の増加といった問題を指摘しております。もう20年以上前の話ですね。あとは日本商工会議所による商店街の89％が衰退または停滞というアンケート結果を引用しています。政府も1998年に中心市街地活性化法、あとは小売店舗立地法の成立、あとは都市計画法の改正、いわゆるまちづくり三法、こちらによる地方都市の中心市街地活性化対策を推進し、さらに2006年にはそのまちづくり三法を改正して、郊外型の大規模集客施設の出店規制の強化などを行いましたが、現状を見ても事態は悪化の一途をたどっているわけです。商店街の衰退というものは、本当に目を覆わんばかりでございます。

経済産業省による商業統計では、人口10万人未満の都市、山鹿市もこれに当たります。こちらにおける市街地型商業集積地区の商店数、年間販売額の、1997年と2014年の数字を比較できるんですが、商店数ではマイナス65.6％、これだけ商店が減っている、半分以下になってきています。もう３分の１ですね。年間販売額では、マイナス55.6％、販売額は半分以下ですね。1997年と2014年で比較して、もうこれだけ悪化していることが、数字上でもわかるわけです。

また、中小企業庁の委託調査、商店街実態調査、こちらでは空き店舗率が1995年で約6.9％でありましたが、2015年度では約13.2％、倍増しているわけですね、ほぼ。この数字からも、全国的に中心市街地、また商店街の衰退にもう歯どめがかからない状況が読み取れるわけでございます。

中心市街地の衰退の背景にある要因としましては、よく指摘されることとしては、少子高齢化ですね、人口減少、地域産業の衰退、あとは自家用車の普及、こちらに

よる駐車場不足、これらがあります。こちらは2013年に経済産業省が諮問しました中心市街地活性化評価・調査委員会による、ちょっと長いんですが、今後の中心市街地活性化施策の方向性についての中の、中心市街地をめぐる状況、構造的制約・課題、こちらでまとめて指摘もされています。とにかく、国としてもずっとこういった問題を追いかけてきて、課題があるんだということは、皆さんもご承知のことと存じます。

とはいえ、郊外型の大規模集客施設、ショッピングセンター自体も経営的に楽観視できる状況ではないわけですよね。ショッピングセンター間でも激しい競争が起きています。さらには、アマゾンや楽天などのＥＣサイトですね。ネットで買い物をするということも非常にふえてきました。これにより、売り上げの減少、利用客数の減少も起きている、こういった現状がございます。つまるところ、改正まちづくり三法による規制等では、中心市街地商店街の衰退を食いとめることができなかった、対応しきれなかったという結論になろうかと思います。

以上、よく指摘されるところの日本の地方都市における構造的問題、商店街の問題を述べてまいりましたが、これらは当然のことながら、山鹿市においても同様の問題であり、とりわけ駐車場不足は市民の皆様からもよくお声の上がるところでございます。中心市街地に駐車場が足りないんだ、買い物に行けないんだということは、よく聞くことでございます。しかしながら、根本的な問題は、駐車場不足ももちろんあろうかと思いますが、中心市街地の商店街が楽しくないことにあるとの指摘もあります。例えば、これは光文社新書に地域再生の失敗学という、何とも我々にとってみれば厳しいタイトルなんですが、こちらの第２章で東洋大学経済学部の川崎一泰教授がこの件について詳しく論じられておるんですね。昨今の寂れた商店街は、安くもなければ、個性もなく、ただ商品を並べているだけで、競争もできない。そもそもなぜ人が商店街に行くのか、足を運ぶのかという問いが根本的に、商店主の側にも、迎える側にも欠けているのではないかという痛烈な指摘をされているわけです。大変耳の痛いところでございます。

その一方で、この衰退だ衰退だ、商店街はもうだめだとなっている中でも、きちんと成長を遂げている商店街も国内を見回すと存在するわけです。先ほど例に出しました本、地域再生の失敗学、こちらでは高松市の丸亀商店街、あと長浜市の黒壁スクエアなどの事例が紹介されております。

丸亀商店街は、土地の所有者と使用権の分離、ここら辺もちょっといろいろ思うところはありますが、定期借地権を利用した再開発など、なかなか前例のない手法がとられていて、本市ですぐ採用できるか、参考になるか、ちょっと難しいところもありますけれども、非常に興味深い、そんな取り組みをされています。

また、長浜市の黒壁スクエア、こちらは伝統的建造物群を活用した文化施設やガラス工房、レストラン、カフェなどを集積したエリアとなっておりまして、本当に楽しい商店街となっている。ですから、地元の方も楽しめるし、もちろん観光客でいらっしゃった方々にとっても魅力的なエリアとなっていると。本市においては、特に豊前街道周辺、こういった地域などでも参考になるのではないかなと考えられます。

以上、日本の大きな背景や先進事例を申しましたが、本市の中心市街地活性化が喫緊の課題であることは論をまたないところでございます。思い出話のようになりますが、かつての温泉プラザ山鹿、昔、プラザファイブと言ってました。あと商店街、もうとにかくにぎわいや活気があふれておりました。私が子供の時分、実家がプラザ内で商売を営んでいましたので、もう本当にプラザが遊び場になっておったんですけれども、週末ともなれば、とにかくもうプラザ内は近隣から人が押し寄せて、もう買い物を皆さん楽しんでいらっしゃった。ごった返していました。こういったことをふと思い返すにつけ、現状の閑散としたプラザ、商店街、このありさまに心が痛みます。メランコリックな心持ちと言いますか、隔世の感を禁じ得ないところです。

当然のことながら、当時は日本自体が全体的に人口ボーナスがありましたし、好景気に沸いておりましたから成長もしておりましたし、そういったことも頭に入れなければなりません。ですから、当時の再現というものは、現状においてはなかなか難しかろうと思います。言ってしまえば、不可能だと思います。ですから、そういったノスタルジー、昔はよかったというところに浸ることなく、現代の観点で成長するところへの投資が絶対に必要となってまいります。

実際問題として、シャッターの年中下りているような空き店舗がもう並んでいるだけで、その一帯の不景気感はもう嫌でも増しますし、普段の食事、買い物をされる市民の皆様にとってももちろんそれは残念なことです。とりわけ本市に来訪される観光客、もう魅力を減ずるところ大なわけでございます。せっかく豊前街道、素敵なところだよと聞いてきて、ネットなんかで見たり、雑誌なんかで見たりして、足運んでみて、歩いて、シャッターばっかり下りている。それは観光客の皆さん、ああ何か衰退したまちなんだな、寂しいなと、買い物をするところもないねと、素通りしていくわけですよ。ですから、期待を持って観光客というのはいらっしゃるわけですよね、山鹿市に対して。期待を持って、心弾ませてやって来る皆さんに、おもてなしとしても、またリピーターになっていただくためにも、空き店舗問題の解消、そして魅力的な飲食店、小売店がふえることが大変重要でございます。もちろん観光客の皆さんだけでなく、我々市に住んでいる者にとっても同様でございま

す。先ほど申しましたように、楽しい商店街、楽しいまちづくりというのが本当に重要なわけです。でなければ、人はやってこない、当たり前のことでございます。

そこで、本年度からスタートしました創業・開業支援空き店舗対策事業は、内容も大変大胆な施策となっているようですので、私だけではなく、市民の皆様、市内事業者の期待も非常に大きい。閉塞感を打破する施策であろうとの期待感があるからこそ、ここでスタートして数カ月を経過しました当事業の現状につきまして、詳細を３点に分けて伺いたく存じます。

１点目、創業・開業支援空き店舗対策事業の概要。２点目、８月末時点での相談件数及び認定件数。その具体的な内訳。３点目、本制度の周知方法について。可能な限り、以上３点について伺いたく存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

立山議員の一般質問、創業・開業支援空き店舗対策事業の現状について、お答えいたします。

本市は、平成27年に制定した地方創生の総合戦略で、経済政策を車の前輪として位置づけ、取り組みを進めております。

その取り組みの１つとして、今年度、商業の活性化とまちのにぎわい創出を目指して、新たに創業・開業支援空き店舗対策事業を創設いたしました。今年度からの３年間を地方創生の加速化期間と位置づけ、市内の空き店舗を活用し、新たに開業する方に対する家賃補助として、これまでの２分の１の補助率を、小売業、飲食業では５分の４と、大幅に補助率を拡大し、開業支援を行っております。

ことし５月には、山鹿商工会議所、山鹿市商工会及び山鹿市の三者により、山鹿市にぎわい創出協議会を創設し、当事業の効果を最大化させるため、連携して取り組んでいるところでございます。

それでは、８月末時点での相談件数及び認定件数について、ご説明いたします。

制度の内容確認する問い合わせを含め、相談がちょうど100件があり、そのうち約半数は市外からの相談であるという状況でございます。100件のうち、具体的な出店についての相談は２割から３割程度で、これまで４回の審査会を開催し、計９件を認定しております。

認定した９件の内訳について業種別で見ますと、飲食業が４件、その他サービス業、事務所等の業種が５件となっております。

次に、これまで行ってまいりました制度の周知方法について、ご説明いたします。

市では、広報紙を活用して市民向けに周知を図りつつ、県福岡事務所、熊本県商店街振興組合連合会のホームページやフェイスブック、山鹿市が参加する移住相談会、さらには県商工会連合会が主催する説明会等を活用した対外的なＰＲも実施しております。

加えて、商工会議所、商工会においても、定期的に休日相談会を開催しているほか、それぞれのホームページを活用し、制度周知に努めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁ありがとうございました。

５分の４補助の飲食店が４件ですかね、あとは２分の１補助のが５件、ということは５分の４補助に当たる小売業は今のところないということですかね。

本事業や、あと先ほどおっしゃいました山鹿市にぎわい創出協議会、商工会議所と商工会と本市で連携しているものですね。こちらにつきましては、先般、新聞報道もありまして、大きな反響があったとも伺っております。とりわけ小売、飲食業の５分の４の家賃補助、これは大変大胆な補助事業ですね。なかなか聞かないようなものでございます。市内で創業・開業を目指される方には、大変魅力的であろうと思われます。問い合わせを含め、相談が100件、すごいですね、ちょうど100件。山鹿市でこれまで創業・開業で100件問い合わせがあるようなことって、そうそうないと思います。この数カ月間でですね。しかも、その約半数が市外からの相談であるという事実が、本当に物語っているところでございますよね。周知方法について、広報紙のほか、あとはネットのメディアですか、あとは相談会や説明会を活用されているようでございます。ぜひそこからさらに一歩進めていただいて、プレスリリースなんかはもちろんされていると思いますが、どんどん活用していただいて、移住定住ですとか、創業などをテーマとした雑誌、メディアというものもございます。そういったところでぜひ取り上げていただけるような工夫、仕掛けをお願いしたいところでございます。本市の取り組みが先進事例として、どんどん取り上げていただけるようになれば、さらにそこから新しいチャレンジや可能性が飛躍的に加速度的にふえてくることでしょう。また、それらが山鹿市の魅力向上や観光客の集客にも大いに貢献してくれることだと思います。当然のことながら、商工会議所、商工会など、関係諸団体との連絡も密にしていただければ幸いですね。

それでは、２回目の質問に移ってまいります。

事業を進める上での課題と取り組みですね。事業を行う上では、俗に一に立地、二に立地なんていうふうに申します。適した場所で適した事業を行う、これは当然のことながら最重要事項でございます。もう商売の鉄則ですね。もちろん、あえてその物件が気に入って、古民家で行うとか、あと広い敷地を生かしてとか、本当に山の中を生かして、自然を生かして、そういったものも商売としては存在するんですが、一般的にはよりよい場所で創業・開業をしたいというのが当然、自然の感情であろうし、また経営としても当然の判断であろうと思います。しかしながら、スタートアップ段階、もう本当に開業・創業をする段階の方、またとりわけ、先ほどからも出ていますが、市外から移住して何か商売しようという起業家にとっては、事業に適した魅力的な物件、それも空き店舗というところですね。こちらを見つけて、そこの不動産オーナーとコンタクトをとりまして、そして契約の成立まで持っていく。これは容易ならざることだと思われます。私自身も学生時代にふるさとではない場所、東京都の日野市というところで、あと八王子市で起業した経験がございますが、知り合いも何もない、身寄りもない、かつ20代前半のまだ大学生でしたので、そういう立場で初めて商売をすると。そして不動産を契約しなきゃいけない。不動産業者にも何軒も学生だとか事業内容を話すだけで、しっしと追い払われた苦い思い出がございます。本当に尋常ならざる苦労でございました。そういうときにたまたまご縁があって、いい物件があって、そこから事業を展開していったわけでございますが、そういったご縁というのは、なかなか属人的なところもありまして、簡単にぽんぽんとうまくいくかというと、そうでもないでしょう。

そこで、不動産物件の確保、先ほどご答弁いただきました、認定されました９件、ここにおいては特に、全部が全部じゃないでしょうけれども、どのように行われたのか。また本市としてその空き店舗の物件の確保についてはどのような支援策をとられているのか、こちらを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

ご質問の事業を進める上での課題と取り組みについて、お答えいたします。

今年度において、これまで９件を認定しておりますが、この９件はいずれも申請者みずからで物件を確保され、申請に至っております。物件の確保に至っていない方については、開業する場所を確保することが前提条件となりますが、現状においては所有者個々の事情により、貸し付けに至らないケースも見受けられるなど、提供可能な物件の確保が課題として挙げられます。

このことから、にぎわい創出協議会では、商工会議所や商工会の会員企業である不動産業者等から情報を収集するとともに、商工会議所が平成25年度に実施されました中心市街地の空き地空き店舗調査をもとにした確認作業等を通して、提供可能な物件の把握・整理に現在努めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁ありがとうございました。

９件は皆さんご自分で物件を確保されたということですね。物件の確保ができた、この確保に至った段階で、創業・開業の本当に重要な部分が１つクリアされた、そういうふうに考えることもできます。お話を伺いますと、やはり貸し付けに至らないケースというものも見受けられるとのことですね。ご縁がなかったと申せばそうなんでしょうけれども、ひょっとしたら山鹿にとって、また事業内容的にも非常にもったいないケースというものも出てくるかもしれません。事業内容だけで判断されるわけではないんでしょうけれども、とにかく不動産オーナーの方が、空き店舗は持っているけれども、特に誰にも貸したくないというケースもあるんでしょうし、なかなかオーナーが考えられているような条件と合わないとか、価格的な問題とか、いろんなファクターがあろうかとは思いますけれども、そこを乗り越える努力を何とかしないと、山鹿の空き店舗は本当に埋まらない。

先ほど提供可能な物件の把握・整理、こちらにも取り組んでいらっしゃるというか、商工会議所のデータベースですとか、そういったものを進めておられるようで安心した部分ではございますが、とにかく繰り返しになりますが、中心市街地に空き店舗を所持していらっしゃる不動産オーナーに、とにかくこの事業へのご理解をいただいて、空き店舗を埋めていく努力、シャッターを開ける努力、これが必要かと思われます。そのための手法、そして先ほどのデータベースの活用法も含めて、まだまだ本当にこれを推進していくための検討の余地というものはありそうだなというふうに感じました。それだけ伸びしろが大きいということです。こちらの事業が３年間となっていまして、来年が２年目を迎えるわけですね。この対策事業、家賃補助について、当初発表があった際には、もう山鹿市内の多くの事業者さんからも本当に私自身もよく質問されました。これはどういう事業なんだと、すごく興味がある、関心があると質問もされましたし、先ほどのご答弁にもありましたとおり、100件もの問い合わせ、相談があったわけです。であればこそ、初年度以上に市外

の方への発信も強化していかなければならない。もちろん市内の方もまだまだ制度に対しての理解が十分に、十全に進んでいるかというとそうでもない。でも、本当、可能性を広げていくためにも、開拓していくためにも、発信を強化する必要はあろうかと思います。この創業・開業の支援が移住・定住の促進にもつながっていく。そういうふうに誘導をしていかなければならないと思います。ただ発信するだけではなくて、ただ認定数を積み上げていこう、ふやしていこうだけではなくて、とにかくしっかりとしたフォローですとか、途中経過の分析、こういったものも必要になってこようかと思います。

それでは、これまでご答弁いろいろいただきましたけれども、それを踏まえた上で、３回目の質問、２年目を迎えようとしていきます今後の取り組みについて伺いたく存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

ご質問の今後の取り組みについて、お答えいたします。

今後は、提供可能な物件の速やかな把握・整理や制度周知を継続しつつ、市外からの相談が多いことも踏まえ、熊本市や福岡市など都市圏からの誘致にも積極的に取り組んでいく必要があります。このことから、にぎわい創出協議会を挙げて誘致活動を展開してまいります。

そして、いよいよこの秋には菊鹿ワイナリーが開業いたします。また、町なかでは飲食店を初めとする新規店舗のオープンも見込まれており、一歩一歩着実に総合戦略に掲げる経済政策の取り組みの成果があらわれてきております。

このよき流れをさらに加速化させるため、市内外を問わず、新たな投資、ヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むような施策を展開してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁ありがとうございました。

こういった事業にありがちなんですけれども、補助金をもらって、事業終了とともに廃業、３年たった、５年たった、もういいや、やめよう、そういうことになっては意味がないわけです。私見ですが、そもそも補助金がなくても経営が成り立つ

ような事業であることが大前提なわけですよ。スタートアップ段階を乗り越えるための補助金であったり、また経営を加速させるための補助金でなくてはならないわけですね。もちろんここは山鹿市にぎわい創出協議会、こちらの中でもしっかり検討されるところではございましょうし、またその継続的な事業支援が受けられるように、商工会議所、商工会にもご協力をお願いするところが多々あろうかと思われます。

また、創業された方、市外からお越しの方こそ、とにかくやっぱり地域のコミュニティーですとか、いろんな関係諸団体、そういったところの接点をどんどんふやしていただいて、土地や物件の縁だけではなくて、人の縁も広げていただきたい。そして、地域に根を張って経営していただくような誘導や仕掛けも必要になってこようかと思います。いずれにせよ、本当にこの２年目というところが正念場になってくるのかなと思います。

外での発信、福岡市であったりとか、市外のところでもこれまでも取り組んでいらっしゃることはわかります。ただ、本当に広報の部分でいろいろ考えられるところはいっぱいあるんじゃないかなと。例えばチラシにしても、数字がわーっと、補助率がこうこうと書いてある、そういったものもありますけれども、本当に最初から強い関心があって、そのチラシを見る方にとっては便利ですよね。ただ、ひょっとしたら商売の種というのがどこに転がっているかわからんものですし、起業家というのがどこにいるかもわからない。そこにリーチしていくためには、何かしら広報的な部分も、広告的な部分も工夫が必要かもしれない。恐らく協議会の中で予算が振り分けられたりするんでしょうけれども、とにかく外部に情報発信していく、ここはもっと力を入れていただきたい、本当にそう思います。

政府の推進するその地方創生推進交付金、こちらの交付対象事業にも認定された豊前街道歴史的まちなみ再生事業、３月末に認定されていますよね。本市はこちらにも取り組んでいらっしゃいますね。本年度より、小売業、飲食業等に補助率最大３分の２、何と上限500万円という、新しい展開をお考えの事業者、特に飲食店そういう事業者さんにとっては大変魅力的な事業をされていますけれども、今回の補正のほうでも増額が審議に上がってきています。こちらの事業とのコラボレーション、これは重要になってくるかと思います。家賃の部分、そして内装とか外装の改装の部分、これとのコラボレーションで、本当にこれから勝てる商売、金を稼げる、まちに金が落ちてくる、人を呼んでくる、そういったものへの投資というものが非常に効率的に行われる部分が出てくるんではないかなと、そういった先進事例に十分なり得る力を秘めている、魅力を秘めている、そう思います。そして、それが豊前街道を訪れる観光客へのおもてなしにも大いに寄与する、そしてリピーターが生

まれる、そういった方が外にどんどん発信していく。ＳＮＳや口コミ、そして山鹿市にどんどん人がやってくるというサイクルがまたできてくればいいのかな、そういうふうに思います。ですから、何でも補助金と言うと、ただやりっぱなしになりがちなんですけれども、効率的な投資としてぜひ考えていただければと。

それに、来年2019年には本市で女子ハンドボール世界選手権大会、高校総体、いろいろな大型のイベントが予定されていますので、本市の観光をアピールする絶好の機会ともなろうかと思います。やはり、よく最近インスタ映えなんていう言葉がありますけれども、すごくネットなんかで写真映えするようなお料理を出したり、小物があったり、お店の外観、そういったものが本当にネットで拡散されて、それを写真を撮るためだけに、皆さんでいらっしゃったりするんですね。そういったことも本当に往々にしてありますし、いわゆるマスコミだけに取り上げられるだけではなく、本当にそういった観光客の皆さん一人一人が情報発信したいと思えるように魅力づくりが必要で、そのためには今回のこういう空き店舗を解消していくというものは、新しい売り上げのお店もできる、そして町並みも美しくなっていく、人があふれてくる、こういったことが本当に重要であろうかと思います。大変重要な事業になってくると思います。

ということで、いろいろ申してまいりましたけれども、とりわけ本質問の冒頭で申しましたように、この施策により中心市街地に楽しさを取り戻しましょう。稼げるまちづくり、稼げる観光づくり、こちらを創出し、山鹿市の持続可能性、これが高まるように、効率的・効果的な運用をお願いしまして、私の本定例会での一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、立山君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

18番議員の永田でございます。

先ほど来から、災害のことについて、それぞれ考えられないような被害が出ております。お悔やみなり、お見舞いなり、申し上げたいと思いますし、特に早い復興をお祈りしたいと思います。

発言通告に基づきまして、質疑を１点、議案第72号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）、19ページであります。学校建設費、学校規模適正化事業（鹿本小学校）の206万2000円というのに対しての質疑、それから一般質問を２つ、国

民健康保険税について、それから教育委員会の事業についてお伺いをしていきたいと思います。一問一答にてお願いを申し上げます。

まず、質疑を行います。

先ほど申し上げましたとおりに、議案第72号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）、19ページ、（目）学校建設費、学校規模適正化事業（鹿本小学校）の分で、206万2000円についてお伺いをしていきます。しかし、鹿本小学校の建設整備事業は、多年度にわたって継続的な事業であるかと思います。それで、あえて全体事業予算確保のためだと思いますけれども、４ページに債務負担行為の補正で、同じく学校規模適正化事業（鹿本小学校整備事業）で、３億7881万3000円の補正が提案をされております。双方を絡めてご説明を求めたいと思います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の質疑にお答えいたします。

学校規模適正化事業の鹿本小学校につきましては、昨年９月議会で平成32年度までの施設整備計画により、次年度以降の事業費に係る債務負担行為を含め、全体事業費として約18億6700万円の議決をいただきました。

その後、第１期工事として、校舎の建てかえ部分の建築工事に係る入札事務を行い、数回の入札不調はございましたが、今年３月議会で工事契約締結の議決をいただいたところでございます。その間、熊本地震の復旧・復興の影響により、人件費の高騰や資材単価の上昇などを踏まえた設計内容の見直しを余儀なくされました。また、昨年度は当該工事の入札不調が続いたため、平成29年度予算計上分のうち、約１億円は未執行額として減額せざるを得なくなるなど、全体事業費に対して約３億200万円の予算不足が生じているところでございます。

したがいまして、今後の第２期工事予定案件のうち、不足部分に相当する体育館の整備経費約３億8100万円を平成32年度までの債務負担行為を含めまして、補正予算をお願いするものでございます。

今回の補正予算後の全体事業予算の総額といたしましては、約21億4800万円といたしております。なお、現年度分の予算計上額206万2000円につきましては、工事契約議決後の今年度事業進捗見込み額として計上しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

質疑でお伺いしましたのは、去年の９月18億円で事業計画を組んだのが、たった１年で３億8000万円も補正をせないかんのかなと。それにつきましては、後ほど一般質問の中でも少し伺っていきたいと思います。

一般質問を行いたいと思います。

まず１点目に、国民健康保険税についてお伺いをしていきます。

平成30年度から国民健康保険税の財政運営が今まで市町村でやっていましたけれども、都道府県化になりました。それによって、山鹿市の国民健康保険税が引き下げられました。内容をちょっと調べてみたんですが、国保税の財政を見てみますと、平成30年に山鹿市は12億5000万円であります。平成29年は14億円でありましたから、２億円はここで下がっているということであります。その背景には、都道府県化したことで、県の支出金が昨年は５億4000万円しかなかったのが、51億5000万円に上がっております。財源の配分によって、山鹿市の国民健康保険税が下げられたという現実でありますけれども、その内容について少し教えていただきたいなと思います。

それから、あわせて本市の国民健康保険税の対象者、大体人口の何割ぐらいなのかなと。それから、徴収配分をしていくわけですけど、徴収配分の内容等についても、あわせてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部次長。

［福祉部次長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部次長（佐藤　アキ君）

永田議員の一般質問、平成30年度の国民健康保険税引き下げの要因等につきまして、お答えいたします。

国保制度改革によりまして、本年４月から都道府県が市町村とともに国保の保険者として共同運営を行っております。県は財政運営の責任主体となっております。

これに伴いまして、県が国などからの交付金や県内市町村から集める事業費納付金を財源としまして、県内市町村全体の医療保険給付費を賄うこととなりました。

これによりまして、本市の平成30年度当初予算につきまして、歳入におきましては、県からの支出金が前年と比較して12倍にふえました。また、歳出項目では、県に支払う事業費納付金が新たに追加となりました。全体的には、歳入歳出項目が整備され、簡素化しております。

この事業費納付金につきましては、県全体で見込まれる医療費等から公費等を差

し引いた納付金の基礎額を総額としまして、各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準等に応じた負担額が算定されるものでございます。各市町村に対しましては、それぞれ市町村ごとの納付金の額とあわせまして、その納付金を賄うために、市町村が被保険者から徴収すべき保険税率の目安として標準保険税率が示されることとなっております。

平成30年度の事業費納付金の算定に当たりましては、新たな制度の円滑な運営と急激な保険税の引き上げの抑制を図るため、国からの財政支援が拡充されており、納付金の基礎額が抑えられております。

また、医療費水準や所得水準が低い市町村については、納付金の算定額が一定基準により抑えられる仕組みでございます。本市国保の場合は、県内でも比較的所得水準が低いこともあり、国保税の引き下げにつながったものでございます。

また、お尋ねの国保被保険者数につきましては、平成30年４月末現在１万4171人、加入率としましては約27％となっております。国保税の賦課方法につきましては、所得割、均等割、平等割の合算におきまして算定をしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

国民健康保険税の２回目の質問を行います。

制度が変わったということでありますから、内容についてはいろいろ今ご説明いただいたとおりでありますけれども、山鹿市の国民健康保険税の決定につきましては、先ほど言われましたとおりに、課税額について県のほうから提示、指示をしてくるわけであります。ただ、山鹿市としても医療費抑制のために健診だとか健康増進課で一生懸命努力をしておりますが、そういった抑制のために努力した評価というのは、どこかに加味されてくるのか、そこら辺を少しお尋ねしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部次長。

［福祉部次長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部次長（佐藤　アキ君）

永田議員のご質問、医療費抑制のための健診事業等に対する評価につきまして、お答えいたします。

国保の保険者である市町村が行います医療費の適正化事業につきましては、特定健診や特定保健指導、また生活習慣病に係る重症化予防事業等がございます。

本市におきましては、特定健診の未受診者に対する訪問指導による受診勧奨等を行い、受診率の向上に努めております。また、重点事業といたしまして、糖尿病の重症化予防事業に取り組んでおります。健診データとレセプトから抽出した対象者に対し、医療関係等と連携をした保健指導を実施しております。

これらの事業のほか、給付の適正化や後発医薬品の使用促進等の実施状況などをポイント制とし、ポイントに応じて国の交付金が配分される保険者努力支援制度が平成30年度より取り入れられました。

本市は、特定保健指導率が県内でも高い水準にあり、この部分に対しての評価等により、一定の交付金が見込めるものと考えております。

この保険者努力支援制度の評価に基づく交付金をより多く受けられることができれば、市の国保財政にもよい影響を与え、国保税の引き上げを抑制することにもつながるものと考えますので、今後さらに効果的な取り組みを積極的に実施してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

国民健康保険税について、３回目の質問を行いたいと思います。

今後の山鹿市における国民健康保険税の財政の運営の見通し、今後どうなると考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

例えば、国民健康保険税の市町村の財政確保につきましては、特に山鹿市の場合は今まで保険税が上がる場合は基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰り入れ、これにつきましては平成27年度は１億7000万円、法定外から入っておりますし、平成28年度も１億7000万円繰り入れをしております。平成29年度は幸い繰り入れなくても事業が済んだのかなと思います。こういったときに、安定しているという話でありますけど、いつ上がっていくかわからん、そういうときの財源不足が発生した場合にどういう対応の仕方があるのかなということを少し心配しますので、お伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部次長。

［福祉部次長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部次長（佐藤　アキ君）

今後の山鹿市国保財政運営の見通しにつきまして、お答えいたします。

本市におきましては、これまで国保の財政運営上で会計に財源不足が生じた際には、一般会計からの基準繰入金のほかに、法定外の繰り入れを行った時期がございました。平成30年度以降は、法定外繰り入れが全く行えないという制度上の縛りはございませんが、法定外繰り入れをもし行った場合には、これを赤字として取り扱い、赤字解消に向けた基本計画を策定して県に提出し、５年以内での解消を目指すということとされております。

新たな制度では、基本的には県に支払う事業費納付金の財源となる国保税が不足する場合には、県に設置されております財政安定化基金を借り入れて、当該年度不足分を補い、翌々年度から３年間で償還するという仕組みとなっております。

本市におきましては、現在、国保財政調整基金を約５億円保有しております。納付金の財源が不足する場合には、当分の間はこの基金を取り崩して運用できるものと考えております。

本市としましては、将来にわたる制度の安定運営のためには、山鹿市健康増進計画やデータヘルス計画に基づき、被保険者の健康づくりや医療費適正化事業を強力に進めることが最も重要な対策であると認識しております。

先ほども申し上げました保険者努力支援制度による交付金の確保に力を入れ、医療費の節減を図り、事業費納付金の上昇やひいては国保税の引き上げにつながらないよう鋭意努力してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

先ほどのご答弁の中で、私は一般会計への法定外の繰り入れは今後はできないよというお話を聞いていたので、その辺をお伺いしたんですけれども、必ずしもそれは規制されてないということでありますから、必要であれば可能性がある。ただ、赤字が発生した場合、国保税へ繰入金を入れたら、その分埋めなきゃいかん。やっぱり国県から金を借りてやらないかんわけですから、先ほど来からお話がありますように、医療費の抑制のためのいろんな事業にしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

一般質問の２点目の教育委員会の事業についてお伺いをします。

先ほど質疑をしました、学校規模適正化事業、債務負担行為、合わせて事業費が全体で21億4800万円になるということでございましたけれども、先ほど申しました、あと１年間で３億8000万円もオーバーするとかいと。きょう朝から有働議員がしっ

かり計画性の話をされましたけども、そこら辺もひっくるめまして、施設の設備の内容、それからその設備ごとの事業費がどういう形で動いていくのか、その辺をお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の一般質問、教育委員会の事業として取り組んでおります学校規模適正化事業の鹿本小学校の施設整備計画について、お答えいたします。

鹿本小学校につきましては、平成32年４月の開校を目指して、現在、第１期工事として建てかえ校舎の建築を行っております。この事業費は14億5033万2000円でございます。

また、今回の補正予算で債務負担行為を含めた予算をお願いしておりますが、今後は第２期工事として、駐車場等の外構整備や解体を含めた体育館整備で事業費を約６億200万円、さらに第３期工事として既存校舎の改修に事業費で約9600万円を算定し、最終的な工事の完了は開校後の平成32年秋ごろを予定いたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

教育委員会の事業について、２回目の質問をします。

先ほど事業費、事業の内容等についてご報告いただきました。当初計画からかなり時間もかかっておりますけれども、現在に至るまでの事業の経過を少し教えていただければなと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員のご質問、学校規模適正化事業の鹿本小学校の施設整備の経過について、お答えいたします。

学校再編につきましては、山鹿市小中学校規模適正化基本計画第２次計画に基づき取り組んでいるところでございます。また、施設整備につきましては、同計画の基本的方針に基づき、既存の施設や敷地を有効に活用することといたしております。

鹿本小学校につきましては、地域の代表者等で構成する鹿本地区３小学校の統合準備委員会で、平成27年８月に、統合校の位置は現在の来民小学校の敷地で、開校目標年度は平成30年４月を目指すということでご了解をいただいたことから、施設整備につきましては、来民小学校の既存施設が構造上危険な状態にある建物かどうかを確認するため、施設の構造耐力度調査を平成27年10月から実施いたしました。

その結果、当初の想定よりも建てかえ部分が多く、工事期間も多くを要することとなり、工事中の児童の安全確保等も考慮して開校目標を平成32年４月に延期したところでございます。

また、事業費につきましても、質疑の中でご説明申し上げましたが、昨年９月議会で債務負担行為を含めた全体事業費として約18億6700万円の議決をいただき、今回改めて債務負担行為を含めた全体事業費の不足分に見合う金額として約３億8100万円の補正予算をお願いしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

今、事業費経過についてお話をいただきましたけれども、きょう、有働議員さんのほうから、事業おくれの責任についての追及がありました。それは教育委員会全体でのおわびがありましたけれども。私は逆に事業費についても、例えば山鹿小学校は平成25年にできています。26億円です。鹿北小学校は平成25年です。14億円です。菊鹿小学校は平成28年です。10億円です。めのだけ小学校は平成29年です。７億5000万円です。結局、土地を買わなきゃいかんとか、いろんな条件はありますけれども、期間がずれるならずれるほど、持ち出し金額がふえてきたんじゃないかと。例えば、平成30年開校のはずの鹿本小学校が、平成32年まで引っ張ったので３億8000万円もせないかんと。だから、こういった期間のずれによる市民に対する負担についてもしっかり反省して、内容精査をしていただきたいなと思います。

教育委員会の事業に３回目の質問をします。

教育委員会改革のために、平成27年４月１日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正をされました。皆さん方ご存じのとおりだと思います。山鹿市におきましても、教育長の残任期間が２年ありましたので、２年間の移行期間を持ち、平成29年４月に新しい教育委員会で、教育委員長を外して教育長をつくるということで、教育委員会制度に移行をされてきました。１つ、私は教育委員会制度を国が変えなきゃいかんという課題は、もうみんなご存じだと思いますが、あえてき

ょう４点、いつもセミナーあたりで話される、何で教育委員会制度を変えないかんかという話であります。

まず、１つ目ですね。地域住民の意向を十分に反映していないと。結局、直接選挙で選ばれる首長と違って、意思疎通、連携が課題になっていると。

それから、もう１つは、教育委員が教育関係者のＯＢを中心に構成され閉鎖的である。前回までは、５人の教育委員の中に４人が学校ＯＢの先生方だったから80％、現在は１人かわられましたので、それでも60％、全国平均はおよそ３割ぐらいだそうです。

それから、２つ目には、迅速さ、それから機動性に欠ける。というのは、非常勤の教育委員から合議体で会議も月に１回か２回しかせん。迅速な意思決定が非常にできにくいと。

それから、３点目は、これは教育委員長と教育長の絡みですけども、権限と責任の所在が不明確だと。教育委員長と教育長の関係がわからんと。

もう１つは、市長と教育委員会での権限が分散してややこしい。極端に言えば、事業は教育委員会がする、予算は市長部局が持っとるという窮屈な中で教育委員会は仕事をしている。

それから、教育委員の審議等が形骸化している。先ほど申しましたとおりに、先生ＯＢの５人で決めていくわけですから、事務局の提案する案を追認するだけの機関ではないかと、そういうことじゃないような教育委員会制度にしなさいと。

それから、これは小規模市町村ですから、うちはそんなにならんと思いますけども、事務処理体制が不十分だということが言われています。こういう教育委員会制度に移行された後の平成27年４月１日から平成29年４月１日までの一連の経過についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の一般質問、新教育委員会制度移行後の対応について、お答えいたします。

自治体の教育行政について規定いたします地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年４月１日から施行され３年を経たところでございます。これまでの期間、今回の法律改正の大きなポイントと言える総合教育会議の開催、山鹿市教育大綱の策定、新教育長制度への移行、これら３つの項目を中心に制度整備を行い、対応を進めてきたところでございます。

まず、市長と教育委員会の連携をより密にする目的で、市長主宰のもと開催する総合教育会議につきましては、これまで合計12回開催いたしており、インクルーシブ教育の現状と課題や小中一貫教育について、山鹿学についてなど、幅広い分野での論議を行っていただいているところです。

次に、地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な教育行政の方針として定める山鹿市教育大綱につきましては、第１次大綱を平成28年２月に、第２次大綱を平成29年７月に策定したところで、本年７月開催の総合教育会議におきましては、大綱内に規定する事業の実施状況等について確認を行っております。

最後に、教育行政の責任を明確化するため、教育委員長と旧教育長を一本化した新教育長制度でございますが、旧制度の教育長残任期間２年の経過措置を経た後、平成29年４月１日に移行したところございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

教育委員会の事業につきまして、４回目の質問をしたいと思います。

これは教育長にお尋ねをしたいと思いますが、新たな教育委員会制度での市長部局との連携が非常に必要だろうという理解を、私はしております。その辺について、なぜかということでご質問をしていきたいと思います。

教育委員会の所管業務、地方行政の組織及び運営に関する法律の中の第21条です。教育委員会の職務権限というのが出されてます。その中には19項目、ちゃんと明記をされています。これとこれは教育委員会がせなんぞと、例えば教育機関の設置、学校統合そういうやつだとか、施設の管理だとか、それから教員の人事とか、それから青少年育成であるとか、スポーツ・文化とか、そういう問題が明記されていて、独立行政委員会であるので、その範囲内で職務は教育委員会が持ちなさいよという話でありました。

そういう形の中で、非常にたくさんの事業をやっておられます。特に事業は一生懸命やるけど、予算は行政に言ってもらってこないかんと。非常に窮屈だと思いますけども、それが今の組織であります。

そういう事業の中に、今度新しい事業が来ます。例えば、世界ハンドボール選手権が来ます。全国高校総体が来ます。日本遺産の事業を取り進めていかないかんというように、非常に教育委員会業務が大変だと思います。当然、市長部局との連携

が必要だと思いますけれども、ただ、先ほど答弁の中で、新委員会に移行しました。総合教育会議を開催しました。これは市長主宰です。山鹿市教育大綱も策定をしました。

それから、教育委員長を排除して教育長を新たに平成29年４月に任命しましたという話で、それで全部計画が終わったのかなと理解をするわけにはいかんわけですね。というのは何でかと言うと、山鹿市教育大綱をちょっと皆さん方にも配っておられると思いますけども、教育大綱に基づいて総合教育会議をされますけども、基本方針が３つ出ています、教育大綱はですね。

１つは、命を輝かせる教育。命を大切にする教育の推進、豊かな心と社会性を育む教育、インクルーシブの教育という話であります。

２つ目に、志を育てる教育。山鹿学の推進、山鹿学というのは注釈がありますから、先ほどちょっと見ましたけども、山鹿学は。読書のまち山鹿の実現、国際化に応じた教育の推進。

それから３つ目には、生き抜く力を育む教育。確かな学力と健やかな体の育成、ＥＳＤ、これも注釈がありますので、凡事徹底というようなスローガンを３つの基本方針で出されております。と言うのは、僕はなかなか総合会議にも出られんで、議事録は全部、どういう論議をされているかと調べさせていただきました。教育委員会の会議には時々入りますけれども、この中で論議されているのが、今、教育大綱に基づいた事業だけが論議されている。結局、子供たちの教育、教育に関する論議が主体に話がされていると思います。そうしますと、先ほど言ったほかの事業、例えばハンドボールの事業についてもしかり、今度、高校総体の問題でもしかり、それから学校統合規模適正の事業もしかり、そういう諸々の問題点については、総合会議で論議されてない。総合会議は何でかというと、行政と教育委員会をつなぐための会議であり、主宰は市長ですから、その中で総合会議がつくったから、当然それも含まれているだろうという理解を、私はしとったっですけれども、そういうことになりますと、やっぱり今後こういう事業展開の中で、教育委員会、結局、教育委員の先生方だけじゃなくて、教育委員会全部を網羅したところで、行政としっかりタイアップしていただきたいなと。そうでないと、教育委員会も大変です。行政のほうもどこまで応援してよかつかわからんというような形が見えてくるし、非常に事業は重なってくるので、そこら辺をどう考えておられるか、教育長、ご答弁をお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

永田議員の一般質問、新たな教育委員会制度での市長部局との連携について、お答えをいたします。

教育委員会では、学校教育におけるインクルーシブ教育の推進や学校統合に関すること、また平成26年度からは子育て支援業務もあわせて所管することとなっております。大変幅広く多くの事業を所掌しているところでございます。さらに、来年度以降も、スポーツ分野では、先ほど議員も申されましたけれども、女子ハンドボール世界選手権大会や全国高校総体を控えているほか、日本遺産認定後の取り組みや方保田東原遺跡の国重要文化財指定に伴います文化振興など、特にスポーツや文化面において、新たな事業も予定されているところでございます。

これらの事業を確実に実施するとともに、成功に導くためには単に教育委員会の事業としてだけでなく、市長部局と目標や情報を共有化するとともに、これまで以上の連携を図ることが成否の鍵を握るものと考えているところでございます。

新教育委員会制度のもとで、先ほども出ましたけれども、総合教育会議や教育大綱を活用しつつ、今後も市長部局としっかりと連携を行って、これらの事業に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

［「終わります。」との声あり］

○議長（永田　健君）

以上で、永田君の質疑・一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第２、委員会付託を行います。

議案第66号から議案第78号、認定第１号から認定第12号及び陳情第５号については、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時33分　散会

～～～

９月１４日(金曜日)

平成30年（第３回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成30年９月14日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第66号　専決処分の承認を求めることについて
（平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第67号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号　山鹿市営住宅条例等の一部を改正する条例

議案第69号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例

議案第70号　山鹿市立認定こども園条例

議案第71号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第72号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

議案第73号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第74号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第75号　平成30年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第76号　財産の取得について

議案第77号　財産の取得について

議案第78号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

認定第１号　平成29年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成29年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　平成29年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　平成29年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第10号　平成29年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第11号　平成29年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第12号　平成29年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第５号　県中学校駅伝大会の試走費の予算化を求める陳情書
（委員長報告）
討　　論
採　　決

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立山大二朗	君
２番	小川榮二	君
３番	芋生よしや	君
４番	勢田昭一	君
５番	有働辰喜	君
６番	服部香代	君
７番	冨田弘海	君
８番	永田　健	君
９番	冨丸洋一郎	君
10番	藤本峰秀	君
11番	北原昭三	君
12番	芹川正美	君
13番	藤原　豊	君
14番	平井邦廣	君
15番	吉本政幸	君
16番	池田誠一	君
17番	堀　茂幸	君
18番	永田紘二	君
19番	横手啓介	君
20番	寺崎勇児	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	宮崎錦也君
福祉部長	野田勝年君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	大森健司君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	江藤一洋君
福祉部次長	佐藤アキ君
経済部次長	木下　実君
建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君
情報システム広報課長	築山一也君
環境課長	樺　浩介君
教育総務課長	瀬口慎哉君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

会議に先立ち、さきの西日本豪雨災害、また、このたびの北海道胆振東部地震により、多くの方々のとうとい命が失われました。山鹿市議会におきましても、衷心よりご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。傍聴席の方におかれましてもご一緒にお願いいたします。ご起立をお願いいたします。黙禱。

［黙禱］

○議長（永田　健君）

黙禱を終わります。ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第66号～議案第78号
認定第１号～認定第12号
陳情第５号

○議長（永田　健君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第66号から議案第78号、認定第１号から認定第12号及び陳情第５号の全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　紘二君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　紘二君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

初めに、８月９日から８月11日にかけて実施いたしました奈良県生駒市及び桜井市の行政視察についてご報告をいたします。

最初の視察地である奈良県生駒市では、テレワークアンドインキュベーションセンターイコマドの取り組みについて視察をいたしました。

このイコマドという施設は、生駒市における駅前の再開発事業で整備された建物が３年前から空きスペースになっていることから、そのスペースを利用して整備された施設であります。

この施設整備に当たり、まず子育てに関する意識希望調査を実施し、その結果において、理想とする子供の数の期待値が2.27人、その時点での合計特殊出生率が

1.26人であり、理想と現実の間に約１人の差があるということ、また理想とする子供を持てない理由については、経済的な負担が大きいことや育児と仕事の両立ができないという回答が大半を占めていたとのことであります。

生駒市は、住宅都市として発展しており、大阪府の企業に多くの市民が勤めておられます。女性の方が出産を機に仕事をやめたり、また親の介護等で仕事をやめられる方も多く、そういう方々に何とか仕事を続けていただきたい、仕事が継続できるような施設を設けたいという思いから、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の１つとして、母親が希望の仕事をできるまちを掲げております。

その取り組みとして、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育て層の女性の就業機会を拡大するため、テレワークの導入支援やサテライトオフィスの誘致等を図り、テレワーク等の普及促進に取り組むほか、希望の仕事をみずから起業し、子育てとの両立につなげていけるような機能を合わせ持つ拠点として整備されております。

現在の施設稼働率は約20％だということでありましたが、平成28年度においては200社以上の企業に営業活動を行われており、また国が進める働き方改革においてもテレワークは非常に重要視されていること、利用者は右肩上がりでふえているということでありました。

このような空きスペース等を活用した多様な働き方の創出は、本市においても検討できるものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現、また高齢化社会における働き手の確保を行う上で、大変参考になる取り組みだと思いました。

次に、奈良県桜井市において、大和さくらいブランド認定事業について視察をいたしました。

大和さくらいブランド認定事業とは、事業者の申請に基づき、商品としての質、地元への貢献度・認知度など、桜井らしさを基準に、１次産品から加工品、あるいはサービス商品まで審査をし、大和さくらいブランドとして認定する事業であります。

平成27年度から事業に取り組まれておりまして、現在23品目をブランド品として認定されております。

また、東京都や大阪府等でイベントを開催し、大和さくらいブランド認定品の紹介、品物の提供、トークイベントを開催されるなど、プロモーション活動に力を入れられておりました。また、各首都圏で開催されるイベントへのブース出店やキッチンカーを活用したブランド品の試食や販売等も行われております。

また、ブランド認定しているものは、全てふるさと寄附金の返礼品に掲載されており、プロモーション活動の効果もあり、前年は500万円だった寄附金が１年間で7000万円まで増加しているということでありました。

しかし、大和さくらいブランドに認定されたことを大変喜ばれる事業者もおられます一方、広報にもう少し力を入れてほしい、認定されたメリットが余り見えないという声もあり、これまで以上の情報発信、または事業者にとってメリットが感じられるようなブランド力の向上が求められており、まだまだこの事業については課題がたくさんあり、改善がなされております。わざわざ桜井市まで買いに来たいと思われるような大和さくらいブランドを目指して頑張っていきたいということでありました。

本市におきましても、米を初めとした全国に誇れる農産物、国指定の伝統工芸品である山鹿灯籠や八千代座、鞠智城など観光資源も多くあります。これらの知名度をさらに向上させていく上で、大変参考になる取り組みでありました。

以上、行政視察の報告を終わります。

次に、本定例会において当委員会に付託されました議案３件、認定８件について報告いたします。

去る９月７日、午前10時から本庁５階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、菊鹿ワイナリー建設工事現場及び市道大河内線災害現場の２カ所を現地調査をいたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしました。その結果について、報告をいたします。

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第68号　山鹿市営住宅条例等の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成29年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第４号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第６号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第７号　平成29年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第８号　平成29年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案

のとおり認定すべきものと決しました。

認定第９号　平成29年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号　平成29年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第12号　平成29年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

服部市民福祉常任委員長。

［市民福祉常任委員長　服部　香代君　登壇］

○市民福祉常任委員長（服部　香代君）

市民福祉常任委員会からご報告をいたします。

初めに、８月１日から３日にかけて実施いたしました京都府京丹後市、滋賀県野洲市の本委員会の行政視察につきましてご報告いたします。

８月１日午後に、京丹後市丹後庁舎を訪問し、京丹後市におけるさまざまな公共交通施策について、担当課及びＮＰＯ法人より説明を受けました。京丹後市は、人口約５万5000人、面積は約500平方キロメートルと広大で、高齢化率は35％を超えております。大変広い市内の移動手段や高齢化が大きな課題となっており、利用者が著しく減少している公共交通機関への多額の財政支援額が財政を圧迫してしまうという危機意識から、庁舎内に新公共交通体系構築プロジェクトチームを発足させ、課題解決に取り組んでおられました。過疎地域であり、マイカーに頼らざるを得ない現状があり、高齢化のためマイカーにも頼れないということで、路線バス再生と鉄道再生の取り組みから始められ、それぞれ市内一律200円バス、200円鉄道として、最大６分の１の料金で利用できるように整備されました。

また、公共交通空白地帯での交通手段として、市営デマンドバスの運行、ささえ合い交通での有償運送も行われておりました。特にささえ合い交通はＮＰＯ法人で運営されており、住民ボランティアが自家用車を使って地域住民や観光客を運ぶという助け合いの精神を実現したものとなっていました。

このように、幾つもの交通手段を整備することでニーズに合った使い方が可能になり、市民の利便性は格段に向上しているということでした。山鹿市でも、公共交通システムについて議論が始まっております。安心・安全で便利な、そして高齢者、障害者も含めた福祉の観点も考慮したシステムづくりに大変参考となる研修となりました。

８月２日は、午前中に京丹後市峰山総合福祉センターを訪問し、包括的な支援の取り組みについて、担当課より説明を受けました。

誰一人置き去りにしないまちづくりを合い言葉に、寄り添い支援事業を展開されていました。総合相談支援窓口の受け付け体制を強化し、寄り添い支援総合サポートセンターを開設しておられ、生活困窮者支援、暮らし・仕事の相談、消費生活センター、多重債務相談、若者サポート、その他市民相談などに対応され、複雑かつ深刻化する前に解決できるよう、多くの事業を活用し、丁寧なサポートを行っておられました。山鹿市でも生活困窮者の自立支援など参考になるものも多く、大変有意義な研修となっております。

午後は、滋賀県野洲市廃棄物処理施設・野洲クリーンセンターを訪問し、施設整備と管理運営について説明を受けました。

野洲市の人口は約５万1000人で、山鹿市と人口規模がほぼ同じであり、また平成28年に稼働開始したクリーンセンターは、１日当たりの処理能力が43トン、処理方式はストーカ方式であるなど、当市が建設中の一般廃棄物処理施設と同様であり、その管理運営の具体的な内容について調査をいたしました。稼働開始からの３年間の管理運営は、建設した事業者に委託されており、人件費、電気・薬品費などの用役費、点検費などが必要ですが、維持管理費は保証期間ということでゼロ円でした。しかし、４年目からは維持管理費も有料となることで、４年目以降の対応や事業の評価方法については、詳細に説明を受け、今後の山鹿市の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務など大変参考になりました。

次に、本定例会において、当委員会に付託されました議案７件、認定５件について、ご報告いたします。

去る９月10日、午前10時から501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その結果について、ご報告いたします。

議案第67号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本議案につきましては、芋生委員より反対討論があっておりましたが、発言の全てを取り消したいとの申し出がありましたので、本日、再度委員会を開き、これを許可いたしております。

議案第74号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号　平成30年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号　財産の取得について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、委員より、現状の体制のまま広域議会の充実を図るべきとの反対討論がありました。また、規約の変更による広域議員選出方法の見直しや議員数が増加することで発言の機会がふえることを期待すべきとの賛成討論もあり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成29年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、委員より、マイナンバーカード交付関連事務に関する予算において、マイナンバーカードは不要なものと考えるため、この支出には反対との討論がありました。挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第２号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員より、現状の国民健康保険税は高く、さらに一般会計から特別会計に繰り入れるべきとの反対討論がありました。挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第３号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第５号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号　平成29年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

初めに、８月６日から８日にかけて実施いたしました、石川県小松市、輪島市富山県南砺市の行政視察につきまして、ご報告をいたします。

最初に、日本遺産に認定された石川県小松市の認定後の取り組みと活用について、

「珠玉と歩む物語」と題して、地元産の石のストーリーを研修いたしました。

日本有数の恵まれた地下資源として採れる石の文化が、当市より１年前に日本遺産に認定をされております。この認定により、生活の身近にありすぎて気づかれず、さほど注目されてこなかったものが、ふるさとの宝として再認識され、見直されるきっかけとなってきたということであります。

認定された年の年度末には、地域のさまざまな職種の代表者から成る会議により、10年プランを策定されており、理念と基本計画をテーマに掲げ、それぞれを実現していくための３つのミッションと６つのアクション計画が明示されております。教育部文化創造課で取り組んでいた文化財は、この認定を機に市長部局の観光交流課と一つになり、観光文化課として対応することで、全国に向けた宣伝展開や本物を見せたり触れたり体験する機会の創出へと展開するということでありました。また、地域が地元産材を有効に使う仕組みとして、奨励金制度や未指定文化財の保護・保全に取り組むための日本遺産保護条例の制定もされております。地域の特性や特色を生かしたエリア分けをし、積極的でなかった文化の掘り起こしや次世代への継承活動、地域の活性化を図ることを計画に盛り込み、身近な多くの産材や素材を、多くの市民が宝として再認識し、関係し合うということで、新たなアイデアや展開ができる仕組みが研究されており、石の文化関連施設への入り込み数は20％アップしたということであります。

課題として、特殊なものづくりの技術を生業とし、後継者を育成することが挙げられていました。認定から短期間のうちに10年プランが策定され、着実に日本遺産としての知名度を上げ、経済効果にうまくつながる方向へ大きく動き出しているように感じられました。

次に、富山県南砺市では、市民総参加によるスポーツチャレンジデーの取り組みについて視察いたしました。

南砺市では、市町村合併と総合型スポーツクラブの誕生、体育館の落成などとともに、このスポーツチャレンジデーの事業の取り組みを進めてきたということでございました。しかし、合併から14年継続し、高齢化による参加意欲の衰退や内容のマンネリ化など課題も出ているという説明がありました。

この事業は、気軽に一同に多くの市民が参加できる反面、ルールや集計手続など、さまざまな制約があり、毎回楽しく参加するための工夫が求められるなど、当市においても来年に迫った女子ハンドボール世界選手権大会等の開催やカルチャースポーツセンターの整備が進められるなど、より多くの市民がスポーツに関心を寄せ、健康づくりや交流につながる機会と捉えていますので、このスポーツ機運を継続していくための参考となりました。

次に、輪島市において、公民館が主体となって「地域と学校をコーディネイト」と題した、地域総ぐるみで活発に行われている事業について視察いたしました。

中でも、子供と多くの地域の大人がかかわる公民館体験合宿事業、いわゆる通学合宿の取り組みは、市内全ての小学４年生から６年生までが対象で、普段の生活の中で親元を離れて異年齢集団で生活体験をすることで、子供たちの自主性や協調性を高め、たくましく生き抜く力が育まれる機会となっているということでございました。地域から多くの協力者がかかわり、一緒に寝泊まりをして生活することで、形骸化しつつある地域と核家族とのつながりも深まっているということでありました。

合宿中のプログラムに、防災に関する段ボールでの部屋づくり体験、非常食づくりを初め、テーブルマナーや地域との交流、昔話の会、夜の史跡めぐりなど、メニューが工夫されており、近年多発する突然の災害時の対応などにもつながる貴重な体験の場になっているということの説明がありました。

また、子供がいない地域や廃校になった地域においては、取り組み意識の格差が生じたり、地域のボランティアやリーダーが高齢化しているということが課題として挙げられました。当市では、中学生による防災キャンプが実施されておりますが、地域における公民館合宿事業は、地域と子供をうまくつなぐ大変参考になる事業内容でありました。

以上で、行政視察の成果につきまして報告を終わります。

続きまして、本定例会において、当委員会に付託されました案件は、議案６件、認定１件及び陳情１件であります。

去る９月11日、午前10時から本庁５階501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、現地調査を行いました。

最初に、旧岳間小学校のブロック塀改修前の現場状況を、次に県の特別支援学校に係る計画にある稲田小学校、最後にカルチャースポーツセンターの整備事業進捗の状況を、それぞれ担当者から概要説明を受け、３カ所の現地調査を終えました。

帰庁後は、午後１時30分から委員会を再開し、慎重に議案審査を行いましたので、その審査の結果について報告をいたします。

議案第66号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第69号　山鹿市カルチャースポーツセンター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号　山鹿市立認定こども園条例、原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

議案第71号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号　財産の取得について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成29年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第５号　県中学校駅伝大会の試走費の予算化を求める陳情書、執行部に詳細な状況等の説明を求め、委員より駅伝の特殊性や試走における安全面、他の部活動についての意見等が出されましたが、掘り下げて協議するため継続審査したいとの意見がありましたので、継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号３番、日本共産党、芋生　よしやです。

私は、議案第78号、認定第１号、認定第２号について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第78号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてです。

委員会審査の中では、議員定数が32人から45人にふえるので、各自治体からの意見が出されるのではないかという意見もありましたが、現行の32人は執行機関である市を代表する枠で、市長から８人、同じく町村を代表する枠で町村長から８人、市議会を代表する枠で市議会議員から８人、町村議会を代表する枠で町村議会議員から８人となっています。そもそもここに問題があると思いますが、今回の一部変更で議員数がふえ、各市町村から１名ずつとなりましても、議員もしくは長で組織

するとなれば、各議会の選挙によって広域連合議員の全てが市長もしくは町村長で占められてしまう状況を生むことにつながります。これでは、本来、二元代表制のもとで議会に課された執行機関を監視するという役割が果たせるでしょうか。今回、改革すべきなのは、議員の選出方法ではありません。議案に対する質疑や一般質問が大変低調な議会を、議会の役割にふさわしい働きができる議会に変えることです。

今、質疑は５分で３回まで、一般質問は10分以内で同じく３回までになっています。もっと質疑や一般質問の時間を確保することこそ必要です。また、住民の意見を反映できるよう広域連合議会を実現していくためには、各構成団体及び市町村議会議員がどのような選挙制度にしていかなければならないか、出し合えるような機会を設けることも必要ではないでしょうか。本議案は、その手順さえ踏んでいないものであり、反対するものです。

次に、認定第１号　平成29年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

厚生労働省が2018年７月20日に、2017年度の国民生活調査の結果を発表しました。その中身を見ると、平均所得以下の世帯は全世帯の６割を超え、過半数の人が生活が苦しいと答えるなど、国民生活は依然として厳しいことが浮き彫りになりました。さらに、母親の就労がふえ、過去最高となっていることも述べられています。山鹿市でも、保育園に入園を希望する乳幼児が増加しているという説明があっていましたが、全国的な状況は山鹿市でも同じようであることを示しているのではないでしょうか。

地方自治法第１条の２には、住民の福祉の増進を図ることが自治体の役割であることが明記されています。今こそ、山鹿市は市民の暮らしを守るために知恵と力を尽くすべきです。ところが、皆さん、どうでしょうか。山鹿市は平成29年度、市民の暮らしを守るどころか、基金をふやしています。この間、一般質問でも取り上げてきましたが、駅伝試走費の補助や老人クラブへの補助金削減など、市民の暮らしを支えるささやかな予算まで切り詰めておきながら、結果として11億円もの基金積み立て、こんな予算があるのなら、もっと市民のために使うべきではないでしょうか。

国保、介護の負担の軽減、高齢者福祉の充実、学校給食の無償化、読書活動推進員の増員など、子育て支援の拡充を図り、暮らしを応援することを求めます。さらに、職員の定数削減により、職員の超過勤務、過重労働が慢性化しています。改善が進められていますが、個人への責任転嫁では本質的には解決にならず、市民サービスに影響を及ぼしていきます。一般質問でも指摘しましたように、定数削減はストップするか、緩やかな削減にとどめることを求めます。

そして、これまでも指摘しましたが、反対の主な理由、マイナンバーシステム改

修関連の支出です。市民にとって、不必要で危険な仕組みを続けることが問題で、制度を見直し、中止へ踏み出すことが必要だと指摘してきました。さらに、制度維持のため、システム改修費がたびたび出されており、改修が行われています。それらの費用への自治体の費用負担は相当な額になります。マイナンバーをめぐって動くお金は巨額で、ＩＴ産業やコンサルタント会社などが利益をむさぼる構図となっています。したがって、マイナンバー関連の予算支出に反対します。

もう一つは、学校規模適正化事業で、めのだけ小学校の校舎改修・外構工事が行われました。工事自体は子供たちの教育環境整備のために必要なことだと思います。しかし、この間、山鹿市の住民の合意のない学校統廃合のやり方を許すことはできません。人口減少や高齢化に対応するため、９月12日、第32回地方制度調査会、首相の諮問機関ですが、専門小委員会が開かれ、文部科学省は2008年度から2017年度までに、公立小中学校が全国で3000校以上も減少している実態を提示しました。2015年策定の学校統廃合の進め方などを盛り込んだ公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を策定をしたことを報告しました。

しかし、専門小委員会では、ますます統合が進んでしまう危惧や地域の小学校に子供が通えないところに若者が住むはずがないなど、統廃合推進は地方衰退につながると指摘し、懸念を示しました。

このように、首相の諮問機関でさえ、地方衰退を指摘する事態を山鹿市は行っているのです。鹿央町住民の皆さんが、鹿央町から小学校を取り上げないでと住民訴訟を起こした裁判が今も継続されています。住民が裁判に踏み切ったのも、山鹿市が鹿央町住民にきちんと向き合ってこなかったからです。住民合意が得られないまま進める事業は、住民にとっては受け入れがたいものであることを、きちんと認識すべきです。住民の反対の声も聞かずに強行したことに厳しく抗議したいと思います。

以上の理由により、認定第１号について反対します。

続けて、認定第２号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論します。

私は、平成29年度予算の審議のときに、山鹿市の国保税は市民の負担能力を超えたものになっている、払いたくても払えないのが実態、国民健康保険制度は社会保障であり、国の手厚い支援がなければ成り立たない制度であり、国庫負担の引き下げが保険税を押し上げる要因となったことは明らかである。高すぎる国保税を根本的に解決していくためには、国庫負担割合を引き上げていくべきだと、しっかり国に要望すべきですと意見を述べました。保険者、山鹿市が責任を持って、市民の暮らしを守るために、負担軽減のために力を尽くすべきです。山鹿市は国保基金から

の繰り入れも行い引き下げをしていますが、まだ国保税は高すぎます。一般会計からの法定外繰り入れも行って、さらに引き下げを行うべきです。そのことを強く求めます。

以上、３点について反対をします。

○議長（永田　健君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第66号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第67号から議案第71号までの５案件を一括採決いたします。

議案第67号から議案第71号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第72号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第73号から議案第75号までの３案件を一括採決いたします。

議案第73号から議案第75号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しまし

た。

次に、議案第76号及び議案第77号の２案件を一括採決いたします。

議案第76号及び議案第77号の２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第78号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を認めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、認定第１号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第２号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第３号から認定第12号までの10案件を一括採決いたします。

認定第３号から認定第12号までの10案件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、10案件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第５号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第５号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

閉　会

○議長（永田　健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、平成30年（第３回）山鹿市議会９月定例会を閉会いたします。

午前10時49分　閉会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　永　田　　健

山鹿市議会議員　　永　田　紘　二

山鹿市議会議員　　堀　　茂　幸